



豊かなみどりと歴史に囲まれた
明るく住みよいまちづくり

太宰府市

都市計画のマスタープラン

平成10年3月

太宰府市

はじめに

本市では、第三次太宰府市総合計画において“歴史とみどり豊かな文化のまち”を将来像としたまちづくりを進めています。

このたび、平成4年6月の都市計画法の一部改正により「太宰府市都市計画のマスタープラン」を策定いたしました。

本マスタープランは、太宰府市の望ましい将来像や土地利用の方向性、地域ごとのあるべき市街地像など、都市計画の基本方針を総合的かつきめ細かに定めたもので、今後の都市計画を実施するにあたっての指針となります。

近年、本市のまちづくりに係わる問題は、土地利用や交通問題をはじめとして、少子高齢化、高度情報化、国際化、都市景観、都市防災、福祉、地球環境問題等、様々な問題があります。

今後は刻々と移り変わる社会情勢の変化を的確に捉えながら、本マスタープランの都市づくりの理念であります「豊かなみどりと歴史に囲まれた明るく住みよいまちづくり」をめざして、一層の努力をする所存であります。

最後になりましたが、本マスタープランの策定にあたっては、広く市民の意見を反映させるための市民意識調査、まちづくりに関する市民のニーズや地域のきめ細かなデータを収集するために実施しました認知マップ調査（わがまちウォッチング）にご協力いただいた市民の皆様や、貴重なご意見、慎重なご審議をいただきました都市計画審議会委員の方々、並びに種々ご協力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成10年3月

太宰府市長 佐藤善郎



目 次

第1章 計画の目的	2
1. 目的	2
2. 位置付け	2
3. 計画の目標年次	3
4. 将来人口の設定	3
第2章 太宰府市の現状と課題	6
1. 太宰府市の概要	6
2. 太宰府市の現況と課題	6
3. 市民の想い	7
第3章 都市づくりの目標	10
1. 将来都市像	10
2. 将来都市構造	12
第4章 分野別方針	18
1. 土地利用方針	20
2. 市街地整備方針	25
3. 都市施設整備方針	30
4. 交通体系整備方針	37
5. 自然環境緑地整備方針	42
6. 防災・生活環境整備方針	47
7. 都市景観整備方針	54

第5章 地域別方針	59
1. 太宰府小学校ゾーン	62
2. 太宰府東小学校ゾーン	71
3. 太宰府南小学校ゾーン	77
4. 水城小学校ゾーン	84
5. 国分小学校ゾーン	91
6. 水城西小学校ゾーン	98
7. 太宰府西小学校ゾーン	105
第6章 実現に向けて	112
1. まちづくりの進め方	112
2. 実現への役割分担	112
3. 市民主体のまちづくり	113
4. まちづくり推進体制の充実	114
付属資料	118



第1章
計画の目的

第1章 計画の目的

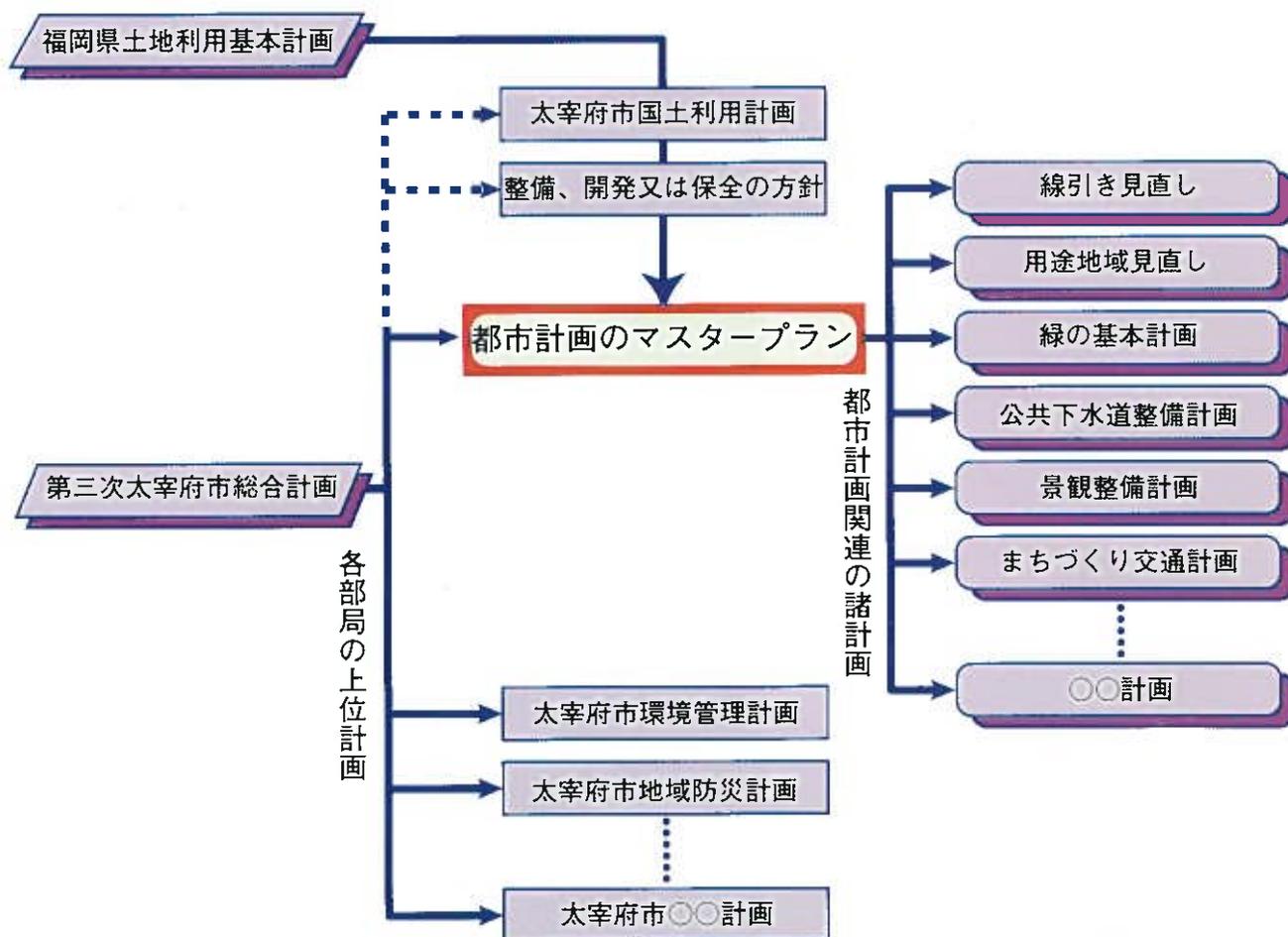
1. 目的

平成5年度から、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、市町村が自ら定める都市計画のマスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）が創設されました（都市計画法 第18条の2）。

この法改正に伴い、太宰府市都市計画のマスタープランを策定し、本市の望ましい将来像や土地利用の方向性、各地域ごとのあるべき市街地像等、都市計画の基本方針を定めることを目的とします。

2. 位置付け

都市計画のマスタープランは、第三次太宰府市総合計画（地方自治法による市町村の基本構想）、太宰府市国土利用計画（国土利用法における市町村計画）並びに「整・開・保」（市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針）に即して、各種の構想や計画等との整合を図りながら定めたものです。このようにして定めた都市計画のマスタープランは、太宰府市における都市計画の決定・実施にあたっての指針となります。

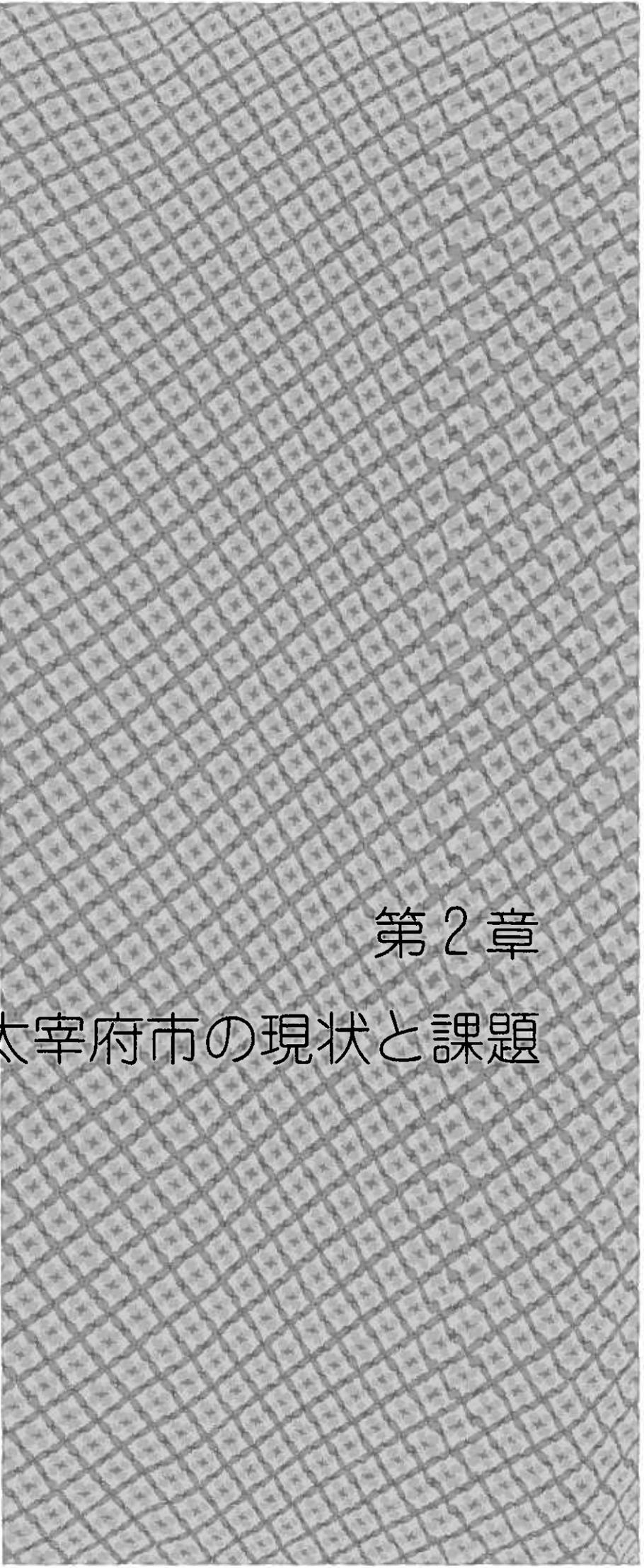


3. 計画の目標年次

計画の目標年次 2017年(平成29年)
(計画策定年次(平成10年)より20年間)

4. 将来人口の設定

計画年次の目標人口 約79,000人
(総合計画より推計)



第2章
太宰府市の現状と課題

第2章 太宰府市の現状と課題

1. 太宰府市の概要

本市は福岡市の南東約16kmに位置し、北東部は粕屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接しています。市域は29.71km²であり、東に宝満山、北に四王寺山があり、南から西北に開けています。市を縦貫する御笠川は、宝満山に源を発して南流し、市街地では西流しながら、途中鷲田川、大佐野川と合流して、末は博多湾に注いでいます。

本市は、豊かな自然と歴史的文化的資産に恵まれ、道路や鉄道等の交通至便な立地条件から福岡都市圏における住宅・文教都市、並びに観光、レクリエーション地域として位置づけられており、太宰府天満宮の所在地として全国的にも有名です。

古代においては、大宰府政庁の所在地として九州地方の政治、経済、外交の要であり、わが国文化活動の一大拠点として重要な役割を占めていたことから、特別史跡や名所旧跡が数多く点在し、史跡のまちとしての性格も有しています。

そして、都市的近代性と歴史的な香り高い風土を合わせ持つ、特色ある住宅・文教都市として発展を遂げています。



2. 太宰府市の現況と課題

福岡都市圏における昭和40年代からの急激な人口の増加は、情報施設や交通機能の整備あるいは出生率、死亡率の低下により安定化しつつあります。本市においても、昭和40年から45年を最大として急増しました。平成2年の国勢調査では62,402人、平成7年では64,913人と5年間で約4%の増加で、伸び率は減少傾向にあるものの、人口は増加しています。

本市は、市域面積2,971haの内、北谷、内山地区を除く2,253haが都市計画区域に指定されています。その内、市街化区域が1,160haで都市計画区域の約51.5%を占めており、市街化区域面積の約9割が住居系の用途地域になっています。また、本市の特徴である山林は、約780haで市域面積の約35%を占めています。

市街地開発は、平成8年に「観世音寺土地区画整理事業」が完了し、現在「佐野土地区画整理事業」を実施中です。今後は、佐野東地区、高雄家ノ前地区の土地区画整理事業を予定しています。

住居の形態は、約8割が一戸建住宅ですが、市街地中心部における高層住宅

や、学生増によるワンルームマンションが急増しました。

鉄道は、JR鹿児島本線と西鉄大牟田線、太宰府線の3路線が走り、JRは都府楼南駅、西鉄は太宰府駅、五条駅及び都府楼前駅の4駅があります。また、JR太宰府駅の新設を計画しています。

バス路線は、西鉄の7路線が運行されていますが、便数が少ない路線や鉄道との接続が悪いなど利便性に欠ける路線があります。また、住宅団地の多くが市周辺部にあり、市役所方面やJR、西鉄各駅を結ぶ路線の新設が望まれています。

道路は、九州縦貫自動車道太宰府ICがあり、国道3号をはじめとする南北方向の交通の便は良いのですが、東西方向、特に地域間の生活道路の整備が課題です。

本市は観光地としての性格も有していることから、休日には貸切バスを始め、マイカーによる観光客が非常に多く、特に初詣や観梅シーズンは、駐車場が飽和状態で、道路は終日混雑が続く状況です。近隣の商店街では、駐車場の整備が不十分で、買い物客等の路上駐車が目立っており、また歩行者のための歩道や通学路、歩行者専用道路の整備は、十分であるとはいえません。

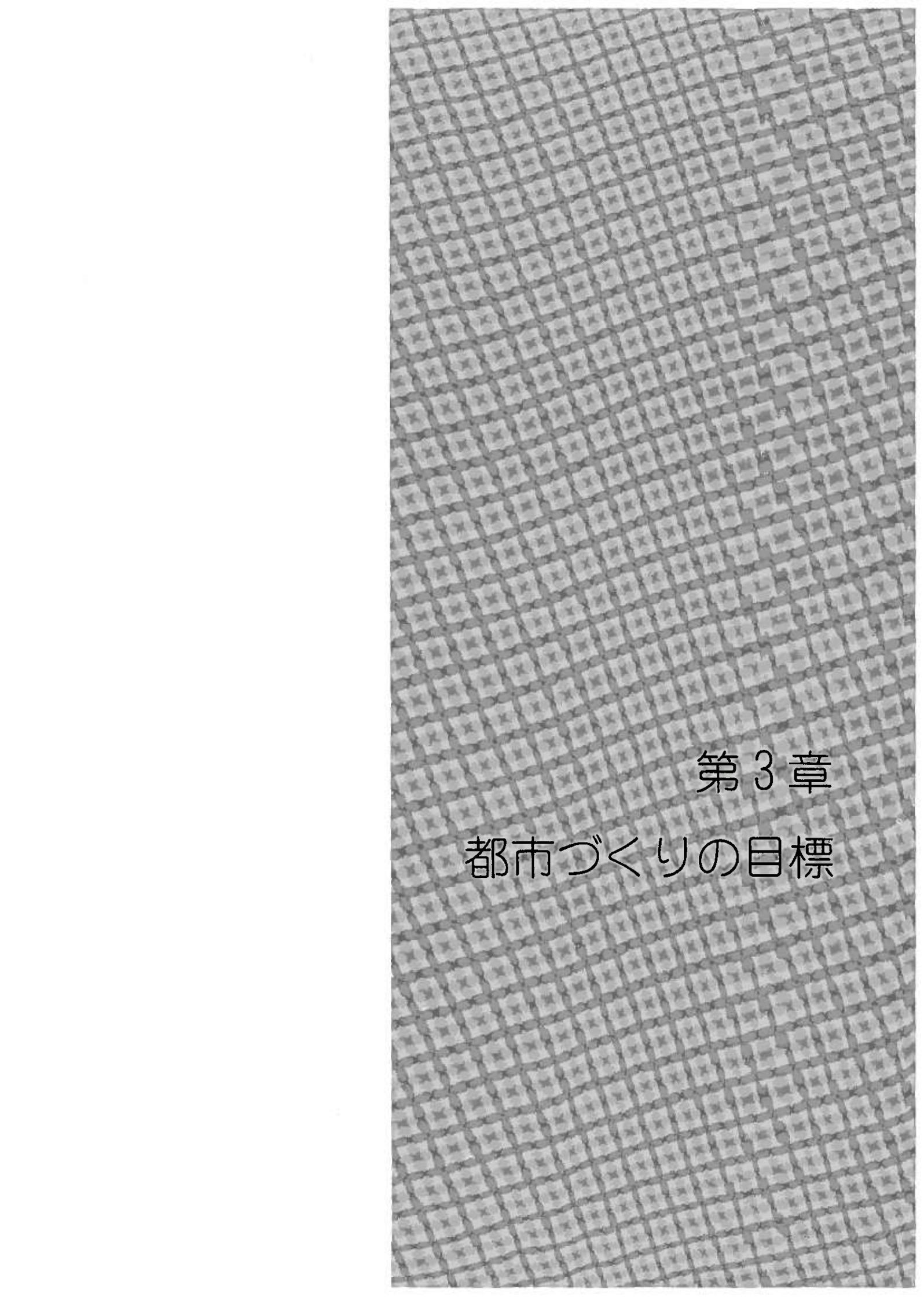
四王寺山や宝満山等の周辺の山林は、本市固有の自然的、歴史的景観を形成しており、太宰府県立自然公園に指定されており、さらに四王寺山は国指定特別史跡に指定されています。平野部にある水城跡は、国指定特別史跡に指定されるとともに、自然的で特徴的な景観を形成しているため、史跡指定地の拡大を行っています。また、大佐野ダム上流の山林は、緑地保護地区として指定し、水源地の緑地保全を図っています。

3. 市民の想い

本計画の策定にあたって、広く市民の意見を反映するため、平成7年度に市民1,000人を対象として「太宰府市のまちづくり」に関するアンケート調査を行いました。

これによると、市民は本市のイメージについて、田園、学園、観光、文化というキーワードで捉えており、今後はさらなる住環境の質の向上を望む傾向でした。具体的な整備については、道路整備、水源の確保、医療福祉施設や文化施設等の整備を望む声が多いようです。現在の住環境については、住みやすく、比較的満足している傾向で、将来的には、防災面やさらなる住環境の整備に期待しているようです。しかしながら、交通事情や開発による環境変化に対して不満を感じている傾向にあります。

アンケート調査の他に、まちづくりに関する市民のニーズや地域の詳細な情報を把握するために、広報で募集した市民45人を対象に認知マップ調査を行いました。この調査では、各地域におけるきめ細かな問題点や課題を知ることができました。この結果は可能な限り、第5章の地域別方針に反映しています。



第3章
都市づくりの目標

第3章 都市づくりの目標

1. 将来都市像

都市づくりの理念

「豊かなみどりと歴史に囲まれた
明るく住みよいまちづくり」

都市づくりの目標



■生活環境が整った快適で魅力ある都市づくり

道路、公園、下水道などの都市基盤が整った快適で住みやすい、魅力ある住環境の形成をめざします。また、生活という視点から都市の拠点づくりとそれをつなぐ都市軸の構築を図ります。

■健康で安心して暮らせるやさしい都市づくり

医療、福祉施設の充実と、事故や災害のないすべての市民にやさしく、安全なまちづくりをめざします。

■歴史、文化遺産を生かした活力ある都市づくり

大宰府跡や水城跡、天満宮などの歴史的、文化的資源を広く内外にアピールするとともに、市民と来訪者の有意義な交流と、活気あふれるまほろばの里づくりをめざします。

■豊かな自然に抱かれたやすらぎのある都市づくり

市域をとりまく緑や水を保全しながら、身近な自然レクリエーション地として活用し、緑あふれる豊かな景観づくりと潤いある都市づくりをめざします。

■地域コミュニティを支援する市民主体の都市づくり

市民の意見を十分にとり入れながら、地域に密着したまちづくりを積極的に進め、充実した地域コミュニティが形成できるしかけづくりをめざします。

2. 将来都市構造

太宰府市の将来都市構造は、以下に示すとおりで、図3-1に都市構造図を示します。

(1) 広域的な位置付け

● ハイモード・地域プラン策定調査報告書筑紫地域*（平成7年3月／福岡県建築都市部都市計画課）によると、次のような特徴が挙げられています。

- ・南北の広域交通軸は充実しているが、東西の生活交通軸が太宰府市近辺では不十分であるため、生活交通軸を強化する。
- ・春日原、白木原、下大利を中心とする核と五条、二日市を中心とする核に大きく分けられるため、中心市街地の形成は、筑紫野市との連携が重要である。

* 概ね10年～20年後の中・長期を展望して、既存都市機能の集積、自然・文化資源等の地域固有のポテンシャルを生かした都市整備の基本的方向及び今後必要な、広域的・基幹的な道路都市基盤施設、土地利用計画、市街地開発事業等の都市計画の方向を明確化すること等を目的として策定された。

- 同報告書では、JR太宰府駅周辺は特に位置付けられていませんが、太宰府市での今後の都市構造のあり方として、西部地域の核としての位置付けを行う必要があります。
- 九州縦貫自動車道の筑紫野ICの完成、また九州国立博物館の太宰府市設置が決定したため、周辺整備や交通アクセス等の都市整備における対応が必要です。なお、平成11年3月、都市高速道路2号線が太宰府ICに連結する予定です。

(2) 将来都市構造のあり方

1) 都市機能の拠点づくり

a) 西鉄五条駅周辺の中心市街地の形成

- 五条駅周辺は、市役所をはじめとする公共施設が集積しており、今後も市の商業、業務、文化の中心的拠点として位置付けます。しかし、商業施設の弱体化や狭い道路網、建物の過密化等多くの課題を抱えているため、これらの諸問題を解決しつつ、市の中心拠点として整備するとともに、西鉄二日市操車場跡地を含む二日市駅周辺との一体的な中心市街地の形成を図ります。

b) JR太宰府駅新設に伴う新市街地の形成

- 佐野東地区は、JR太宰府駅の新設並びに土地区画整理事業が予定されており、今後、交通施設、商業・業務施設及び中低・中密度住宅地が集積する、市の西部拠点として位置付け、新しい市街地の形成を図ります。

2) 軸づくり

a) 拠点どうしを結ぶ軸の形成

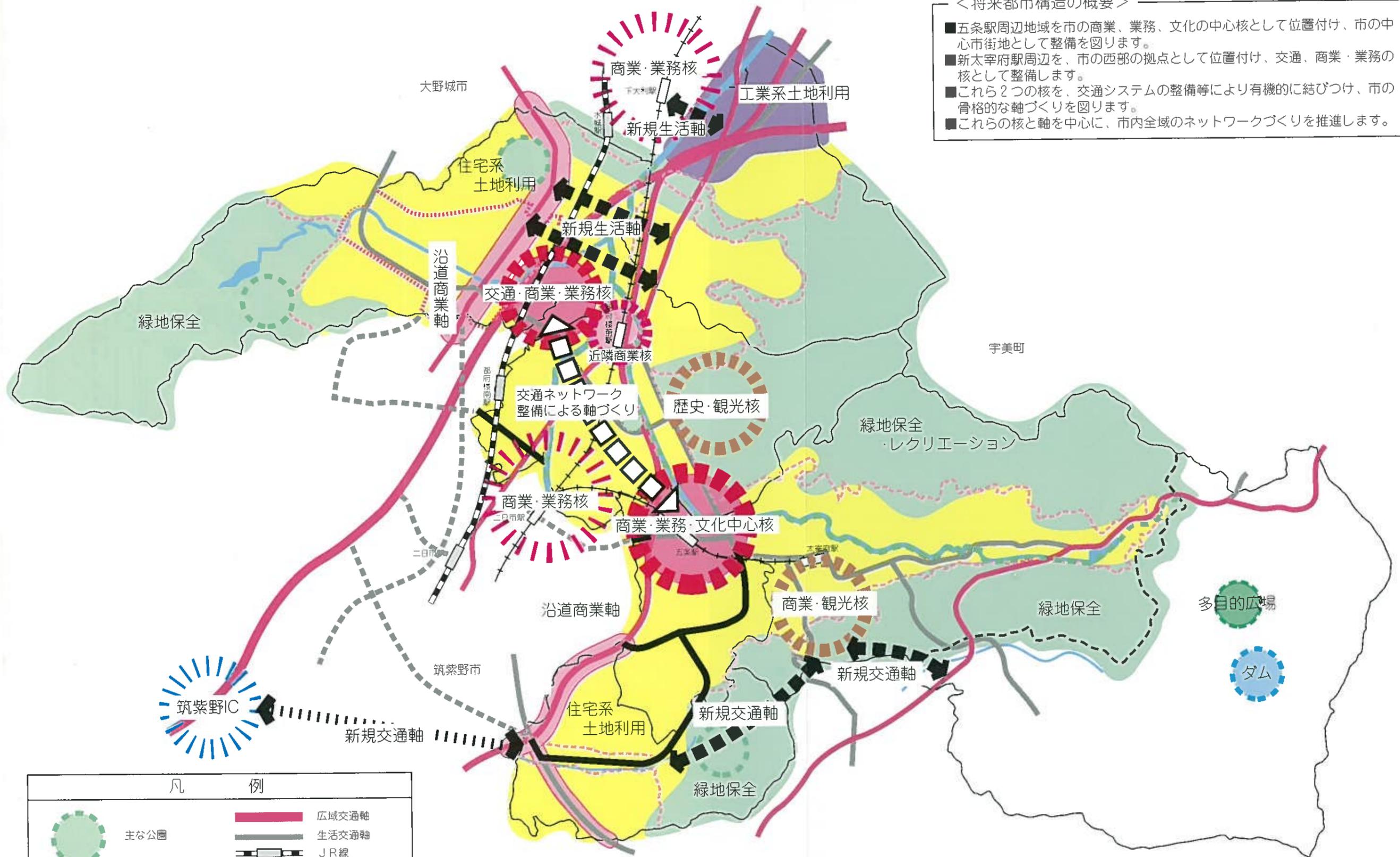
- 西鉄五条駅周辺とJR太宰府駅周辺の2つの拠点を結ぶ軸づくりについては、交通システムの整備等による明確な生活軸づくりを図ります。

b) 地域生活交通軸の強化

- 南北の広域交通軸は充実していますが、市の東西地域を結ぶ生活道路が少ないため、新規の生活軸を形成し、強化を図ります。

3) ネットワークづくり

- これらの拠点や軸を中心に、市域全域のネットワークづくりを推進します。
- 地区公民館や学校施設、民間施設等にコンピュータを設置し、行政サービス拠点の分散をインターネット等のソフトの活用という面から推進し、ハード事業をサポートするためのネットワークづくりを推進します。



＜将来都市構造の概要＞

- 五条駅周辺地域を市の商業、業務、文化の中心核として位置付け、市の中心市街地として整備を図ります。
- 新太宰府駅周辺を、市の西部の拠点として位置付け、交通、商業・業務の核として整備します。
- これら2つの核を、交通システムの整備等により有機的に結びつけ、市の骨格的な軸づくりを図ります。
- これらの核と軸を中心に、市内全域のネットワークづくりを推進します。

凡 例	
	主な公園
	緑道
	都市計画道路(未着手)
	都市計画道路(筑紫野市)
	広域交通軸
	生活交通軸
	JR線
	西鉄
	河川及び水面
	市街化区域
	都市計画区域
	市境界及び地域界

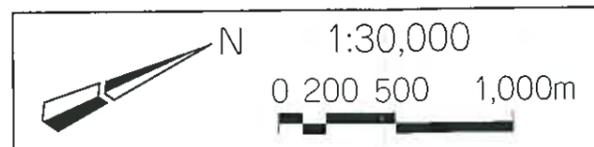
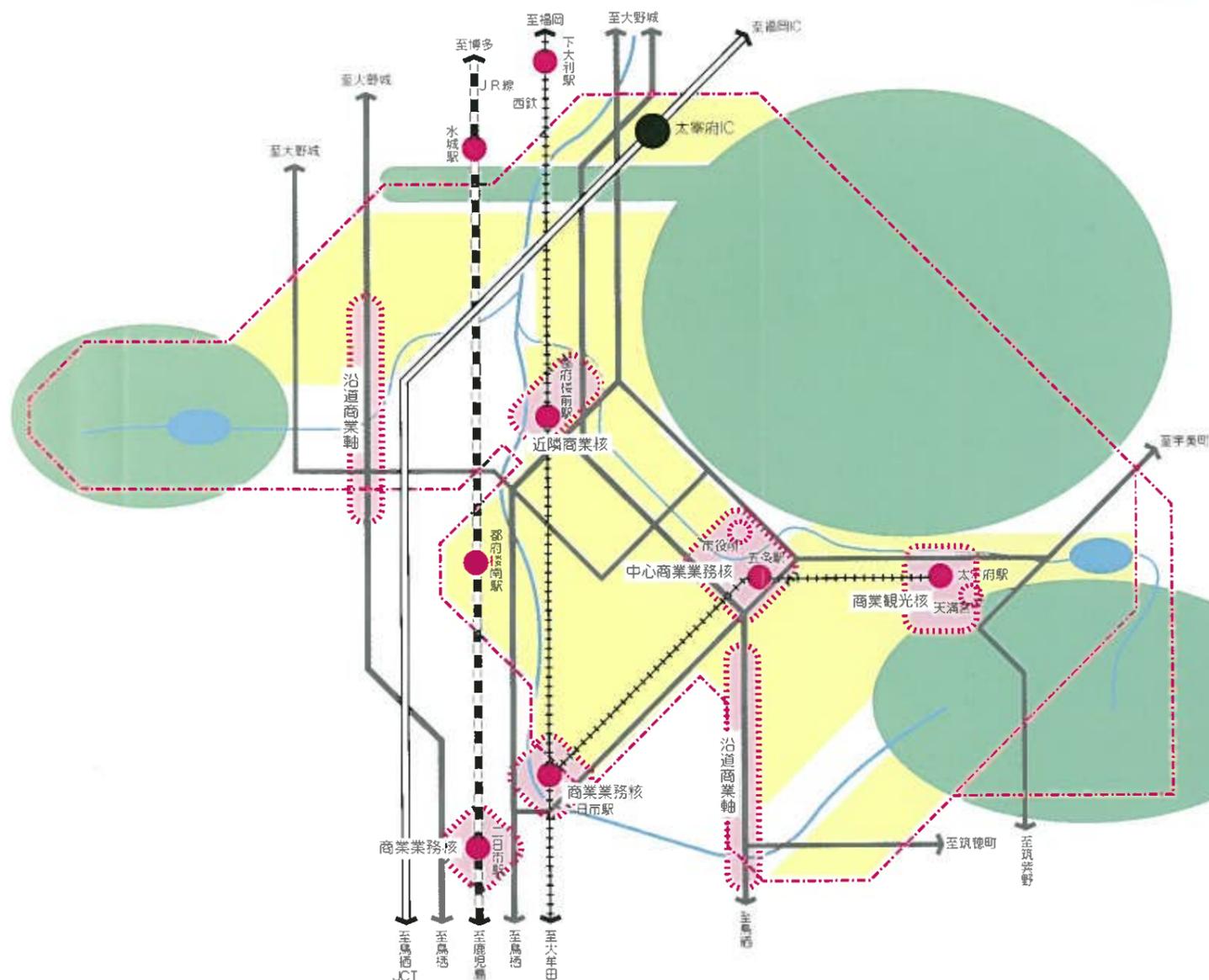


図3-1 将来都市構造
 太宰府市都市計画のマスタープラン

都市構造の現況



将来の都市構造

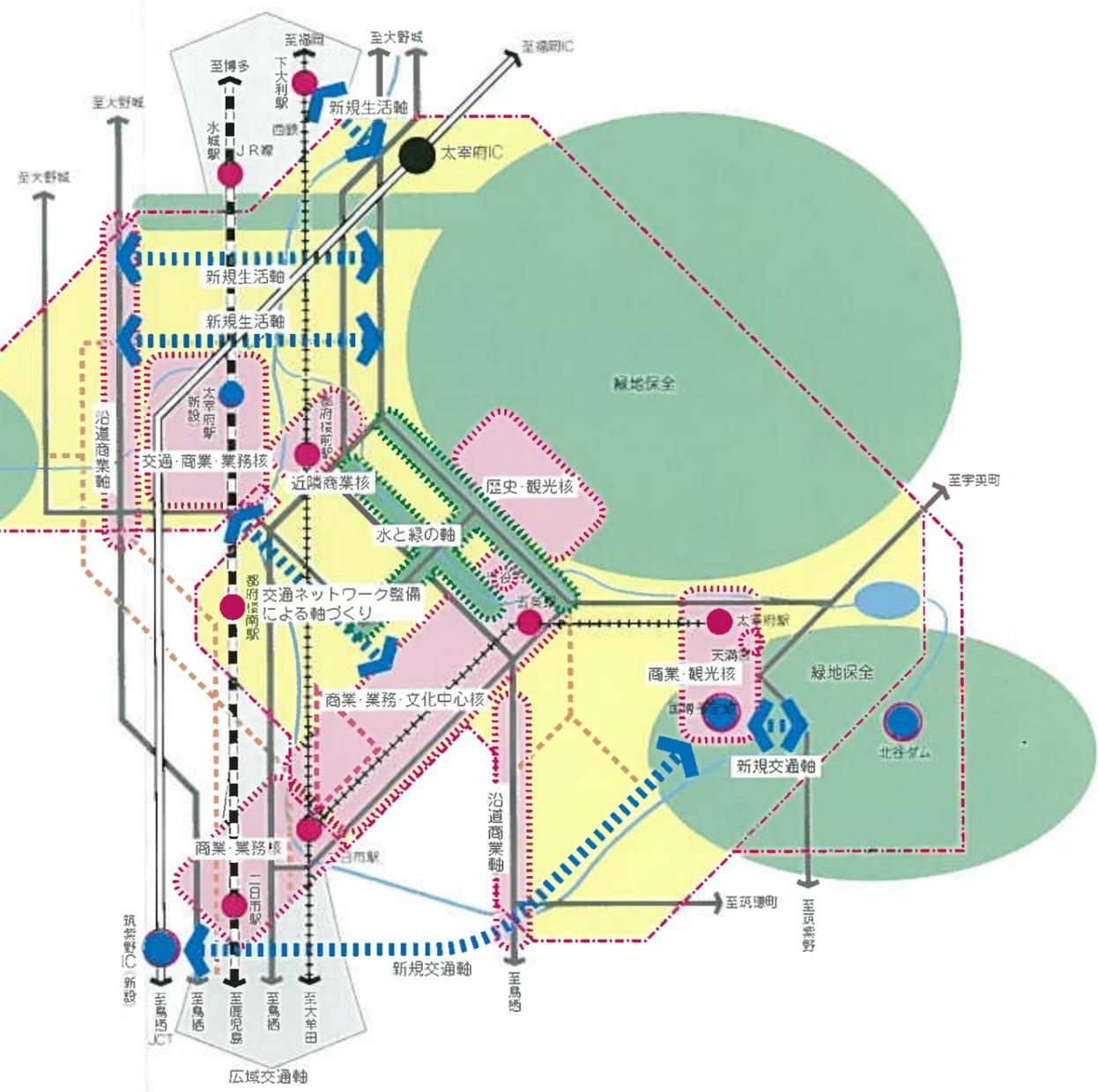
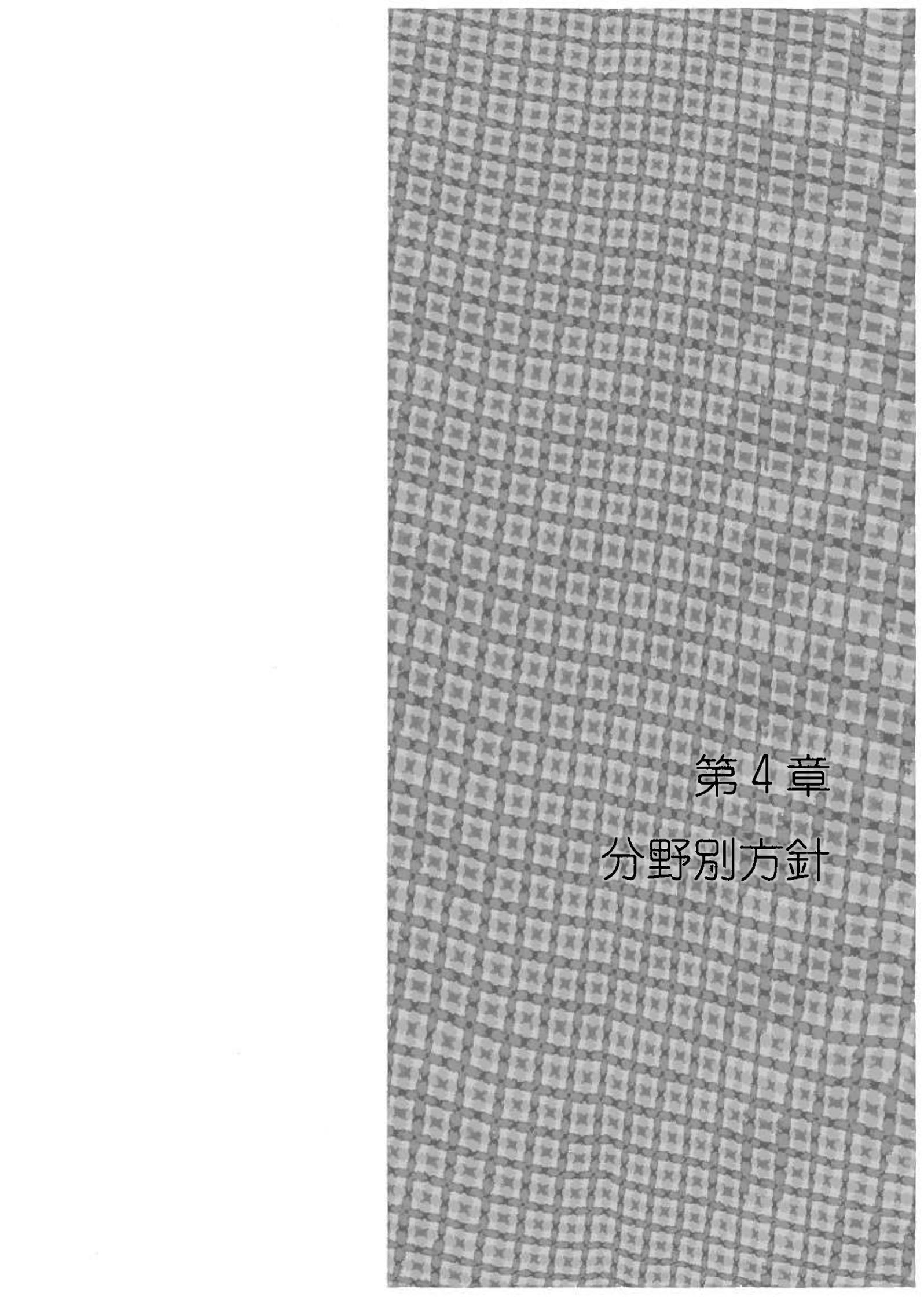


図 3-2 都市構造の概念
大宰府市都市計画のマスタープラン



第4章
分野別方針

第4章 分野別方針

「整・開・保」や将来都市構造等の方針を踏まえて、以下の7つの分野別に方針を示しました。各分野別方針は、次頁以降に示し、分野別方針図は図4-1～7に示します。

1. 土地利用方針
2. 市街地整備方針
3. 都市施設整備方針
4. 交通体系整備方針
5. 自然環境緑地整備方針
6. 防災・生活環境整備方針
7. 都市景観整備方針

表4-1 都市づくりの目標と分野別方針の関係

分野別方針 都市づくりの目標	土地利用 方針	市街地 整備方針	都市施設 整備方針	交通体系 整備方針	自然環境 緑地整備 方針	防災・ 生活環境 整備方針	都市景観 整備方針
生活環境が整った 快適で魅力ある 都市づくり	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
健康で安心して 暮らせるやさしい 都市づくり	○	○	◎	◎	○	◎	○
歴史、文化遺産を 生かした活力ある 都市づくり	○	○	○	○	◎	○	◎
豊かな自然に 抱かれたやすらぎの ある都市づくり	○	○	○	○	◎	○	◎
地域コミュニティを 支援する市民主体の 都市づくり	○	○	◎	○	○	◎	◎

◎：関連が深い ○：やや関連する

1. 土地利用方針

1. 土地利用方針

土地利用の基本的な考え方は、以下に示す通りであり、図4-1に土地利用方針図を示します。

(1) 地域特性に応じた土地利用の推進

1) 住居系土地利用の方針

a) 低密度住居系土地利用

- 戸建住宅を中心とした新興住宅地は、緑豊かでゆとりのある低層・低密度住宅地の形成に向けた土地利用を図ります。

b) 中密度住居系土地利用

- 中密度の住居系地域は、戸建住宅や共同住宅が混在しているため、建物の不燃化を促進するとともに、公園緑地等のオープンスペースを確保し、緑豊かで良好な住環境の整った都市型住宅地として均衡ある土地利用を図ります。

2) 商業・業務系土地利用の方針

a) 商業系土地利用

- 商業・業務地区は、それぞれの地区特性を活かしながら、効率的な商業・業務施設の集積ができるよう土地利用を誘導します。
- 住宅地内の近隣商店街は、身近で親しみのある商業活動を支え、地域に密着したコミュニティの拠点となり得るような土地利用を図ります。

b) 沿道商業系土地利用

- 主要幹線道路の沿道商業地区は、道路の位置や性格、周辺環境等の特性に応じて、後背住宅地との共生を図りつつ、魅力ある沿道サービスの充実を図るよう土地利用の誘導を行います。
- 生活道路の沿道については、身近で親しみやすい商業・サービスの充実を図り、後背住宅地の特性に配慮した調和のとれた土地利用を図ります。

3) 工業系土地利用の方針

- 工業地区は、周辺に住宅地も存在するため、両者のより良い関係を保ちながら、環境に調和した工業系の土地利用を図ります。

(2) 緑の保全と創造

1) 市街化区域内の緑地の保全と創造

- 緑の基本計画で位置付けられた公園・緑地等の施設緑地は、その段階的な実現を図ります。

- 特別史跡水城跡周辺の農地については、史跡指定範囲の拡大を段階的に進めており、追加指定された地区については線引きの見直しを行います。
- 住宅地等の民有地の緑化については、生垣条例を活用する他、緑の基本計画の見直しの際に、緑豊かな住宅地の形成に向けた施策を充実させます。
- 市街地内におけるまとまった樹林地や巨樹等は、良好な自然環境や地域景観を形成しているため、保全と活用を図ります。

2) 市街化調整区域の緑地の保全と活用

- 市北東部の山林は太宰府県立自然公園に、また北部の山林は史跡指定されており、市固有の自然・文化的遺産であるため、継続的な公有化を進め、緑地の永続的な保全と活用を図ります。
- 市西部の山林は緑地保護地区に指定され、年次計画をもって公有化が進められており、今後その他の候補地についても緑地保護地区の追加指定と公有化による緑地の保全を図ります。

(3) 計画的な土地利用の誘導

1) 面的整備の推進

a) 新市街地の形成

- 現在進行中の佐野土地区画整理事業については、早期完了を目指し、佐野東地区、高雄家ノ前地区の土地区画整理事業についても順次着手するものとします。
- 佐野東地区の土地区画整理事業は、JR太宰府駅の新設と併せて一体的に進めるものとします。
- 高雄家ノ前地区の土地区画整理事業は、(仮称)高雄公園の整備と、都市計画道路渡内家ノ前線の整備及び、九州国立博物館へのアクセス道路を併せて一体的に整備し、計画的な土地利用を図ります。

b) 既成市街地の整備

- 西鉄五条駅周辺地区は、狭い道路や建物で密集しているため、中心市街地らしい明確な土地利用の形成に向けた市街地再開発事業等の検討を行います。
- 西鉄二日市操車場跡地周辺地域は、狭い道路が複雑に入り組み、防災や生活環境上の課題もあるため、有効な土地利用誘導と良好な住環境の創出に向けた市街地再開発事業等の検討を行います。
- 太宰府天満宮の参道を中心とする地区は、狭い道路と建物の密集による空洞化に対応するため、地区計画等による適正な土地利用の誘導を図ります。
- 大佐野交差点付近は、大型郊外店を中心とした商業施設が集積があり、市西部の商業拠点として地区計画等を導入し、商業機能の整備、充実を図ります。

2) 大規模な土地利用転換への対応

- 土地区画整理事業等の大規模な土地利用転換については、周辺的环境に配慮し、周辺土地利用との整合を図ります。
- 大規模な土地利用の転換がされる場合は、公共の公園緑地を十分確保するとともに、緑化率等の民有地の緑化に対する指導を行い、緑の保全及び創出を図ります。

(4) 総合的な土地利用の推進

1) 国土利用計画の見直し

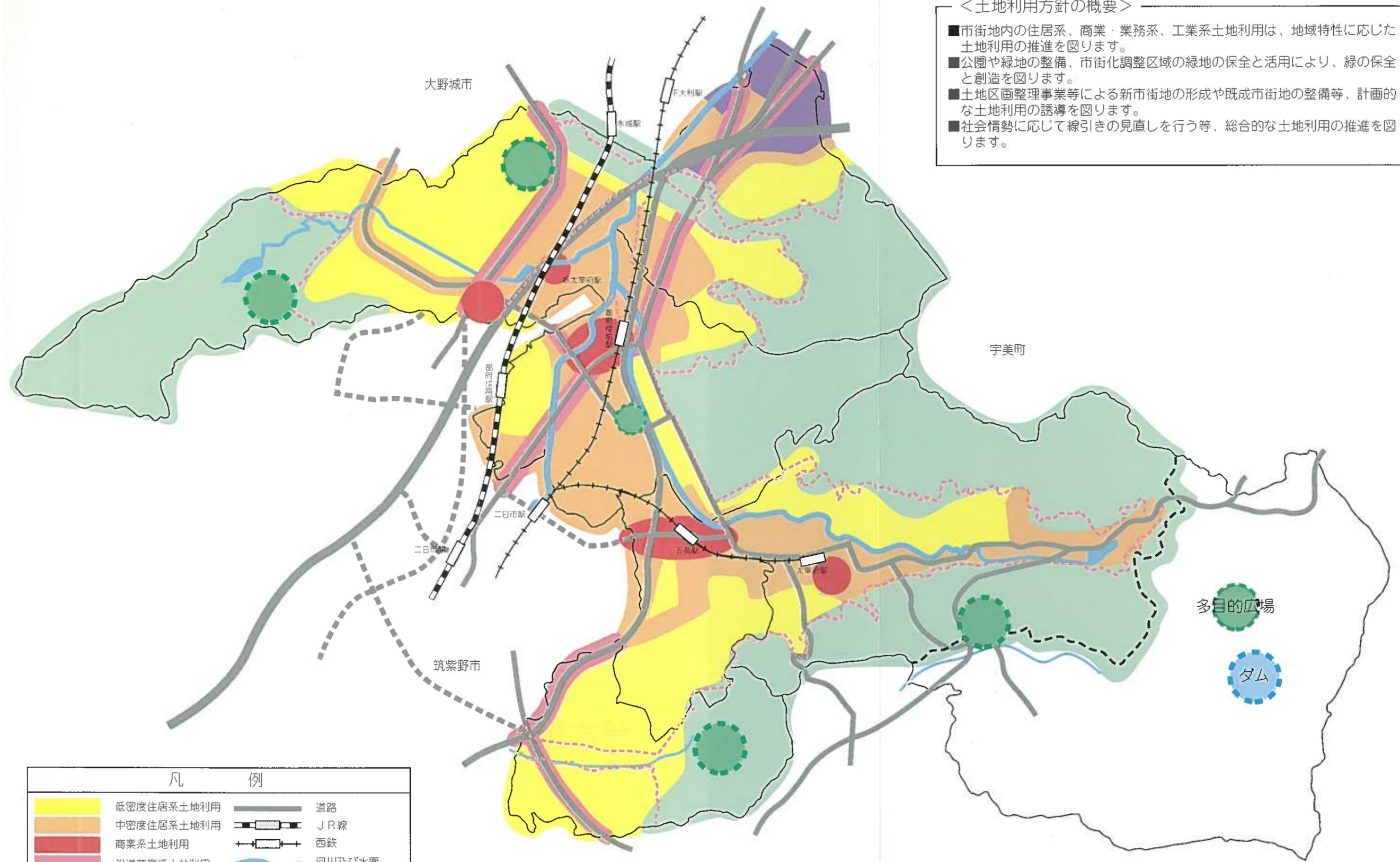
- 都市計画区域外における無秩序な開発を抑制し、都市計画として適正な土地利用を誘導するため、都市計画区域の見直しを検討します。そのため、国土利用計画の見直しを行い、市域全域の適正な土地利用を図ります。

2) 線引きの見直し

- 社会情勢に応じて、都市計画区域内の市街化区域及び市街化調整区域の線引きを見直し、地域によっては逆線引きも検討します。また、用途地域の指定についても適宜見直しを図ります。

＜土地利用方針の概要＞

- 市街地内の住居系、商業・業務系、工業系土地利用は、地域特性に応じた土地利用の推進を図ります。
- 公園や緑地の整備、市街化調整区域の緑地の保全と活用により、緑の保全と創造を図ります。
- 土地区画整理事業等による新市街地の形成や既成市街地の整備等、計画的な土地利用の誘導を図ります。
- 社会情勢に応じて線引きの見直しを行う等、総合的な土地利用の推進を図ります。



凡 例			
	低密度住居系土地利用		道路
	中密度住居系土地利用		J R 線
	商業系土地利用		西鉄
	沿道商業系土地利用		河川及び水面
	工業系土地利用		市街化区域
	保全すべき緑地		都市計画区域
	主な公園・緑地		市境界及び地域界
			都市計画道路 (筑紫野市)



図 4 - 1 土地利用方針
太宰府市都市計画のマスタープラン

2 . 市街地整備方針

2. 市街地整備方針

市街地整備の基本的な考え方は、以下に示す通りであり、図4-2に市街地整備方針図を示します。

(1) 地区特性に応じた市街地整備の推進

1) 地区特性に応じた住環境整備の推進

a) 低密度保全型住宅地区

- 新興住宅地等は、既に良好な低層住宅地を形成しており、住宅の建替え等に伴う宅地の細分化を防ぎ、魅力ある住環境の保全と創出を図ります。
- 魅力ある住環境の保全と創出のために、建築協定や緑地協定等、市民によるまちづくりのルールづくりを推進し、緑豊かで良好な住宅地の形成を図ります。
- 住宅地内の一層の緑化を図るため、生垣条例を活用する他、緑豊かな住宅地を形成するための誘導や制度の検討を行います。
- 共同住宅等の建設にあたっては、周辺住民への理解と協力を求めるとともに、地区の良好な住環境に調和・融合するよう誘導します。

b) 低密度誘導型住宅地区

- 土地区画整理事業予定地である高雄家ノ前地区は、東西を既存の低密度住宅地に挟まれているため、周辺環境との調和という観点からも、低密度住宅地への誘導を図ります。

c) 中低・中密度保全型住宅地区

- 土地区画整理事業の完了もしくは進行中の地区は、良好で整然とした土地基盤が整備されており、建物の建て替えの際には、日照条件や通風条件、建物の不燃化、優れた景観の形成等を十分考慮して計画的に誘導し、良好な住環境の保全を図ります。

d) 中低・中密度誘導型住宅地区

- 市街化調整区域で将来市街化が予想される地区や土地区画整理事業地以外の旧市街地及びその他の既成市街地は、それぞれの地域の実情に応じて、良好な住環境の整った都市型住宅地への誘導を図ります。
- 既成市街地においては、木造家屋等の混在や狭い道路等で過密化が進んでいる地区があるため、木造家屋や老朽化した建物については建物の不燃化の誘導を図ります。
- 建物の建て替え時には共同化等による土地の高度利用を推進し、良好な共同住宅と生活道路、公園・緑地、広場等の一体的な整備を図り、日照条件や通風条件等、建物の不燃化、景観の形成等について計画的に誘導し、良好な住環境の誘導を行います。

2) にぎわいのある商業・業務地区の創出

a) 商業・業務地区

- 西鉄の駅を中心とする商業・業務地区は、それぞれの地区特性を活かしながら、商業・業務施設の集積を図ります。
- 西鉄五条駅を中心とする地区は、太宰府市の中心的な商業・業務地区であり、今後もその機能の充実とともに、各種の文化・コミュニティ・行政サービス機能の充実を図ります。
- 太宰府天満宮の参道を中心とする地区は、参拝客や観光客を対象とした商業施設の集積があり、今後もその機能の充実を図る一方で、狭あいな道路と建物の密集で空洞化が進行しており、特色ある市街地整備を図ります。
- 大佐野交差点付近は、大型郊外店を中心とした商業施設の集積があり、市西部の商業拠点として整備、充実を図ります。
- JR太宰府駅周辺については、商業施設の充実を図ります。
- 西鉄都府楼前駅周辺は、地域の生活拠点としての魅力ある商業機能の充実を図ります。
- 住宅地内のまとまった近隣商店街は、店舗併用住宅等が集積しており、身近で親しみのある商業活動を支え、かつ地域に密着したコミュニティの拠点となり得るような機能の充実を図ります。

b) 沿道商業地区

- 主要幹線道路の沿道には、大型郊外店や外食産業等が集積しているため、後背住宅地との共生を図りつつ、魅力ある沿道サービスの充実を図ります。
- 沿道商業地区は、その道路の性格や位置、周辺環境によっても性格が異なるため、それぞれの特性に応じた土地の利用と後背住宅地との共生を図ります。
- 生活道路の沿道については、身近で親しみやすい商業・サービスの充実を図り、後背住宅地の特性に配慮します。

3) 周辺住宅地と共生する工業地区の形成

- 太宰府IC付近は、流通、加工系を主体とした工業地区となっており、また周辺には住宅地も存在するため、両者のより良い関係を保ちつつ、環境に調和した工業地区の形成を図ります。

(2) 生活拠点の整備

1) 地域生活拠点としての駅周辺整備と機能の充実

a) 乗り換え機能の充実と安全性の確保

- 対象となる駅は、西鉄五条駅、太宰府駅及びJR太宰府駅で、西鉄二日市駅及びJR二日市駅は筑紫野市に、西鉄下大利駅は大野城市にそれぞれ位置していますが、太宰府市民の利用が多いため、以下の方針を近隣市とも協議の上検討します。

- ・バス、タクシー等への乗り換え機能の充実
- ・歩行者の安全性を確保するための駅前広場の整備
- ・通勤・通学時のキスアンドライド*等に対応できるスペースの確保
- ・自転車放置対策として、駐輪場の整備、増設、管理体制の充実
- ・自転車放置禁止区域の指定に伴う指導、啓発

* 家族の運転する車で駅まで送迎すること。

b) 商業・業務機能の充実

- 駅周辺の商業・業務機能の形態は、地元商工会や地域住民の参加と協力を得ながら、地域特性に応じた個性ある商業・業務空間の形成と魅力ある地域コミュニティの場としての整備を図ります。

c) 地域住民の交流・情報拠点となる場の創出

- 行政情報や地域情報を提供し、地域住民の交流や情報交換ができる場を創出します。

2) 身近な生活拠点の整備

a) 身近な生活拠点としての駅前及び周辺の充実

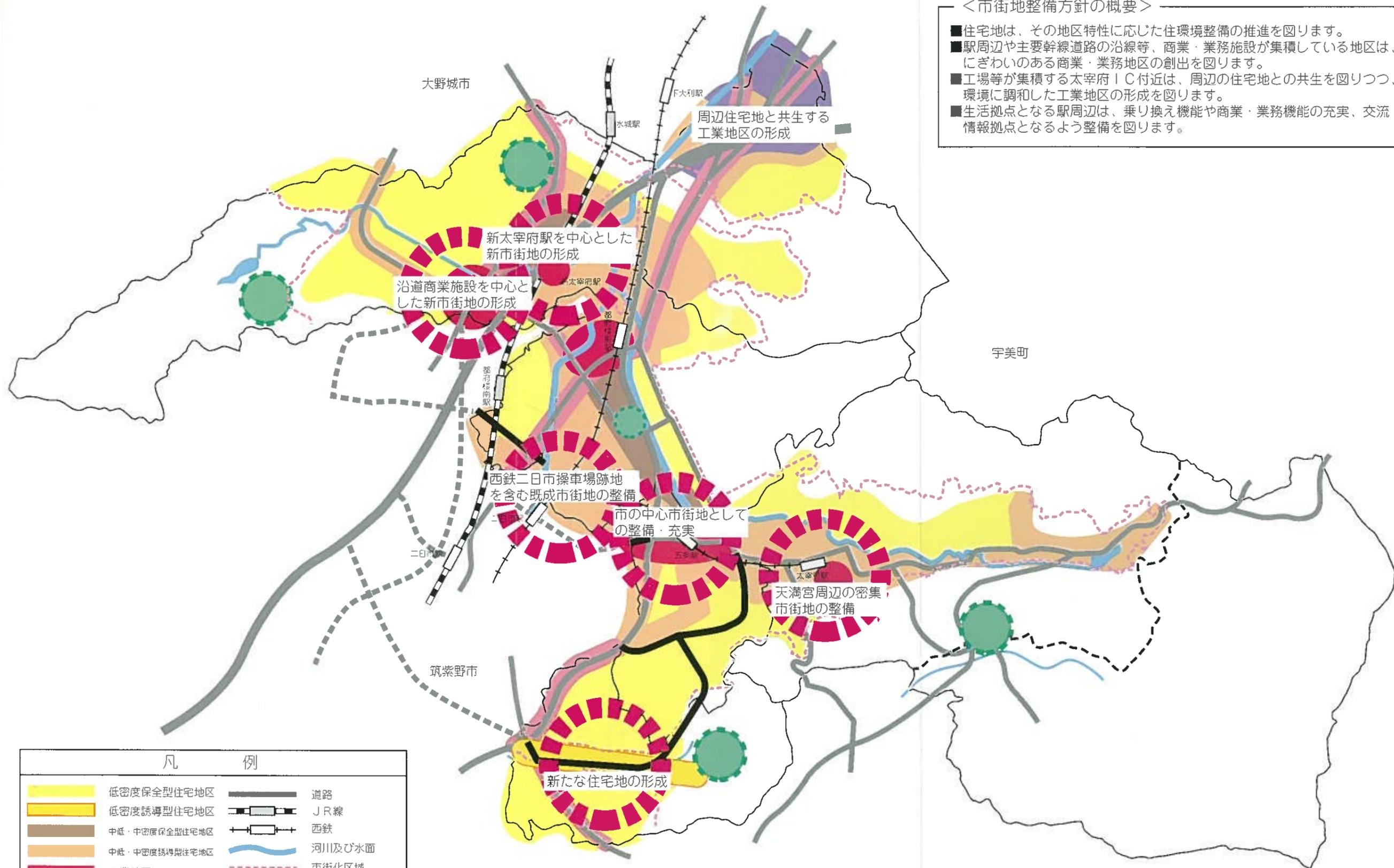
- 西鉄都府楼前駅は商業特性のある地域で、JR都府楼南駅は住宅団地に隣接した地域であるため、それぞれの特性に応じた魅力ある生活拠点づくりを図ります。
- JR水城駅周辺は、道路や歩道が狭く、駐輪場が少ない等の課題があります。同駅は大野城市に位置していますが、太宰府市民の利用も多いため、協議の上課題解決に向けて検討します。

b) 地元商業機能の活性化

- 駅周辺の商業施設は、地域住民に密着したサービスを提供する場として、地元商工会や地域住民の理解と協力を得ながら、活性化のための仕組みづくりを検討します。

c) 地域に密着したコミュニティの場の整備

- 身近な生活拠点は、交通機能はもとより、行政情報や地域情報等の地域に密着したコミュニティサービスのため、地域住民の交流の場としての機能を図ります。



＜市街地整備方針の概要＞

- 住宅地は、その地区特性に応じた住環境整備の推進を図ります。
- 駅周辺や主要幹線道路の沿線等、商業・業務施設が集積している地区は、にぎわいのある商業・業務地区の創出を図ります。
- 工場等が集積する太宰府IC付近は、周辺の住宅地との共生を図りつつ、環境に調和した工業地区の形成を図ります。
- 生活拠点となる駅周辺は、乗り換え機能や商業・業務機能の充実、交流・情報拠点となるよう整備を図ります。

凡 例			
	低密度保全型住宅地区		道路
	低密度誘導型住宅地区		JR線
	中低・中密度保全型住宅地区		西鉄
	中低・中密度誘導型住宅地区		河川及び水面
	商業地区		市街化区域
	沿道商業地区		都市計画区域
	工業地区		市境界及び地域界
	主な公園・緑地		都市計画道路(未着手)
			都市計画道路(筑紫野市)

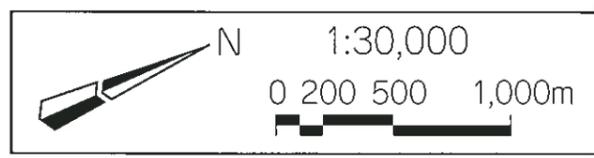


図4-2 市街地整備方針
太宰府市都市計画のマスタープラン

3 . 都市施設整備方針

3. 都市施設整備方針

都市施設整備の基本的な考え方は、以下に示す通りであり、図4-3に都市施設整備方針図を示します。

(1) 道路の整備

1) 主要幹線道路の整備

- 生活交通と通過交通を分離して、通過交通をスムーズに流すために、主要幹線道路の完成をめざして、関係機関への要請を行います。
- 都市計画道路の見直しや九州国立博物館へのアクセス道路等の検討を行うため、「交通整備基本計画」の策定を進めます。
- 沿道商業施設の駐車場については、交通渋滞を回避するために、引き込みのためのセットバック*1や出入口の分離等を指導します。

*1 道と建物敷地との境界線から、建物や塀を後退して設けること。本市においては、農地転用時及び建築時において、指導要綱に基づきセットバックの協力依頼を行っている。

2) 生活道路の整備とネットワーク化

a) 生活幹線道路の整備

- 通過交通が進まないよう計画的配慮を行いながら、地域住民が安全かつ快適に通行できるよう整備を進めます。
- 市の東西方向の生活道路整備が遅れていることから、今後も整備を進めます。
- 人と車の共存を図り、歩行者が安全・快適に通行できるように、道路の拡幅整備等を進め、歩道の確保を行います。
- 歩道等が確保できない場合には、一方通行等の交通規制や自動車の速度を減速させるための措置等を検討します。
- 道路整備に当たっては、地域内の課題道路や交差点、踏切及び道路区間の現状を踏まえ、優先順位を定めて進めます。

b) 身近な道路の整備

- 区画道路等の身近な道路は、主として沿道居住者に利用される道路であるため、一般車両の通行を抑制し、地元車や歩行者優先道路として位置付けます。
- 狭い道路が多い住宅密集地では、緊急車両等の進入も困難であるため、道路のすみ切りやセットバックによる拡幅、整備を図ります。

c) 生活道路のネットワーク化

- 生活幹線道路や身近な道路は、地区内における有機的なネットワークを図る必要があり、課題のある地区については、「生活道路整備計画」の策定を進め、地域住民の安全で快適な道づくりを図ります。

3) 駐輪場の整備

- 駅周辺の駐輪場は、通勤・通学や買い物等、自転車利用の目的に応じた、利用しやすい駐輪場として整備し、西鉄やJR関係者に対しても協力を要請します。

4) 歩行者系空間の整備

- 道路空間において歩行者や自転車利用者が安心して通行できるように、以下の方針を検討します。
 - ・ 安全上、歩行者専用道路やサイクリングロード、歩道整備、街路樹、街路灯の設置、交通安全施設の整備を図ります。
 - ・ 歩道は、幼児や児童、高齢者、身障者等に配慮するためにも、十分な幅員の確保、滑りにくい路面の材料、段差の解消、誘導表示、休息空間の確保等を図ります。
- 御笠川沿いの遊歩道は、歩行者と自転車が安心して快適に通行できる空間の整備を図ります。
- 公共・公益施設の入り口や外周は、道路空間と一体となったゆとりのある空間を確保するとともに、街路樹やスポット公園*2の整備を行い、歩行者空間のネットワーク化を推進します。

*2 道路の付帯施設として、主に歩行者のための空間を確保し、ベンチなどの休養施設を整備したもの。

- 歴史の散歩道は、文化財や文化施設等を結ぶ歩行者と自転車利用者が共用できる道路として、今後もその拡張を図り、併せて自転車利用のネットワーク化を図ります。
- 商業地域においては、安全かつ快適な買い物ができるように、一階部分のセットバックを推進し、十分な幅員の歩道を確保するとともに、歩道上の不法占用物等の取り締まりや規制等を、地元商工会や地域住民の理解と協力を得ながら進めます。
- 通学路は、児童の安全性のため重点的に歩道等を設置し、学校の外周においては学校側の門や塀をセットバックして、ゆとりのある歩道の確保と緑化を推進し、潤いのある通学空間を確保します。

(2) 公園の整備

1) 公園・緑地の整備・推進

- 公園や緑地の整備については、その整備方針を定めた「緑の基本計画」に基づき、公園緑地の整備を推進し、平成22年までに市民1人あたりの公園緑地面積 2.8 m^2 を目標とします。
- 公園整備にあたっては、公園の質についても地域にあったものを創意工夫しながら整備します。

- 車いす利用者をはじめとして快適に利用できるよう、段差をなくしたり、動線、施設の構造・配置、誘導表示等について配慮します。
- （仮称）高雄公園については、九州国立博物館へのアクセス道路、高雄家ノ前地区の土地区画整理事業等と調整しつつ推進します。

2) 公園づくりへの市民参加

- 公園や緑地、広場を新設または再整備する際には、構想、計画の段階から地域住民の意見を十分に取り入れるよう配慮し、場合によってはワークショップ等の手法の導入も検討します。
- 公園や緑地、広場の利用方法や管理等についても、市民が自主的に取り組めるような仕組みづくりを検討し、支援します。

(3) 下水道整備の推進

- 下水道は、市街化区域とその周辺において都市計画決定されており、処理区域1,453haのうち認可区域を1,266haとし、居住環境の改善と河川等の汚濁防止を図るため、逐次事業を推進していきます。
- 下水道普及率は、平成14年において97%を目標とします。
- 本市下水道は、国の第8次下水道整備七カ年計画に基づき計画的整備を図ります。

(4) 河川の整備

- 未改修の河川は、その実態に応じて緊急度の高い箇所から順次整備を図っていくものとし、市民を災害から守るとともに、きれいな水流と緑を確保しながら、市民の憩いの場（親水公園等の配置）として活用できるよう、関係機関へ河川改修事業を要請していきます。
- 河川改修は、平成12年において25%を目標とします。
- 二級河川御笠川、鷺田川、大佐野川の改修を推進し、その他の普通河川についても時間降雨量50mm程度に対応できるよう、緊急度に応じて順次整備を推進し、市街地内の浸水防止に努めます。

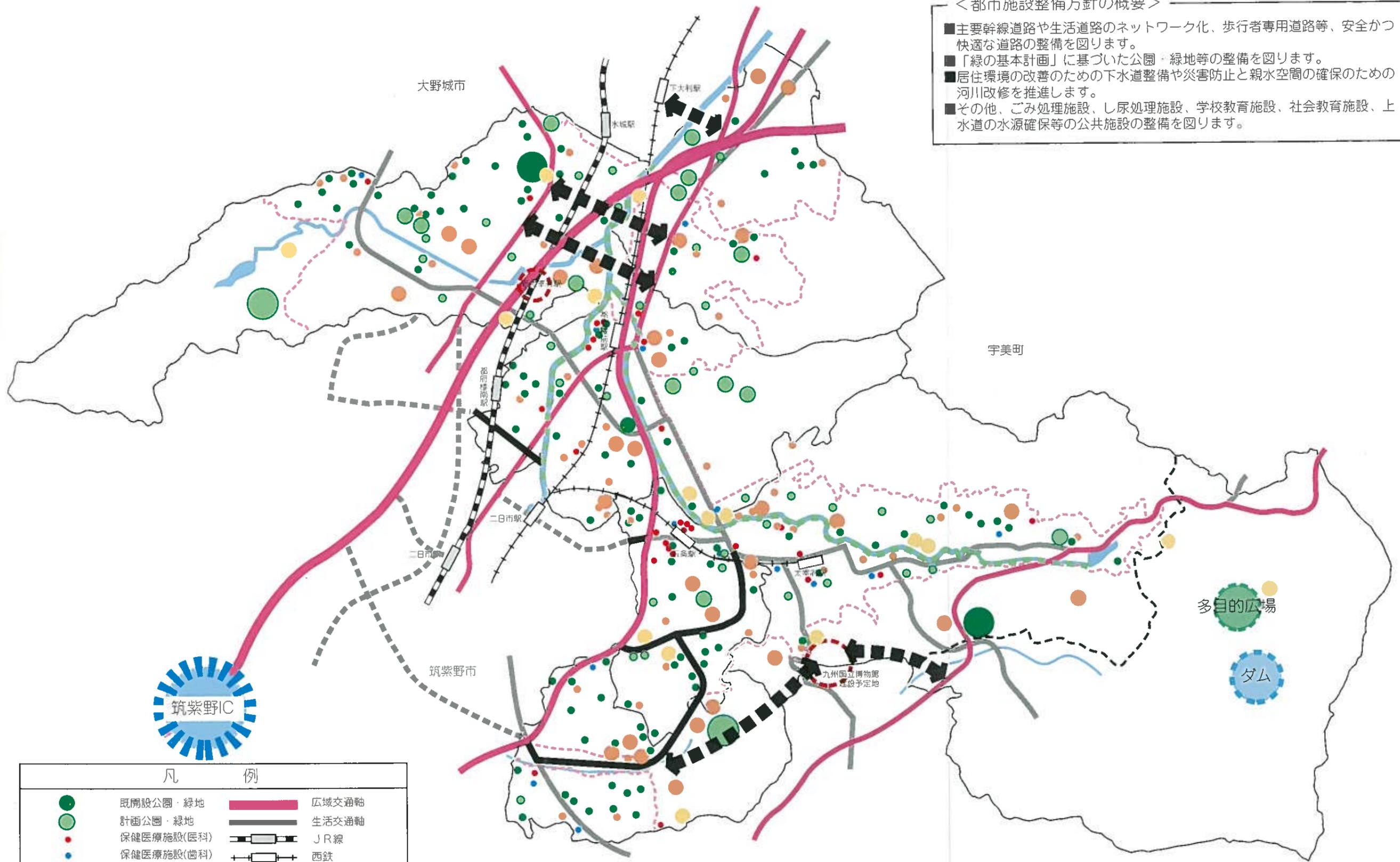
(5) その他の公共施設の整備

- ごみ処理施設については、人口の増加や生活様式の変化と向上に伴うごみ量の増加、併せて施設の老朽化に伴う処理能力の低下が生じています。このようなことから、既に稼働している大野城市との環境施設組合処理場（焼却場）と併せて、太宰府市粗大ごみ処理施設の整備（平成3年度完成）により、将来的かつ広域的処理を推進し、効率的な運用を図ります。
- し尿処理施設については、3市2町による両筑衛生組合で既存施設を設置しており、現在は処理能力（300kl/日）に支障はありませんが、今後、公共下水道との関連を考慮し、長期的見通しのもとに計画を樹立します。

- 学校教育施設については、現在の小学校7校、中学校4校の開設をもって完了しており、今後は大規模改造等を年次計画によって実施していきます。
- 社会教育施設については、市民の健康増進とスポーツの振興を図るため、計画的に総合体育施設の整備を図ります。
- 上水道の水源確保と水の安定供給を目指して、北谷ダムの完成を推進するとともに、海水淡水化事業も検討していきます。また、節水の意識高揚を図るため、市民啓発を行っていきます。
- 保健・医療施設が偏在しているため、市域全域に偏りのないように誘導するよう、関係機関等に要請していきます。

＜都市施設整備方針の概要＞

- 主要幹線道路や生活道路のネットワーク化、歩行者専用道路等、安全かつ快適な道路の整備を図ります。
- 「緑の基本計画」に基づいた公園・緑地等の整備を図ります。
- 居住環境の改善のための下水道整備や災害防止と親水空間の確保のための河川改修を推進します。
- その他、ごみ処理施設、し尿処理施設、学校教育施設、社会教育施設、上水道の水源確保等の公共施設の整備を図ります。



凡 例			
● (Green)	既開設公園・緑地	— (Pink)	広域交通軸
○ (Green)	計画公園・緑地	— (Grey)	生活交通軸
● (Red)	保健医療施設(医科)	— (Black with cross)	J R線
● (Blue)	保健医療施設(歯科)	— (Black with cross)	西鉄
● (Orange)	公民館・教育施設	— (Blue wavy)	河川及び水面
● (Yellow)	社会・福祉施設	- - - (Pink)	市街化区域
— (Green dashed)	緑道	- - - (Black)	都市計画区域
— (Black dashed)	都市計画道路(筑紫野市)	— (Black solid)	市境界及び地域界
— (Black solid)	計画道路	— (Black solid)	都市計画道路(未着手)



図 4 - 3 都市施設整備方針
太宰府市都市計画のマスタープラン

4 . 交通体系整備方針

4. 交通体系整備方針

交通体系整備の基本的な考え方は、以下に示す通りであり、図4-4に交通体系整備方針図を示します。

(1) 体系的な道路網の整備

- 道路網の整備は、都市施設整備方針の道路整備に関わる基本的考え方に基づいて、主要幹線道路や生活道路、区画道路の整備等、体系的な道路ネットワークづくりを図ります。

(2) 体系的な交通システムの整備

1) 公共交通の充実

a) 鉄道の利用と充実

- 鉄道は、JR鹿兒島本線及び西鉄大牟田線、同太宰府線が走っています。また、JR線には太宰府駅が新設予定であることから、自動車の総量規制のため、鉄道利用を促進します。
- 幹線道路等との踏切については、安全性や渋滞緩和のために立体交差等を検討します。踏切と信号交差点の距離が近い場所は、踏切と連動した信号の設置や交差点の改良等、安全面の確保を図ります。

b) 路線バス網の整備・充実

- 路線バスの通勤・通学利用は、主要な駅での乗り換えが前提となり、西鉄下大利駅や白木原駅、二日市駅等も含めた、広域的な検討が必要であるため、大野城市、筑紫野市等、関係機関との協議により推進していきます。
- バス路線については、歩道の確保や街路樹の整備、幅員狭小部や危険箇所等における部分拡幅、すみ切り等の交差点の改良等を進め、バス交通環境の改善を図ります。バス停留所は、安全で快適な待合場所としての空間整備を図ります。

c) コミュニティバス網の整備・充実

- バス停や最寄りの駅から離れている地域は、公共交通の利便性を向上するために、新規バス路線の検討、整備を行います。特に、水城地域の市役所等公共施設へのアクセスを検討します。
- 高齢者や身障者等も気軽に利用できる等、地域に密着したサービスが展開できるように、地域循環についても検討します。

d) 駅周辺の道路・交通体系の整備・充実

- 駅周辺の道路は、人と車が集積する場であるため、安全で快適かつ利便性の高い道路・交通体系を整備します。

- 自転車放置対策として、駐輪場の整備、増設、管理体制の充実を図るとともに、自転車放置禁止区域の指定に伴う指導、啓発を行います。
- JR太宰府駅は、パークアンドライド*¹やキスアンドライド*²等に対応できる十分なスペースの確保と、バス網等の交通結節拠点として検討します。

*1 自分の運転する車から鉄道等へ乗り換えること。

*2 家族の運転する車で駅まで送迎すること。

- 高齢者や身障者等の利用に配慮した、駅舎や交通案内表示、バス停留所の整備・改善を図ります。

2) 自転車利用の推進

a) 自転車利用の推進

- バス網の整備を補完する形で、自転車の利用を推進するとともに準公共交通手段の一つとして位置付け、「自転車の似合うまち」として整備推進を図ります。このため、「自転車利用基本計画」を策定し、体系的整備を図ります。
- レンタサイクルの活用や放置自転車のリサイクル等効率的な自転車利用のあり方を検討します。

b) 自転車道、駐輪場の整備

- 安全で快適な自転車利用を促進するために、都市施設整備方針の道路整備に関わる基本的考え方に基づいて、自転車道の整備とネットワーク化や駅周辺の駐輪場の整備等を図ります。

c) 自転車利用マナーの啓発

- 主に駅前の自転車放置対策として、自転車放置禁止区域の指定に伴う指導、啓発を行います。
- 自転車利用者に対して、駐輪や走行に関するマナーやルールをPRし、快適に自転車を利用できるよう啓発を行います。

(3) 天満宮に関わる交通問題への対応

1) 道路整備及び交通規制

a) 道路の整備

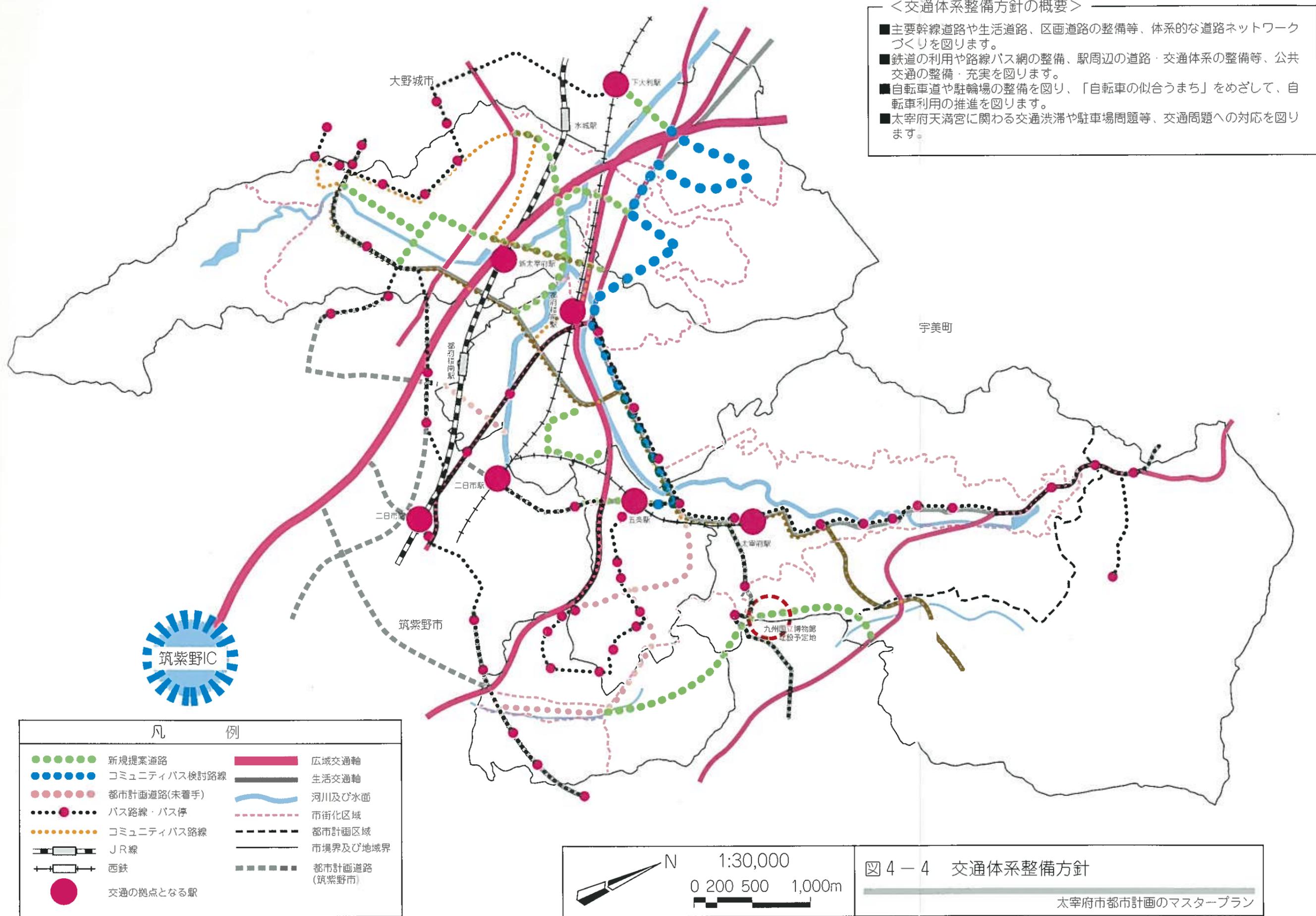
- 主要幹線道路や生活道路の体系的な道路整備を図るとともに、参拝客や観光客の交通と生活交通の分離を図ります。
- 筑紫野ICの完成により、九州国立博物館の開館と併せて、市の南側からの車両の流入が予想されるため、道路整備について、関係機関との調整を図ります。

b) 交通規制

- 毎年正月の三が日は、警察による一方通行等の交通規制が行われ、通過交通との分離が行われています。今後も、引き続き交通規制や規制期間の延長、規制区間の変更、追加等の見直しを含め、関係機関に要請します。
- 筑紫野IC、九州国立博物館の完成で交通の流れが変化することが予想されるため、その規制対策については関係機関と協議を図ります。
- 年末年始から梅の時期までの交通渋滞に対応するため、交通規制情報や駐車場までのアクセス、駐車状況を把握できる案内システム導入の検討や、案内マップの作成、配布による理解と協力を求めています。
- 鉄道、路線バス等既存の交通機関の利用を幅広く呼びかけ、自動車の総量規制を図るため、増便等を関係機関に要請していきます。

2) 駐車場の整備

- 駐車場は、天満宮と民営を併せて約2,000台確保されていますが、中には小規模の駐車場もあり、虫食い状に散在しているのが現状です。これらの問題に対応するためにも、駐車場の整備計画や土地利用の見直し等を含めた地区計画等を検討します。
- 九州国立博物館に新設される駐車場の整備を関係機関に要請していきます。
- 運転者が駐車場までのアクセスや駐車状況を把握できるよう、駐車場案内システムの導入を検討します。



＜交通体系整備方針の概要＞

- 主要幹線道路や生活道路、区画道路の整備等、体系的な道路ネットワークづくりを図ります。
- 鉄道の利用や路線バス網の整備、駅周辺の道路・交通体系の整備等、公共交通の整備・充実を図ります。
- 自転車道や駐輪場の整備を図り、「自転車の似合うまち」をめざして、自転車利用の推進を図ります。
- 太宰府天満宮に関わる交通渋滞や駐車場問題等、交通問題への対応を図ります。

5 . 自然環境綠地整備方針

5. 自然環境緑地整備方針

自然環境緑地整備の基本的な考え方は、以下に示す通りであり、図4-5に自然環境緑地整備方針図を示します。

(1) 自然環境の保全と活用

1) 自然環境の保全と活用

- 四王寺山一帯は、史跡指定地となっている他、太宰府県立自然公園区域にも指定され、周辺の樹林地とともに歴史的風土を形成しているため、今後とも保全と活用を図ります。
- 宝満山から連なる太宰府天満宮周辺の背後の緑地は太宰府県立自然公園に指定されており、自然環境の保全はもとより、歴史や文化的側面からも後世に伝える必要がある重要な緑地であることから、保全と活用を図ります。
- 大佐野ダム上流の山林は、水源かん養機能としても重要であることから、保全と活用を図ります。
- 自然環境の保全と活用のため、風致地区等の指定を検討します。

2) 水辺環境の保全と活用

- 御笠川や鷺田川、大佐野川等や市内に点在するため池は、鳥や動物の生息地として重要であることから、今後も保全と活用を図ります。
- 自然な水辺が失われている河川やため池は、治水や利水上の課題を考慮しながら、良好な水辺環境を創造します。

3) 樹林地の保全と活用

- 地域の鎮守の森や社寺林、屋敷林等の貴重な樹林については、所有者や地域住民の理解と協力を得ながら、緑地保全地区等の指定により保全と活用を図ります。

(2) 市街地の緑の確保と充実

1) 民有緑地の保全と活用

- 市街地内の良好な民有緑地は、緑地保全地区の指定や市民緑地の導入等によって保全と活用を図ります。
- 市街地内の巨木、古木等は貴重な緑として保全していく必要があることから、保護指定等の制度を検討します。

2) 公共空間の緑化

a) 道路の緑化

- 主要幹線道路は、街路樹や中央分離帯の緑化等、道路空間の緑化について関係機関との協議を図ります。

- 道路整備にあたっては、歩道や街路樹、植樹帯の整備により、潤いのある道づくりを行います。
- 公共施設周辺の道路については、街路樹と施設内緑地との一体的な緑化を図ります。

b) 公共施設の緑化

- 市役所等の公共施設は、緑化のモデルとなるように、緑化空間の形成を図ります。
- 市立学校については、緑の教育施設づくりが進められているため、地域のシンボルとなる大木の植栽、育成を図ります。

3) 民有地の緑化

a) 住宅地の緑化

- 戸建住宅は、生垣条例に基づく補助金の活用を図り、沿道緑化を推進します。
- 集合住宅は、沿道や駐車場周辺、その他空地等の緑化の指導、啓発を行います。

b) 商業・業務地の緑化

- 商業・業務地域は、プランターや鉢植え等に季節の花木を植えて、緑化を図り、憩いの空間を提供できるよう指導、啓発を行います。
- 商業・業務ビルは、緑化空間を確保し、また、屋上や壁面緑化に努めるよう指導、啓発を行います。

c) 私立学校の緑化

- 私立の高校や大学は、貴重な緑地も存在するため、その保全と緑化の充実について関係機関と協議を図ります。

d) 民間開発に対する緑化

- 大規模な建物の建設や市街地の開発等に対しては、良好な緑地環境を保持するため、緑化に努めるよう誘導していきます。

e) 農地の利用

- 市街地内の農地については、市民農園の要望が多いため、市が仲介をしながら、土とふれあえるレクリエーション空間としての農地の利用を図ります。

(3) 緑の骨格の形成

1) 緑の骨格とネットワーク化

- 市域を取り巻く緑や市内を貫流する河川、道路、市街地内の樹林地等は、自然環境を保全する上で骨格となる緑地であり、緑のフレームとして位置付けを行います。
- 緑のフレームと市街地内の公園、緑地等の整備により、水と緑のネットワークの形成を図り、鳥や動物のビオトープ*ネットワークとして位置付けを行います。

* 生物の生息場所、生息環境。

2) 緑の拠点づくり

- 近隣公園、地区公園としては、歴史スポーツ公園、通古賀近隣公園、梅林アスレチックスポーツ公園の3カ所があり、今後（仮称）高雄公園等の整備を推進し、市民の公園利用の核となる緑の拠点として位置付けます。

3) 緑と水の軸づくり

- 御笠川、鷺田川については、「緑と水の軸」として位置付け、緑豊かな河川空間の創出を図ります。
- 御笠川沿いは、既設の遊歩道を利用し、今後は歴史の散歩道等との有機的な関係により、市域全体に遊歩道のネットワークを形成することによって、歩行者や自転車利用者のための安全な空間づくりを図ります。

(4) 緑化活動の支援と誘導

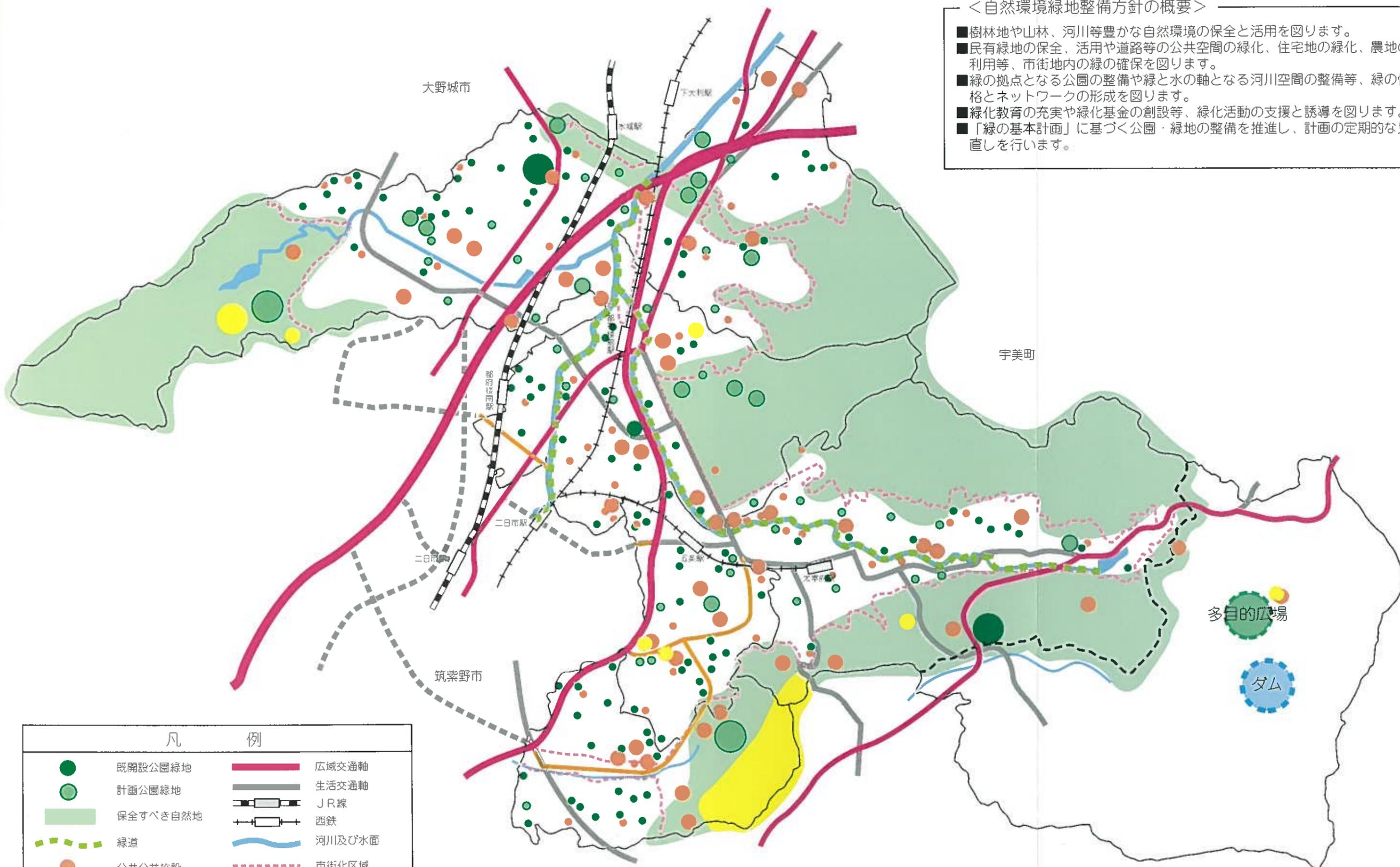
- 地域の個性に応じた緑化活動を支援、誘導するため、緑地協定や地区計画制度等の既存制度の導入、活用を図ります。
- 学校教育の一環として、緑化教育の充実を図ります。
- 総合的な緑化の推進を目的として、緑化基金の創設を検討していきます。

(5) 緑の基本計画の見直し

- 自然環境や市街地の緑に関する方針を体系的に推進するため「緑の基本計画」の見直しを行います。

＜自然環境緑地整備方針の概要＞

- 樹林地や山林、河川等豊かな自然環境の保全と活用を図ります。
- 民有緑地の保全、活用や道路等の公共空間の緑化、住宅地の緑化、農地の利用等、市街地内の緑の確保を図ります。
- 緑の拠点となる公園の整備や緑と水の軸となる河川空間の整備等、緑の骨格とネットワークの形成を図ります。
- 緑化教育の充実や緑化基金の創設等、緑化活動の支援と誘導を図ります。
- 「緑の基本計画」に基づく公園・緑地の整備を推進し、計画の定期的な見直しを行います。



凡 例			
● (dark green)	既開設公園緑地	— (thick red)	広域交通軸
● (light green)	計画公園緑地	— (thick grey)	生活交通軸
■ (light green)	保全すべき自然地	— (black with cross-ticks)	JR線
- - - (dashed green)	緑道	— (black with cross-ticks)	西鉄
● (orange)	公共公益施設	— (blue wavy)	河川及び水面
■ (yellow)	運動場等の民間施設緑地	- - - (dashed red)	市街化区域
		- - - (dashed black)	都市計画区域
		— (solid black)	市境界及び地域界
		— (solid orange)	都市計画道路(未着手)
		- - - (dashed black)	都市計画道路(筑紫野市)

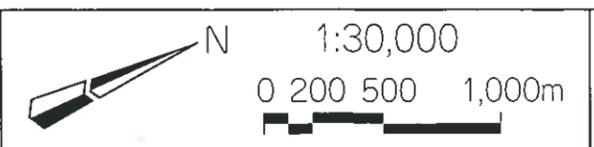


図 4 - 5 自然環境緑地整備方針
 太宰府市都市計画のマスタープラン

6 . 防災・生活環境整備方針

6. 防災・生活環境整備方針

防災・生活環境整備の基本的な考え方は、以下に示す通りであり、図4-6に防災・生活環境整備方針図を示します。

(1) 震災に強い都市づくりの推進

1) 安全な都市づくりの整備推進

- 阪神淡路大震災を教訓に、震災時の避難所、避難路の指定や延焼遮断帯としての河川や都市計画道路の整備を図ります。
- 木造密集市街地については、防災性の高い市街地を形成するため、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、防災街区整備促進地区計画等を検討します。
- 住宅密集地や避難所が確保できない場所は、消防活動等に有効な道路基盤の整備を図ります。
- 延焼遮断帯に囲まれた街区内で、避難所等が設置されていない場合は、新たな一次避難所等の設置を図ります。
- 一次避難所、二次避難所、避難路、救援活動拠点等の配置については、地域防災計画の見直しと連携し、充実を図ります。
- 学校や病院等の既存建物は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、耐震診断を行い、必要に応じた耐震改修を進める等、耐震性の向上を図ります。

2) 延焼遮断帯の形成

- 学校施設は、延焼防火帯としての敷地外周の緑化を図ります。
- 既設の主要幹線道路、鉄道や河川等は延焼遮断帯として、また四王寺山や水城跡等の樹林地は緑の延焼遮断帯として位置付けます。
- 道路に付随するスポット公園*1や緑地は、市街地のオープンスペースとしての一体的な整備により延焼遮断帯としての形成を図ります。

*1 道路の付帯施設として、主に歩行者のための空間を確保し、ベンチなどの休養施設を整備したものを。

- 道路整備にあたっては、樹木の持つ防火機能を生かすため、街路樹の整備を図ります。

3) 市街地の防災

- 住宅密集地においては、狭い道路の拡幅、建物の不燃化、ブロック塀の生垣化、公園緑地等のオープンスペースの確保等、地域の特性に応じた安全な、まちづくりを推進します。
- 公園等の公共施設には、消防水利を確保するため、防火水槽の設置、拡充を図ります。

4) 避難所としての小・中学校

- 災害発生時の一次避難所としては各公民館等を、二次避難所として、市立小・中学校を位置付けます。また、小中学校は、救援、医療活動等、防災活動拠点として位置付けるよう関係機関と協議します。
- 私立学校については、避難所として位置付けられるよう、関係機関に要請していきます。
- 学校周辺の歩道の確保や門、塀のセットバック*2等、安全かつ迅速な避難に対応できる施設の改善整備を検討します。また、学校施設内に災害復旧時の資材や救援物資のストック等、災害時の対策として常備するよう検討します。

*2 道と建物敷地との境界線から、建物や塀を後退して設けること。本市においては、農地転用時及び建築時において、指導要綱に基づきセットバックの協力依頼を行っている。

5) 避難路の設定

- 避難路は、避難所に至るまでの安全性を確保するため、多方向経路を検討します。
- 生活道路の整備等、地域の防災道路や避難路を確保するための整備を図ります。

6) 都市施設の整備

- 交通施設については、施設の耐震性に対する補強等の安全対策、震災後の機能確保のための維持管理の強化を関係機関に要請していきます。
- 水道、ガス、電気・通信網等のライフラインについては、震災時の安全性及び震災後の機能確保を図るため、施設の耐震性やバックアップ機能の確保等の対策強化を関係機関に要請していきます。
- 避難路やその沿道建物については、耐震性の強化による避難時の安全性を確保します。

(2) その他の災害に対する対策の推進

1) 治水対策の整備

- 御笠川や鷺田川、大佐野川の治水対策は、関係機関に要請していきます。
- 学校施設やグラウンド、土地区画整理事業等の大規模開発については、必要に応じて調整池の整備を行い、雨水等の一次貯留機能の拡大を図ります。

2) がけくずれ等の対策

- 土砂の流出やがけくずれの危険性がある地域については、急傾斜地等の指定による防災に配慮した指導を行います。

(3) 生活環境の整備

1) 生活環境の向上

- 主要幹線道路における騒音・振動・排気ガス等の交通公害に対しては、防音壁や植樹帯の設置、道路構造の改善等を関係機関に要請します。市道についても、同様の対策を講じるものとします。
- 河川の水質等については、関係機関に監視の強化を要請するとともに下水道事業の促進を図ります。
- 工場や事業所等から発生する騒音、振動等の公害については、県と協議しながら指導を行います。
- カラオケボックスやエアコン室外機等による近隣騒音については、公害の種類に対応した必要な改善指導を行うとともに、発生の防止を図るためのルールづくりを行います。
- 集合住宅等におけるごみ集積場は、遮へいされたごみ集積場を推進し、ごみの出し方等のルールを市民に周知し、協力を求めています。

2) 環境共生型施設整備の推進

- 公共施設の建設にあたっては、自然エネルギーの活用、壁面緑化、屋上緑化、雨水利用・流出抑制システム、省資源・省エネルギー型設備機器の導入を検討し、省資源・省エネルギー化、環境共生型の施設整備を図ります。
- 建設残土や再生アスファルト等の再生品の活用、コンクリート型枠の反復使用等のリサイクル実施の充実を図ります。
- 民間開発や建物についても、省資源・省エネルギー化の普及・啓発、指導を行います。

3) 環境管理計画の活用と見直し

- 公害の防止や生活環境の改善等について定めた「太宰府市環境管理計画」の活用を図るとともに、社会情勢に応じた計画の定期的な見直しを行います。

(4) 福祉環境整備の推進

- 本格的高齢社会を間近に控え、平成6年9月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（略称：ハートビル法）が施行され、高齢者や障害者等が自立した生活を送る上で必要なサービスを提供する病院や百貨店等の特定建築物のストック形成を推進します。
- 「太宰府市障害者福祉長期行動計画」では、ノーマライゼーション^{*1}という基本的な考え方に基づいて、長期的視点に立った福祉環境の整備・推進を図るとともに、福祉のまちづくり推進体制の強化、福祉教育、普及啓発等の推進等の強化・充実を図ります。

*1 障害の有無や程度に関係なく、誰もが人間としての尊厳を尊重されて生活できる社会こそ普通（ノーマル）な社会であるという考え方。

- 公共建築物や道路、公園等の公共空間、鉄道やバス等の公共交通機関等については、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるような、バリアフリー*²やユニバーサルデザイン*³という考え方にに基づき整備・推進を図ります。

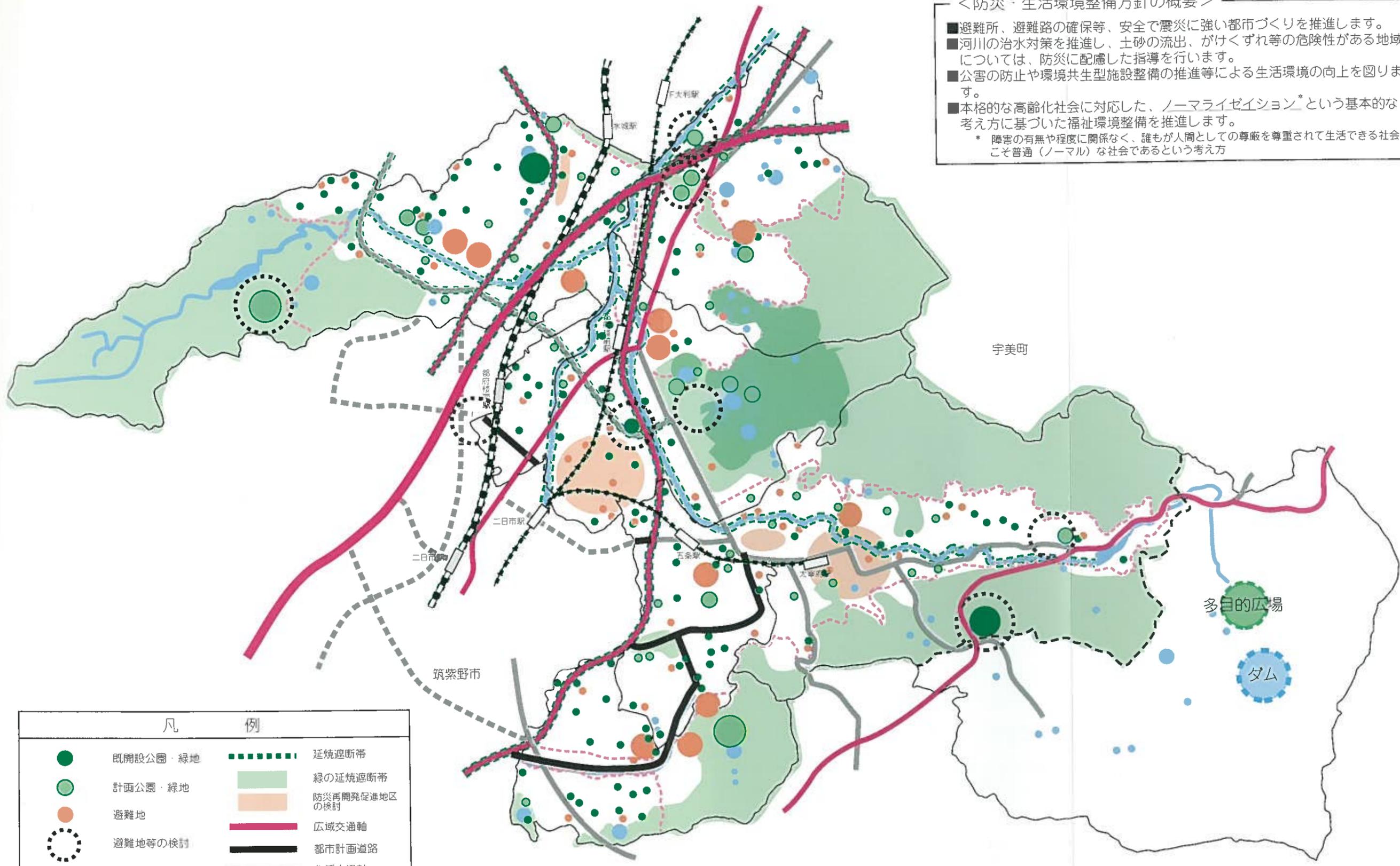
*2 現在ある物理的、制度的、文化・情報、意識のバリアをなくしていこうとする考え、行動。

*3 はじめからそのバリアをなくしていこうとする考え方。

- その他の民間建築物についても、同様の誘導・強化を図り、福祉空間のネットワークづくりを推進します。

＜防災・生活環境整備方針の概要＞

- 避難所、避難路の確保等、安全で震災に強い都市づくりを推進します。
 - 河川の治水対策を推進し、土砂の流出、がけくずれ等の危険性がある地域については、防災に配慮した指導を行います。
 - 公害の防止や環境共生型施設整備の推進等による生活環境の向上を図ります。
 - 本格的な高齢化社会に対応した、ノーマライゼーション*という基本的な考え方に基づいた福祉環境整備を推進します。
- * 障害の有無や程度に関係なく、誰もが人間としての尊厳を尊重されて生活できる社会こそ普通（ノーマル）な社会であるという考え方



凡	例
● 既開設公園・緑地	■■■■ 延焼遮断帯
○ 計画公園・緑地	■ 緑の延焼遮断帯
● 避難地	■ 防災再開発促進地区の検討
○ 避難地等の検討	■ 広域交通軸
〰 河川	■ 都市計画道路
● 水面	〰 生活交通軸
〰 市街化区域	--- 都市計画区域
■■■■ 都市計画道路(筑紫野市)	--- 市境界及び地域界
	■ JR線
	■ 西鉄

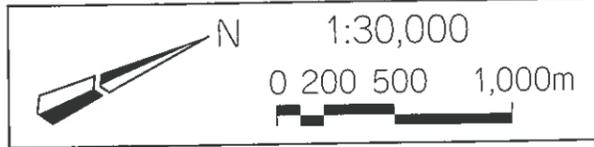


図4-6 防災・生活環境整備方針
太宰府市都市計画のマスタープラン

7. 都市景觀整備方針

7. 都市景観整備方針

都市景観整備の基本的な考え方は、以下に示す通りであり、図4-7に都市景観整備方針図を示します。

(1) 自然・歴史的景観の保全と活用

1) 自然景観の保全と活用

a) 山林景観の保全と活用

- 四王寺山一帯は、太宰府県立自然公園区域に指定され、市のシンボリックな自然景観を呈しているため、今後も保全と活用を図ります。
- 太宰府天満宮周辺の背後の緑地も太宰府県立自然公園に指定されており、宝満山から連なる優れた景観の保全と活用を図ります。
- 大佐野ダム上流の山林は、景観上優れた機能を持っており保全と活用を図ります。

b) 水辺景観の創造と活用

- 御笠川や鷺田川、大佐野川等は、治水上の課題を考慮しながら、自然的な景観を復元し、鳥や動物等が生息できる良好な水辺景観の創造を図ります。

c) 樹林地の保全と活用

- 市街地の樹林や屋敷林等については、所有者や地域住民の理解と協力を得ながら、地域固有の自然景観として保全と活用を図ります。

2) 歴史景観の保全と活用

- 四王寺山一帯は、特別史跡大宰府跡や大野城跡の歴史的遺産が集中する史跡指定地となっており、優れた歴史景観を後世に伝えていくためにも、保全と活用を図ります。
- 特別史跡水城跡は、市街地に隣接し開発にさらされやすい状況にあるため、史跡指定範囲の拡大や緑地の配置等により、周辺農地を含めた一体的な歴史的、文化的景観の保全と活用を図ります。
- 市内に点在する史跡指定地は、その周辺地区を含めて地域固有の歴史景観を呈しているため、保全と活用を図ります。また、鎮守の森や社寺林等についても、所有者や地域住民の理解と協力を得ながら、保全と活用を図ります。

(2) 市街地における景観形成の拠点づくり

1) 主要駅周辺における地域景観拠点づくり

- 利用者の多い鉄道駅及び駅周辺は、交通拠点であるとともに、市民のシンボリックな空間として地域に応じた景観整備を図ります。

2) 身近な景観拠点づくり

- 西鉄都府楼前駅やJR都府楼南駅等の周辺は、地域住民の交流の場としての景観形成を図ります。

(3) 優れた公共空間の創出

1) 魅力ある道づくり

a) 主要幹線道路

- 主要幹線道路は、太宰府市を印象づける空間であることから、道路緑化、架空線の地中化、サインの充実等のまほろばの里を演出する空間として、景観形成を図るよう関係機関に要請していきます。

b) 生活道路

- 生活幹線道路は、地域特性に応じて街路樹や照明灯、架空線の地中化等を行い、快適で緑豊かな道路として整備を図ります。
- 身近な生活道路や狭い道路については、接道部の緑化等の沿道景観に配慮した修景指導を推進します。

c) 身近な景観に配慮した道づくり

- 高架橋等は、周辺景観と調和した修景計画をたてるよう関係機関に要請していきます。
- 公共のサインは、管理主体別に設置しているため、整理、集約する方向で関係機関と協議していきます。
- バス停、電話ボックス、街路灯、ごみ収集所等沿道の施設については地域景観に調和するよう、関係機関と協議していきます。
- 屋外広告物や立て看板等は、その設置場所、形態、色彩等について、地域環境に調和する広告物づくりを誘導します。

2) 魅力ある川づくり

- 御笠川や鷺田川等の河川沿いは、遊歩道や植樹帯、スポット公園*等を整備して、魅力と潤いのある河川景観を創出します。

* 道路の付帯施設として、主に歩行者のための空間を確保し、ベンチなどの休養施設を整備したもの。

- 河川沿いの公園は、緑のネットワークという観点からも一体的に整備し、良好な景観づくりを行います。
- 橋梁や護岸、防護柵等の工作物については、材質、デザイン、色彩等、地域景観に配慮しながら、安全に利用できる空間づくりを行います。

3) 魅力ある公園づくり

- 公園整備は、デザインや機能等地域景観に配慮しながら整備を図ります。
- 市街地内における公園は、できる限り多くの緑や水といった自然の素材に触れるように努めます。

4) 魅力ある建物づくり

- 建築物（公共・公益施設）の整備は、地域の景観に配慮し、開放的で美しく、シンボリックなデザインになるよう努め、また、オープンスペースについては、地域景観の向上に資するよう植樹や休憩スペースの確保を誘導します。
- 小・中学校は、特色ある樹木や草花を植える「緑の教育施設づくり」が行われていることから、地域の景観向上に資する施設づくりとなるよう配慮します。

(4) 優れた民有地景観の創出

1) 地域特性に応じた景観の誘導

- 住宅地及び企業等における景観誘導は、その地域特性に応じた独自の“らしさ”づくりをめざして、建物等の景観誘導を推進します。そのため、地域特性に合わせたガイドラインづくりを行い、その周知と誘導を行います。
- 地区計画、建築協定、緑地協定等の活用を図るとともに、景観づくりに対する助成制度の検討を行います。

2) 優れた景観づくりの啓発

- 市民及び企業等の景観に対する普及・啓発のため、表彰制度を導入し、景観づくりの自主的な活動に関する支援を検討します。景観表彰の捉え方は、見るだけの景観ではなく、地域美化活動や文化的なサークル活動等、地域に根差した活動全般について考慮するものとします。

(5) 景観条例の制定

- 景観整備の基本方針を定める景観条例等の制定を検討します。

＜都市景観整備方針の概要＞

- 本市に残された貴重な自然景観と歴史景観の保全・活用を図ります。
- 生活の拠点となる駅周辺等は、地域の特性に応じた景観拠点づくりを推進します。
- 道路や河川、公園等の公共・公益施設は、地域景観に配慮した施設づくりを推進します。
- 住宅地及び企業等においては、地域特性に応じた独自の“らしさ”づくりをめざして、市民啓発や景観誘導を推進します。

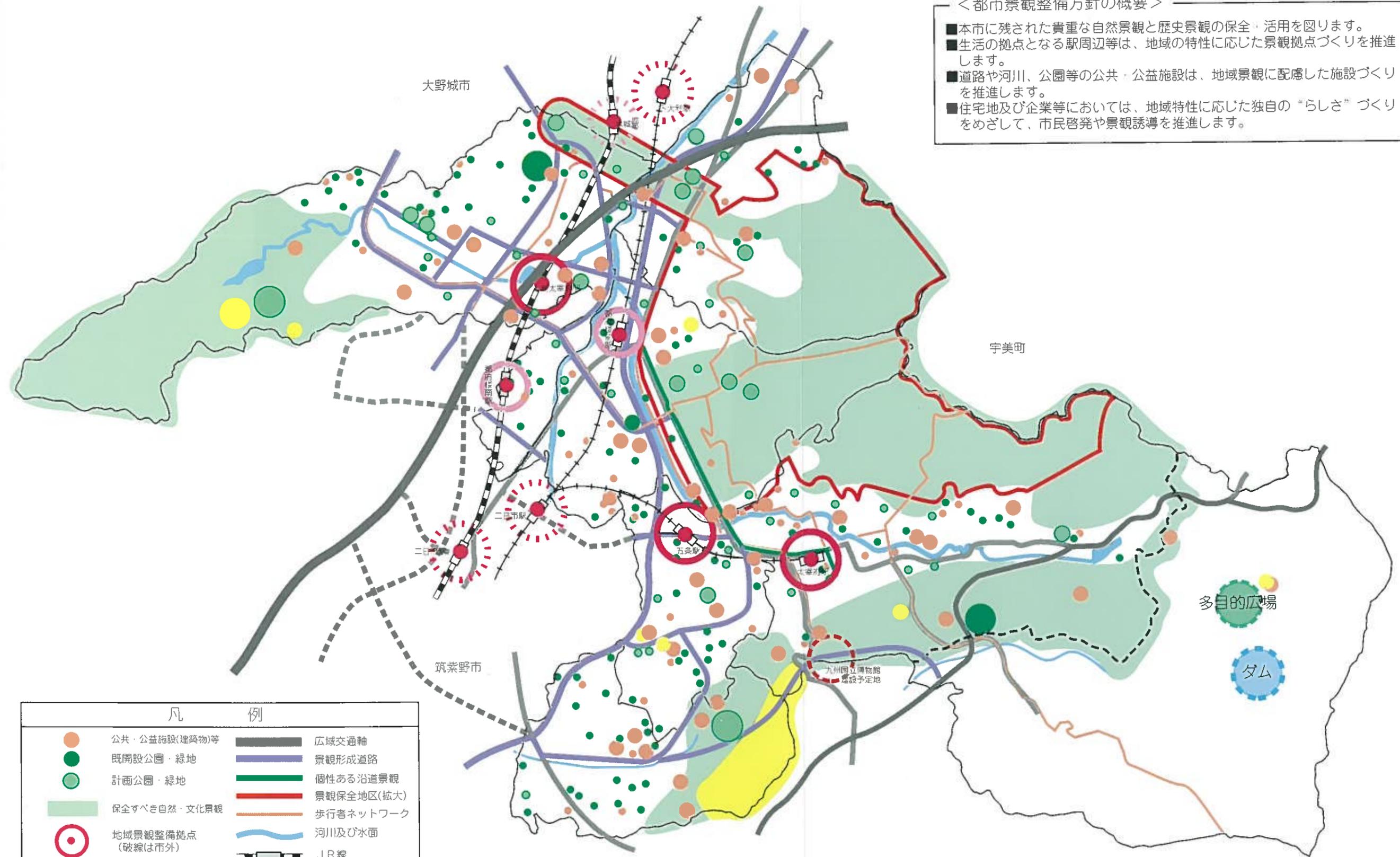
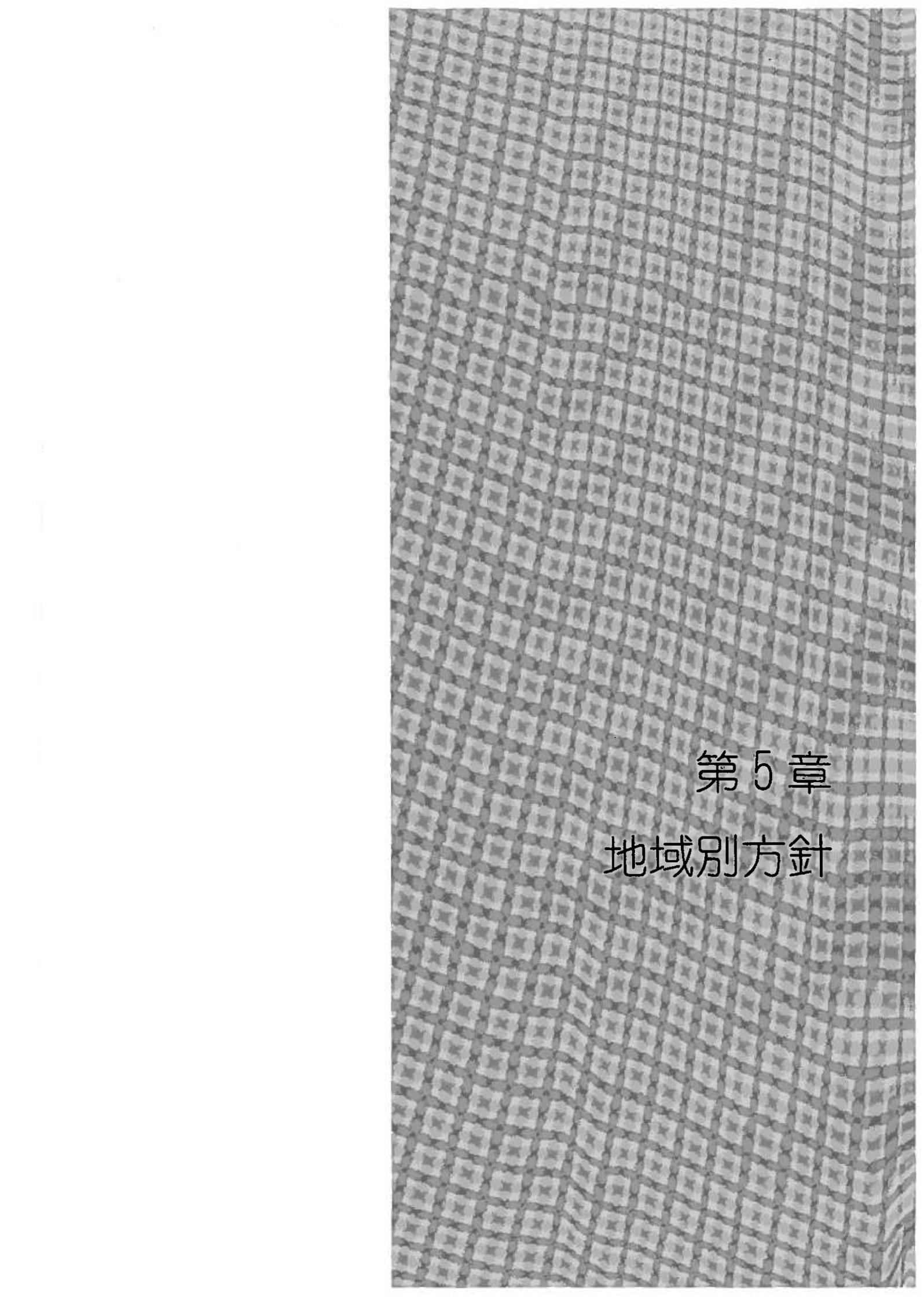


図4-7 都市景観整備方針
太宰府市都市計画のマスタープラン



第5章
地域別方針

第5章 地域別方針

地域区分

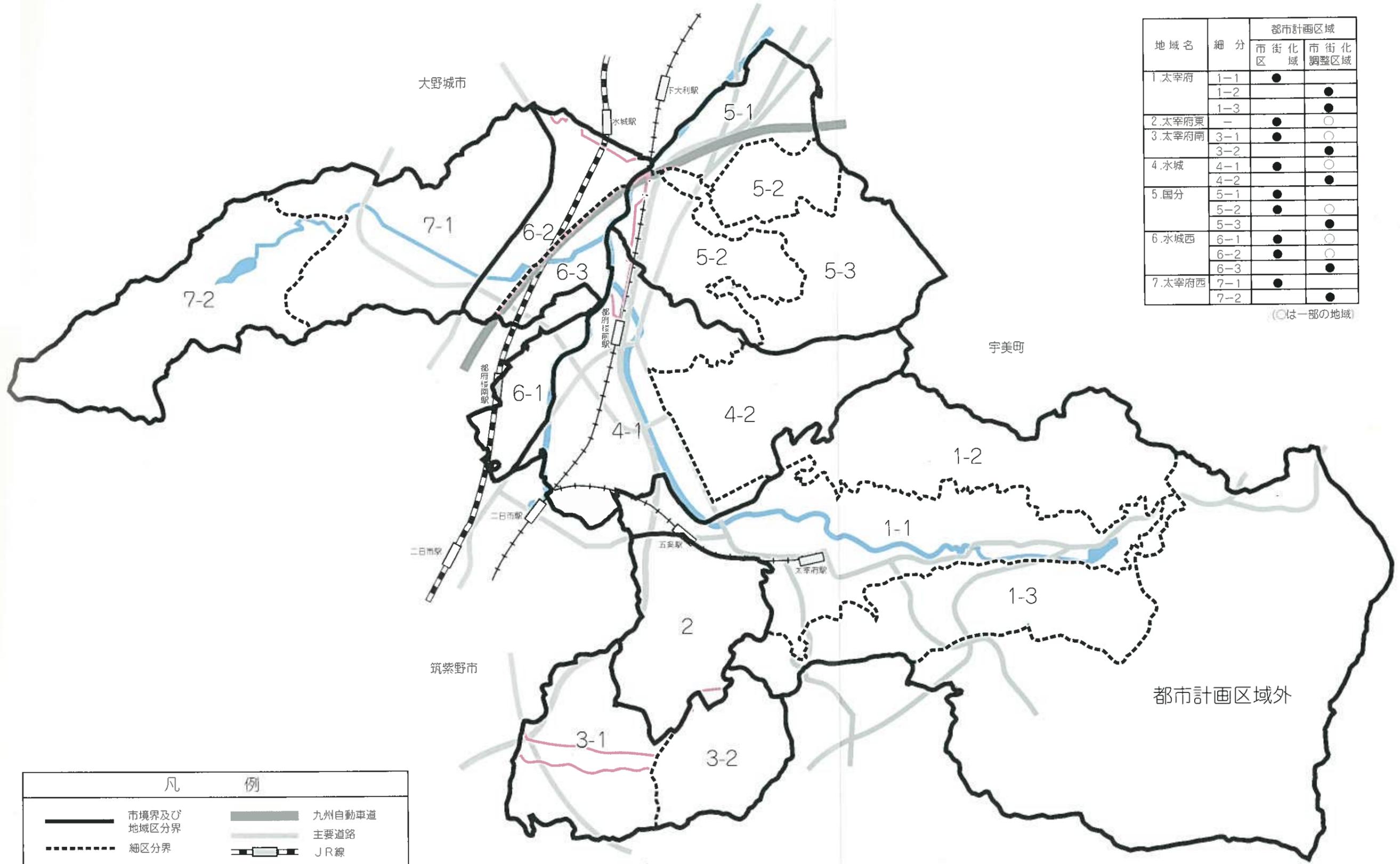
地域区分の設定にあたっては、上位計画である第三次太宰府市総合計画のコミュニティ単位（小学校区）を基本に大きく7地域とします。

また、本市は都市計画区域と都市計画区域外に分かれており、本計画は都市計画法に基づく計画であることから、都市計画区域に限って地域別方針を示します。

さらに、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に分かれており、都市計画上性格の異なるエリアであるため、市街化区域、市街化調整区域及び用途地域等により細区分します。

地域区分の根拠は以下のとおりで、次頁に地域区分図を示します。

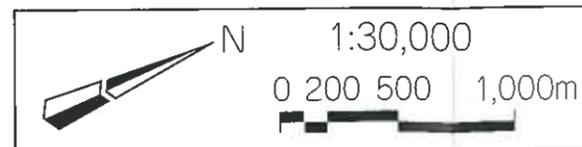
- 小学校区は上位計画である総合計画の地域区分であり、コミュニティ単位として市民・行政ともに認識があるため、地域区分の骨格とすることができます。
- 都市計画の及ぶ範囲として都市計画区域内の市街化区域及び市街化調整区域は、現況及び将来の都市計画において重要な区分指標となるため、細区分の目安とすることができます。
- 詳細な地域ごとの計画を進めるにあたっての指標としては、現行の用途地域が一つの大きな分類指標となります。



地域名	細分	都市計画区域	
		市街化区	市街化調整区域
1. 太宰府	1-1	●	
	1-2		●
	1-3		●
2. 太宰府東	-	●	○
3. 太宰府南	3-1	●	○
	3-2		●
4. 水城	4-1	●	○
	4-2		●
5. 国分	5-1	●	
	5-2	●	○
	5-3		●
6. 水城西	6-1	●	○
	6-2	●	○
	6-3		●
7. 太宰府西	7-1	●	
	7-2		●

(○は一部の地域)

凡	例
市境界及び地域区分界	九州自動車道
細区分界	主要道路
	JR線
	西鉄
	河川及び水面
	市街化区域
	都市計画区域



地域区分
太宰府市都市計画のマスタープラン

1. 太宰府小学校ゾーン

1. 太宰府小学校ゾーン

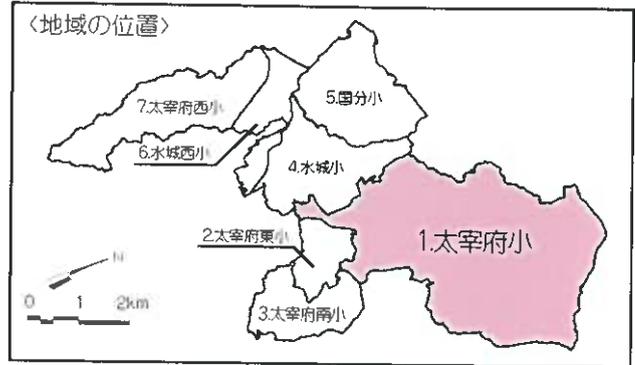
(1) 地域の概況

市のほぼ中央に位置し、南北に長く、自然資源や観光、文化資源に恵まれ「本市の顔」ともいえる地域です。地域の面積は、市内最大の1,335.5 haで、人口は14,390人（平成7年4月末現在、住民基本台帳）、人口密度は市内で最も低い1,077.5人/km²となっています。

市内就業者が多く、高齢化（65歳以上の比率が最高）が最も進んでいます。

年末から梅の時期までは、太宰府天満宮の参拝客や観光客による交通渋滞が激しくなります。

北谷、内山地区は都市計画区域外で、その他の法規制もかけられていない地域があり、虫食いの開発が進んでいます。



西鉄五条駅前広場



天満宮の参道



太宰府梅林アスレチックスポーツ公園



あいさつ通り

(2) 主な課題

太宰府小学校ゾーンの現況と主な課題をまとめると、次のようになります。

項目	現況と主な課題
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ・自然、観光、文化資源に恵まれ市の「顔」としての役割を持っている。 ・市の中心市街地としての位置付けが弱い。 ・交通渋滞が課題となっている。 ・高齢化が最も進んでいる。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・宝満山、四王寺山一帯は、太宰府県立自然公園に指定されている。 ・都市計画区域外でその他の法規制もない地区は、事務所や工業用地として無秩序に開発され、土地利用の誘導ができない。
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・西鉄太宰府駅、五条駅周辺は木造家屋や中層マンションが混在している。 ・天満宮付近は住宅や店舗が密集している。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大町、新町、五条地区は、狭あいな道路が多い。 ・五条付近には複雑な交差点や狭い交差点があり、交通渋滞を引き起こしている。 ・南北の軸線が弱く、渋滞を引き起こし、北谷、内山地区に通過交通が入り込んでいる。 ・太宰府梅林アスレチックスポーツ公園(地区公園)と街区公園は17ヶ所整備されているが、配置に偏りがある。 ・松川付近に下水道未整備区域がある。 ・北谷ダムが建設中である。 ・馬場地区に九州国立博物館が設置予定である。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅は、西鉄太宰府駅、五条駅がある。 ・歴史の散歩道が整備されている。 ・天満宮付近の交通渋滞や、駐車場問題が課題である。 ・西鉄五条駅前の駐輪場は、自転車の放置が目立つ。
自然環境緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・四王寺山は緑豊かな山林として残されている。 ・地域の中心を御笠川が流れている。 ・市街地にまとまった樹林地が残っている。
防災、生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・一次避難所は公民館が14ヶ所で、二次避難所は太宰府小学校と勤労者体育センター、働く婦人の家がある。 ・山際の開発により、急傾斜地等が多く見られる。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・天満宮の参道は門前町としての風情ある景観を呈している。 ・西鉄太宰府駅や五条駅では、景観特性を活かした駅前広場が整備されている。 ・北谷で虫食いの無秩序開発が行われ、のどかな山村景観が乱されつつある。

(3) まちづくりの方針

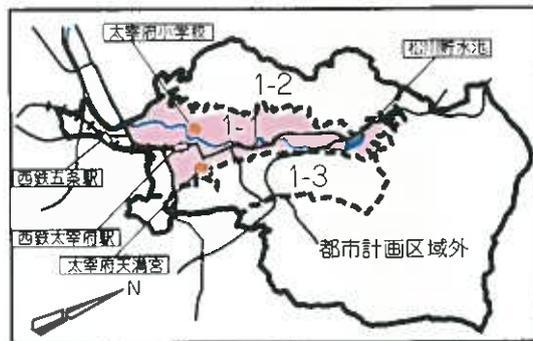
1-1ゾーン

〔松川、三条、三条台、連歌屋、馬場、湯の谷、大町、新町、白川、五条西、五条〕—市街化区域—

●西鉄五条駅周辺のまちづくり方針

○中心市街地の形成

- ・太宰府市の「商業・業務・文化」の核となる中心市街地を形成します。
- ・市役所(水城ゾーン)や公共施設が集積しており、またいきいき情報センター(太宰府東ゾーン)も含めて、今後もその機能の充実と強化を図ります。
- ・現在でも市の中心的な商業・業務地区であり、今後もその機能の充実とともに、各種の文化・コミュニティ・行政サービス機能の充実を図ります。
- ・西鉄五条駅周辺の商業・業務機能の形態は、地元商工会や地域住民の参加と協力を得ながら、五条らしい個性ある商業・業務空間の形成と魅力ある地域コミュニティの場としての整備を図ります。



○安全で快適なまちづくり

- ・狭い道路や建物で密集しているため、中心市街地らしい明確な土地利用の形成に向けた市街地再開発事業等の検討を行います。
- ・特に西鉄五条駅周辺では人と車が集積するため、人と車の共存を図り、歩行者が安全かつ快適に通行できるように、道路の拡幅整備等を進め、歩道の確保を行います。
- ・五条交差点や西鉄五条駅入口交差点は、交通渋滞が激しいため、交差点の改良を検討します。
- ・西鉄太宰府線沿いの遊歩道を整備します。
- ・西鉄五条駅前には自転車放置禁止区域の指定に伴う指導、啓発を図るとともに、自転車放置対策として、駐輪場の整備、増設、管理体制の充実を図ります。

○公園の適正配置

- ・現況の公園配置上、公園の少ない地区があるため公園の適正配置を行います。

●西鉄太宰府駅周辺のまちづくり方針

○商業・観光核の形成

- ・太宰府市の「商業・観光」の核となる魅力ある市街地の形成と充実を図ります。

- ・西鉄太宰府駅周辺の商業機能の形態は、地元商工会や地域住民の参加と協力を得ながら、太宰府らしい個性ある商業空間の形成を図ります。
- ・天満宮参道の景観の保全と一層の向上を図るとともに、西鉄太宰府駅から九州国立博物館までの藍染川沿いの遊歩道整備を図ります。
- ・参道を中心とする地区は、狭あいな道路と建物の密集によって災害時の危険性があり、また空洞化も進行しているため、地区計画等による適正な土地利用の誘導と魅力あるまちづくりを推進します。
- ・レンタサイクルのより一層の活用を図り、安全で快適な自転車利用を促進するために、自転車道の整備とネットワーク化や駅周辺のレンタサイクル駐輪場の整備等を図ります。

○景観に配慮した街並みの形成

- ・天神さま通りや梅大路通り等、歴史的雰囲気を意識して景観に配慮した道路や街並みが形成されているため、保全と一層の向上を図ります。また、新町通りについても、同様の歴史的な雰囲気が残っているため、道路や街並みの景観整備を検討します。

○太宰府天満宮に関わる交通問題への対応

- ・主要幹線道路や生活道路の体系的な道路整備を図るとともに、太宰府天満宮の参拝客や観光客、九州国立博物館の見学客等の交通と生活交通の分離を図ります。
- ・ピーク時の混雑を緩和するための規制や駐車場案内システムの導入を検討します。
- ・駐車場の収容台数は、天満宮と民営を併せて約2,000台ありますが、中には小規模のものが虫食い状に散在しており、まとまりがないため、駐車場の整備計画や土地利用の見直し等を含めた地区計画等を検討します。
- ・天満宮の駐車場は、ピーク時と閑散期の利用の差が大きいため、有効な活用が図れるよう検討、要請していきます。

○災害に強い住宅地の形成

- ・大町、新町、五条地区は、狭あいな道路が多く、住宅も密集しているため緊急車両等の進入が困難です。そのため、道路のすみ切りやセットバック*による拡幅、整備を図るとともに、通過交通が進まないよう計画的配慮を行いながら、地域住民が安全かつ快適に通行できるよう整備を図ります。
- ・山際の開発の際には、防災に配慮した指導を行います。

* 道と建物敷地との境界線から、建物や塀を後退して設けること。本市においては、農地転用時及び建築時において、指導要綱に基づきセットバックの協力依頼を行っている。

○緑地の保全と活用

- ・光明禅寺の後背地や太宰府天満宮等の樹林地は、市街地内の貴重な緑地であるため、保全と活用を図ります。

●松川、三条周辺のまちづくり方針

○都市施設の整備

- ・県道筑紫野古賀線は一部供用開始していますが、隣接市町の都市計画からみて4車線にする等、南北軸の拡充・強化を関係機関に要請していきます。
- ・松川貯水池を利用した親水公園の整備を図ります。
- ・松川地区において下水道未整備区域があるため、整備を図ります。

○遊歩道の整備、拡充

- ・三条地区のあいさつ通りは、水路沿いの遊歩道やスポット公園*が整備されており、今後もその拡充を図ります。

* 道路の付帯施設として、主に歩行者のための空間を確保し、ベンチなどの休養施設を整備したものの。

○防災への配慮

- ・山際の開発の際には、防災に配慮した指導を行うとともに、線引きの見直し等を検討します。

1-2ゾーン

〔松川、三条、東観世〕—市街化調整区域—

●まちづくり方針

○緑地の保全と活用

- ・四王寺山は太宰府県立自然公園と国指定特別史跡大野城跡に指定されており、市固有の自然・文化的遺産であるため、継続的な公有化を進め、緑地の永続的な保全と活用を図ります。



1-3ゾーン

[松川、三条、馬場] 一市街化調整区域一



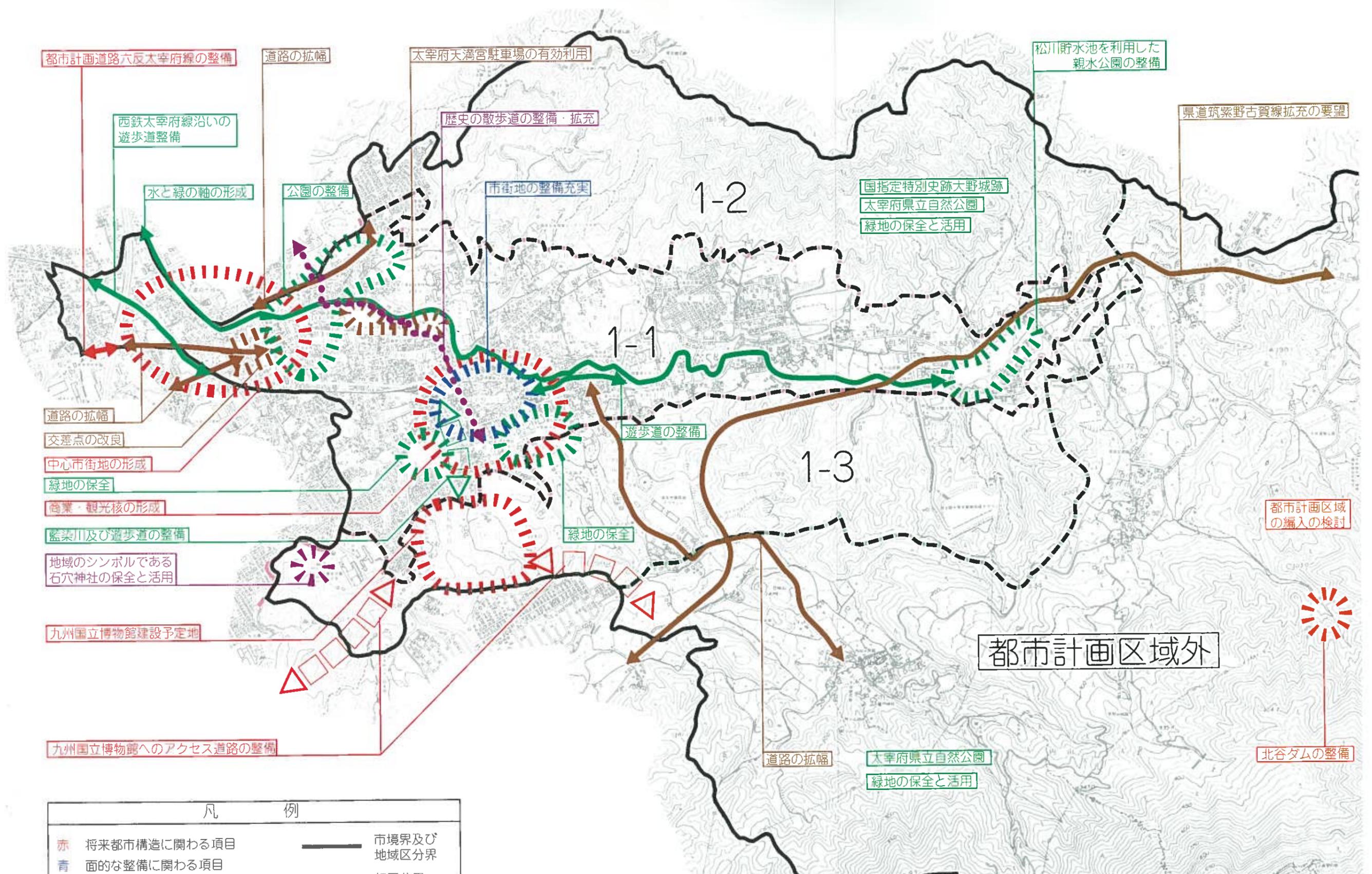
●まちづくり方針

○九州国立博物館の設置

- 九州国立博物館の設置が馬場地区に決定し、それに伴う周辺整備計画も同時に進行しています。計画内容については、計画地及びその周辺環境に配慮したものとし、地域のシンボルとなりうるものとなるよう考慮します。
- 新規に計画しているアクセス道路は、引き続き関係機関等に要請していくものとします。

○緑地の保全と活用

- 松川、三条、馬場地区は太宰府県立自然公園に指定され、市固有の自然・文化的資源であるため、緑地の保全と活用を図ります。
- 石穴神社及びその周辺樹林地は、地域のシンボルとなっているため、保全と活用を図ります。



都市計画道路六反太宰府線の整備

道路の拡幅

太宰府天満宮駐車場の有効利用

松川貯水池を利用した親水公園の整備

県道筑紫野古賀線拡充の要望

西鉄太宰府線沿いの遊歩道整備

歴史の散歩道の整備・拡充

国指定特別史跡大野城跡
太宰府県立自然公園
緑地の保全と活用

水と緑の軸の形成

公園の整備

市街地の整備充実

1-2

1-1

1-3

道路の拡幅

交差点の改良

中心市街地の形成

緑地の保全

商業・観光核の形成

監染川及び遊歩道の整備

地域のシンボルである石穴神社の保全と活用

遊歩道の整備

緑地の保全

都市計画区域の編入の検討

九州国立博物館建設予定地

都市計画区域外

九州国立博物館へのアクセス道路の整備

道路の拡幅

大宰府県立自然公園
緑地の保全と活用

北谷ダムの整備

凡 例			
赤	将来都市構造に関わる項目	——	市境界及び地域区分界
青	面的な整備に関わる項目	-----	細区分界
茶	道路・交通整備に関わる項目	———	市街化区域
黄	交通機関の整備に関わる項目	———	都市計画区域
緑	自然環境の整備や保全に関わる項目		
紫	地域のシンボルに関わる項目		



図5-1 太宰府小学校ゾーンの整備方針
太宰府市都市計画のマスタープラン

2 . 太宰府東小学校ゾーン

2. 太宰府東小学校ゾーン

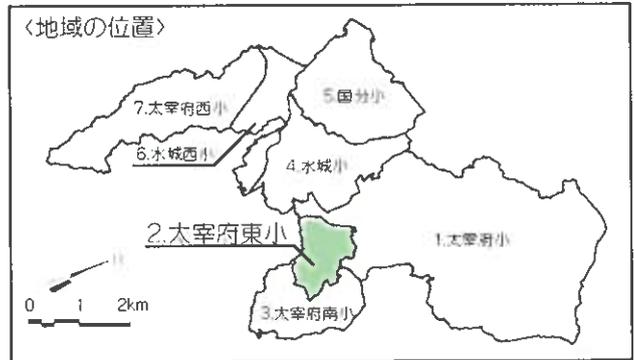
(1) 地域の概況

全域が市街化区域となっており、土地利用の上ではほぼ飽和状態に達しています。

地域の面積は市内最小の126.7haで、人口は6,775人(平成7年4月末現在、住民基本台帳)、人口密度は5,347.3人/km²と市内で最も高くなっています。

市民は市外で働く給与所得者世帯が中心で、最も核家族化が進んでおり、また、学生などの若い年齢層が多く住んでいます。

国道3号や住宅地内の路線バスがあり、交通の利便性は高くなっています。



西鉄五条駅前通り



五条スポット公園



青山通りのソーラー式街路灯



緑豊かな住宅地

(2) 主な課題

太宰府東小学校ゾーンの現況と主な課題をまとめると、次のようになります。

項目	現況と主な課題
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、交通、病院等で飽和状態であり、人口密度は市内最高となっている。 核家族化が最も進んでおり、学生も多い。 交通の便は良い。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用地の割合が大きい。 事業所、商業施設、教育施設等が多い。
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、学校、病院等でほぼ整備済である。 地域の多くは良好な低層住宅地となっている。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路五条鉾ノ浦線、渡内家ノ前線が未整備である。 歩道のない通学路の延長が長い。 青山通りは歩道が狭い。 住宅団地内は狭い道路がある。 街区公園は16ヶ所整備されているが、公園の少ない地区や面積の狭い公園が多い。 学校や医療施設が多い。 コミュニティ、福祉施設が少ない。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> 主な公共交通機関はバスで、校区の境界に西鉄太宰府線があり、最寄りの駅は西鉄五条駅である。 住宅地内を路線バスが運行しており、便数も多い。
自然環境緑地	<ul style="list-style-type: none"> 山林、農地が少なく、自然環境に乏しい。
防災、生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 一次避難所は公民館が6ヶ所あり、二次避難所は太宰府中学校がある。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> 大学や病院等が大規模建築物としてランドマークとなっているが、それ以外はほとんどが戸建の住宅地となっている。 青山通りや学園通り等は街路樹がない。

○青山通りの景観整備

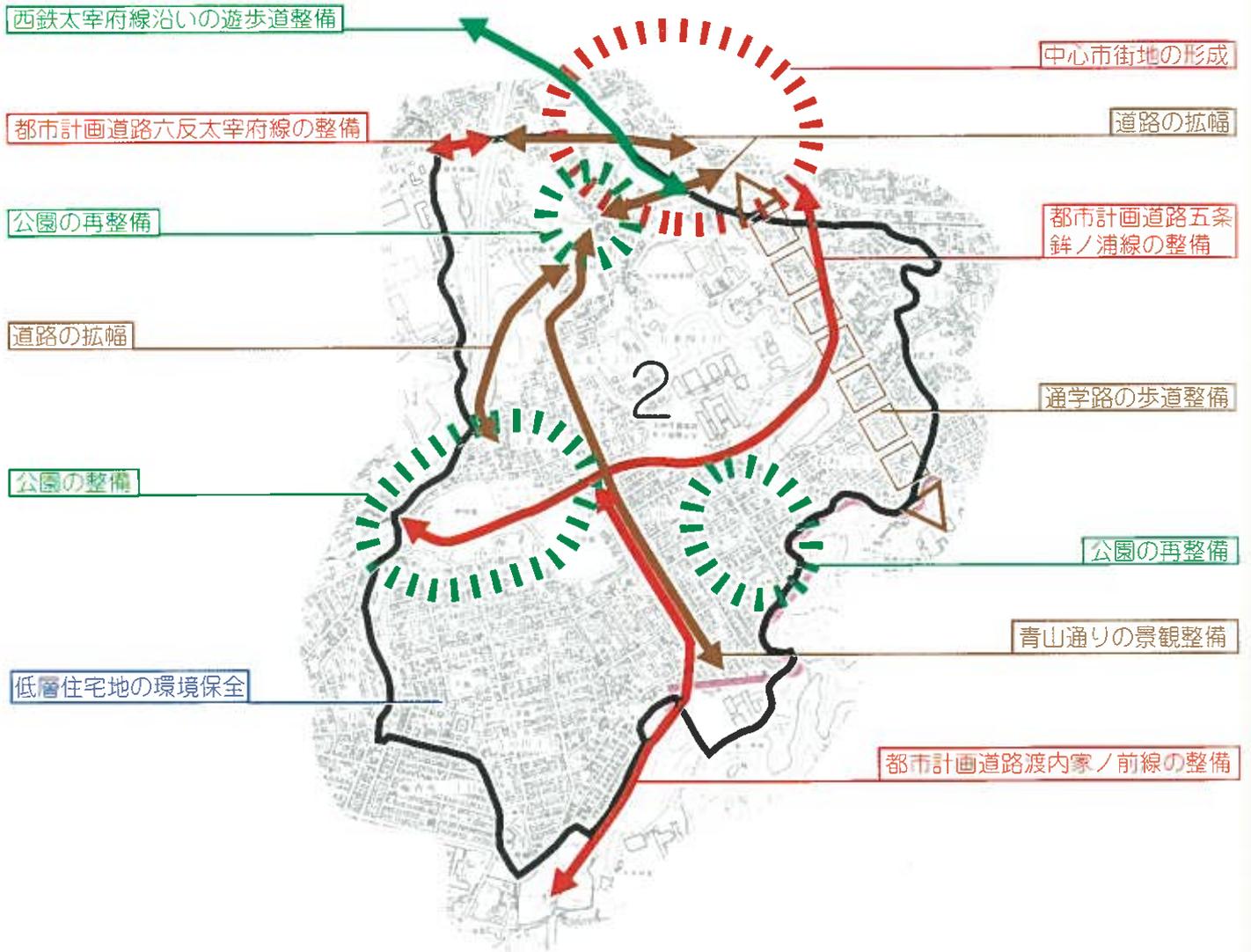
- ・団地内の幹線道路となっている青山通りは、環境に配慮したソーラー式街路灯を整備し、太宰府東ゾーンのシンボルとなる通りですが、一部都市計画道路渡内家ノ前線と重複するため、景観に配慮した地域にふさわしい景観づくりの検討を行います。

○公園の適正配置

- ・現況の公園配置上、公園の少ない地区があるため、公園の適正配置を行います。
- ・宅地開発時の開発残地が公園になっているケースが見られ、それらは狭く、利用されていない公園であることが多いため、公園の統廃合等を含めた配置の見直しを検討します。

○都市計画道路の整備

- ・都市計画道路五条鉾ノ浦線、渡内家ノ前線、六反太宰府線の整備を図ります。



凡 例			
赤	将来都市構造に関わる項目	——	市境界及び地域区分界
青	面的な整備に関わる項目	細区分界
茶	道路・交通整備に関わる項目	——	市街化区域
黄	交通機関の整備に関わる項目		
緑	自然環境の整備や保全に関わる項目		
紫	地域のシンボルに関わる項目		

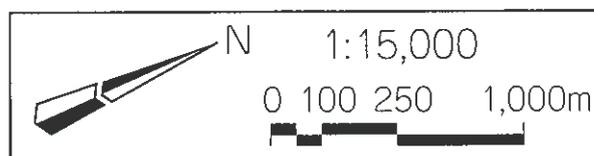


図5-2 太宰府東小学校ゾーンの整備方針

太宰府市都市計画のマスタープラン

3 . 太宰府南小学校ゾーン

3. 太宰府南小学校ゾーン

(1) 地域の概況

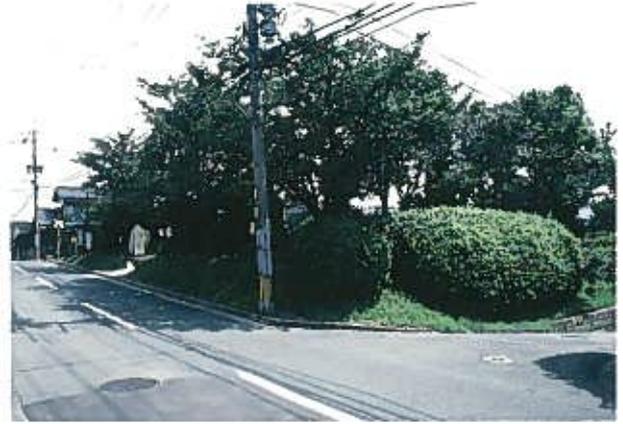
本市の東端に位置し、ゴルフ場、丘陵の緑、川、水田など比較的的自然に恵まれた地域です。

地域の面積は227.6ha、人口6,812人(平成7年4月末現在、住民基本台帳)で、人口密度は市内4番目の2,993.0人/km²となっています。

居住者は、市内でも比較的居住年数の長い市民が多く住んでいます。



国道3号の沿道商業施設



高雄台中央通りと高雄台中央公園



高尾川沿いの田園風景



自然性豊かな古ヶ浦池

(2) 主な課題

太宰府南小学校ゾーンの現況と主な課題をまとめると、次のようになります。

項目	現況と主な課題
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比較的居住年数が長い住民が多い。 ・ 緑や水辺等の自然環境は比較的恵まれている。 ・ 交通の便は良い。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梅香苑と高雄地区の2つの住宅団地にはさまれて農地が残っている。 ・ 国道3号、県道筑紫野筑穂線沿いに商業施設が多い。
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梅香苑と高雄地区は住宅団地として整備済である。 ・ 高尾川沿いの農地は高雄家ノ前地区の土地区画整理事業が予定されている。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路渡内家ノ前線が未整備である。 ・ 歩道がない通学路で、かつ幅員が狭い道路がある。 ・ 街区公園は19ヶ所整備されているが、公園の少ない地区がある。 ・ (仮称)高雄公園整備の検討が行われている。 ・ 水田地(高雄家ノ前地区の土地区画整理事業予定地)等に、下水道未整備区域がある。 ・ 医療、コミュニティ施設が少ない。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地内を路線バスが運行しており、便数も多い。 ・ 駐車場は商業施設用が多い。 ・ 高雄交差点では、近年交通渋滞が見られる。
自然環境緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太宰府ゴルフ倶楽部周辺は樹林地や水辺が残されており、比較的緑量は多い。
防災、生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次避難所は公民館が5ヶ所、二次避難所は太宰府南小学校と太宰府東小学校、太宰府東中学校がある。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高雄、梅ヶ丘と梅香苑、青山の東西の住宅団地の間に、農地が連続しており、のどかな田園風景を呈している。 ・ 国道3号、県道筑紫野筑穂線沿いに大型店舗が立地している。 ・ 梅香苑通りや高雄台中央通り等は街路樹がない。

(3) まちづくりの方針

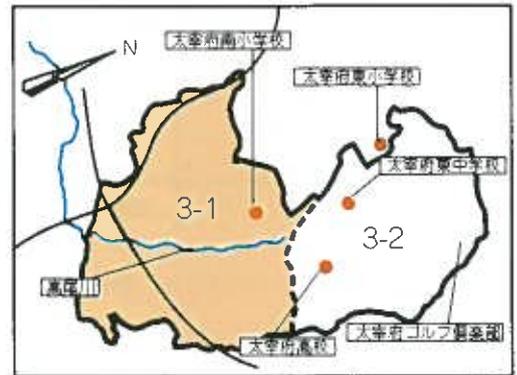
3-1ゾーン

[高雄、梅香苑、緑台、梅ヶ丘、高雄台] 一市街化区域(一部市街化調整区域を含む)

●まちづくり方針

○低層住宅地の環境の保全と創出

- ・既に、良好な低層住宅地を形成しており、魅力ある住環境の保全と創出を図るために、建築協定や緑地協定等、市民によるまちづくりのルールづくりを推進し、緑豊かで良好な住宅地の形成を図ります。
- ・高尾川沿いの水田は、ヒートアイランド現象*を緩和する「風の道」として機能していますが、土地区画整理事業予定地であるため、風の道の機能を考慮しつつ良好な低層住宅地の創出を図ります。また、事業にあわせて下水道の整備を図ります。



* 都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象。

○沿道商業の活性化

- ・国道3号沿線には、大型郊外店や外食産業等が集積しているため、後背住宅地との共生を図りつつ、魅力ある沿道サービスの充実を図ります。
- ・高雄通りの沿道は、高雄地区のニーズに応じた商業施設の構築と後背住宅地との共生を図ります。

○梅香苑通り、東校通りの景観整備

- ・バス路線である梅香苑通りは、地域のシンボルとなる道路であるため、景観上魅力ある道路として整備、検討を行います。また、東校通りはカイズカイブキの街路樹が、視線を誘導する美しい通りですが、都市計画道路渡内家ノ前線と一部重複するため、景観に配慮した通りとして整備、検討を行います。

○高雄交差点の渋滞緩和

- ・高雄通りの高雄交差点は、近年交通渋滞が激しくなっているため、その解消に向けて、都市計画道路の整備を図ります。
- ・高雄中央通りは、生活道路や太宰府高校の通学路となっていますが、道路幅員も狭く歩道もないため、高雄家ノ前地区の土地区画整理事業や都市計画道路渡内家ノ前線整備に合わせて、整備を検討します。

○高雄台中央通りの景観整備

- ・歩道幅員が狭い上に、歩道の中央に電柱があったり、段差が大きく、歩道としてはあまり機能していないため、歩道の再整備を行い、団地内のシンボルロードとしての再生を検討します。

○公園の適正配置

- ・現況の都市公園の配置上、公園の少ない地域があるため、公園の適正配置を行います。また、公園の再整備等についても検討します。

○都市計画道路の整備

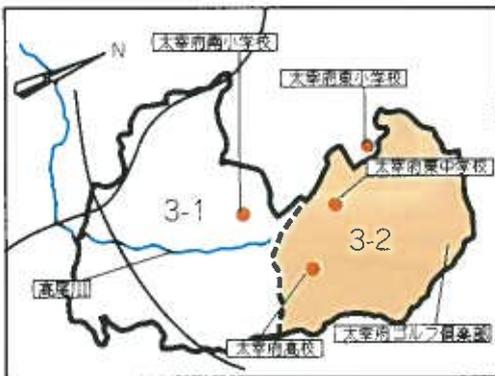
- ・都市計画道路渡内家ノ前線の整備を図ります。

○自然環境の保全

- ・市街化区域内ですが、吉ヶ浦池等の水辺地は動物等の生息地としても重要であるため、豊かな自然環境を保全します。

3-2ゾーン

〔高雄〕－市街化調整区域－



●まちづくり方針

○九州国立博物館へのアクセス道路の整備

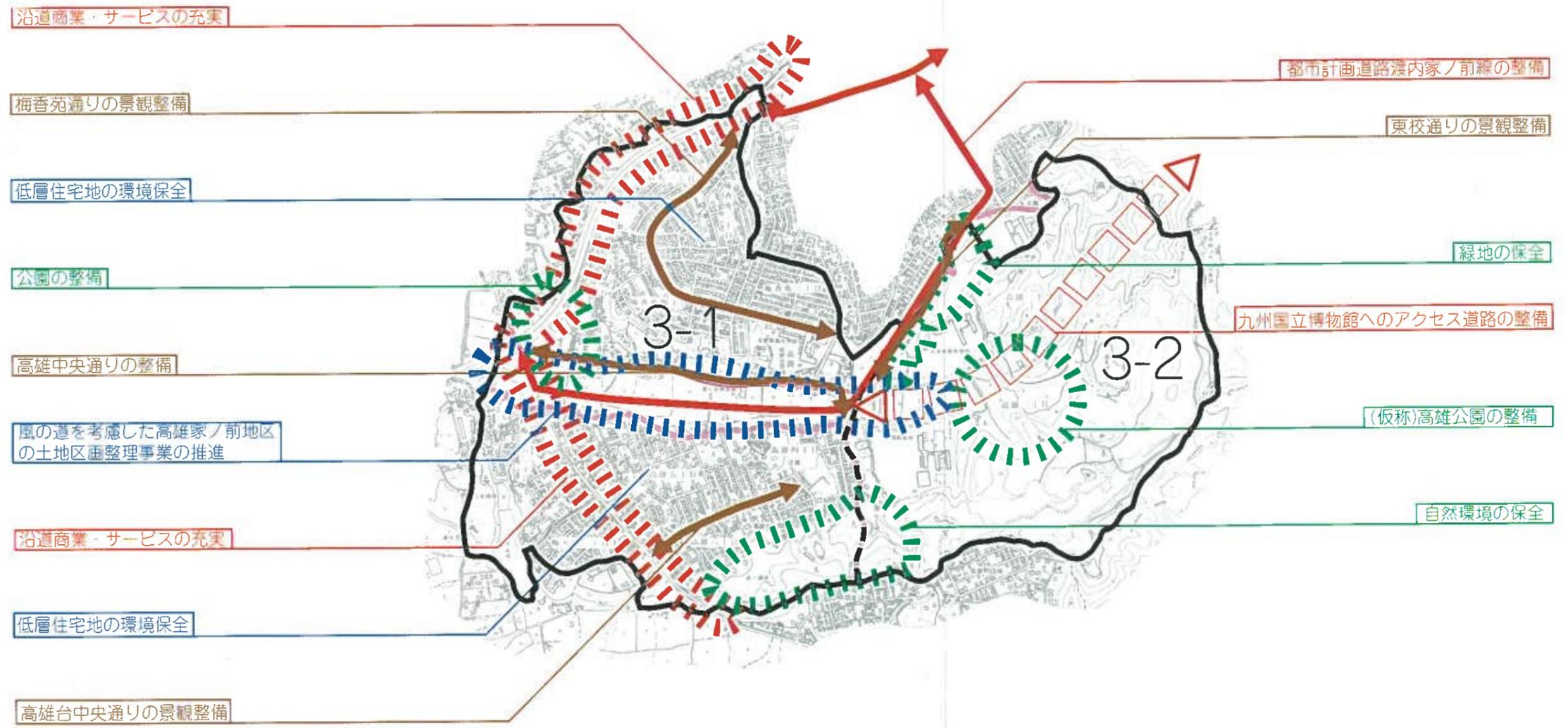
- ・九州国立博物館へのアクセス道路の整備について、関係機関に要請していきます。

○(仮称)高雄公園の整備

- ・(仮称)高雄公園の整備を図ります。
- ・公園整備にあたっては、九州国立博物館へのアクセス道路との調整を図りながら、推進していきます。

○自然環境の保全

- ・住宅地に接する緑地は、保全を図ります。
- ・太宰府ゴルフ倶楽部周辺にはため池が多く、豊かな自然が残されているため、今後も優れた自然環境を保全します。



沿道商業・サービスの充実

梅香苑通りの景観整備

低層住宅地の環境保全

公園の整備

高雄中央通りの整備

風の道を考慮した高雄家ノ前地区の土地区画整理事業の推進

沿道商業・サービスの充実

低層住宅地の環境保全

高雄台中央通りの景観整備

都市計画道路濠内家ノ前線の整備

東校通りの景観整備

緑地の保全

九州国立博物館へのアクセス道路の整備

(仮称)高雄公園の整備

自然環境の保全

凡 例			
赤	将来都市構造に関わる項目	——	市境界及び地域区分界
青	面的な整備に関わる項目	細区分界
茶	道路・交通整備に関わる項目	——	市街化区域
黄	交通機関の整備に関わる項目		
緑	自然環境の整備や保全に関わる項目		
紫	地域のシンボルに関わる項目		

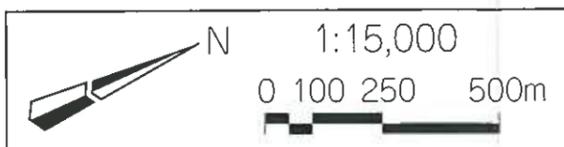


図5-3 太宰府南小学校ゾーンの整備方針
太宰府市都市計画のマスタープラン

4 . 水城小学校ゾーン

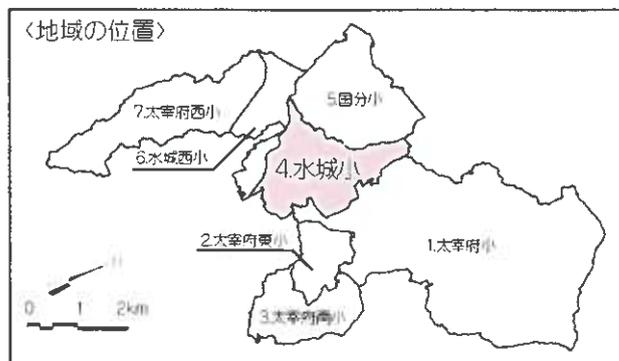
4. 水城小学校ゾーン

(1) 地域の概況

市域のほぼ中心部に位置し、北部は主に史跡指定地、南部は公共施設用地や住宅地等からなる市街地、西鉄二日市駅周辺の市街地として利用されています。

地域の面積は329.3ha、人口12,419人(平成7年4月末現在、住民基本台帳)、人口密度は市内3番目の3,771.3人/km²、過去5ヶ年の人口増加率は8.6%となっています。

新旧住民が混在する地域で、持ち家率は市内で最も低くなっています。



朱雀大路から特別史跡大野城跡を望む



学業院中学校



榎スポット公園



接道部の緑化

(2) 主な課題

水城小学校ゾーンの現況と主な課題をまとめると、次のようになります。

項目	現況と主な課題
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部は史跡指定地、南部は公共施設、住宅、鉄道駅等からなっている。 ・ 新旧住民が混在している。 ・ 広域交通の便は良い。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西鉄都府楼前駅周辺は近隣商業地域である。 ・ 西鉄二日市駅付近は、ワンルームマンションが多い。 ・ 北部は史跡地、自然公園地域に指定されている。
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道長浜太宰府線沿いは建ぺい率60%以上が多い。 ・ 西鉄二日市駅周辺は古い木造家屋が密集し、狭あいな道路が多い。 ・ 観世音寺土地区画整理事業が完了している。 ・ 西鉄二日市操車場跡地の有効利用が課題となっている。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通古賀近隣公園と街区公園が13ヶ所整備されているが、公園の少ない地区がある。 ・ 史跡地等に下水道未整備区域がある。 ・ 福祉施設が少ない。 ・ 市役所等の公共施設が集中している。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西鉄都府楼前駅、二日市駅、五条駅等、鉄道、道路共に交通の便は良い。 ・ 歴史の散歩道が整備されている。 ・ 太宰府ICから太宰府天満宮までの交通渋滞が課題となっている。
自然環境緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部は特別史跡に指定されているため、山林が残されている。 ・ 大宰府跡等は観光や市民レクリエーションの場としても利用されている。 ・ 市街地内には農地が点在している。 ・ 地域の中心を御笠川が、西端を鷺田川が流れている。
防災、生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次避難所は公民館が6ヶ所、共同利用施設が1ヶ所と水城西小学校で、二次避難所は水城小学校と学業院中学校、南体育館中央公民館がある。 ・ 旧市街地は住宅が密集している。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大野城跡や大宰府跡、学校院跡等多くの文化財があり、古都大宰府を象徴する歴史的景観を呈している。 ・ 観世音寺土地区画整理事業が完了し、整然とした街並みとなっている。 ・ 政庁通りや朱雀大路等は良好な都市景観を形成している。 ・ 榎社や鹿島神社及びその周辺の樹林地は、地域のシンボルであり、太宰府市の歴史的景観を形成する重要な要素となっている。

(3) まちづくりの方針

4-1ゾーン

〔坂本、観世音寺、桜町、榎、榎寺、芝原、通古賀〕—市街化区域—

●西鉄二日市駅周辺のまちづくり方針

○「商業・業務」核の形成

- ・西鉄二日市操車場跡地周辺地域は、狭あいな道路が複雑に入り組み、防災や生活環境上の課題もあるため、有効な土地利用誘導と良好な住環境の創出に向けた市街地再開発事業等の検討を行います。
- ・商業・業務核の中心となる西鉄二日市操車場跡地の有効利用については、今後関係機関と協議していきます。
- ・現在、整備中の地区道路の完成をめざすとともに、西鉄二日市駅東口開設に伴う道路整備の検討を行います。



○公園の適正配置

- ・現況の都市公園の配置上、公園の少ない地域があるため、公園の適正配置や利用層に合わせた再整備の検討を行います。

○個性ある都市景観づくり

- ・地域のシンボルとなる榎社や王城神社、鹿島神社等、歴史的な街並みを活かしながら、安全で快適な地域づくりをめざします。
- ・太宰府跡から延びる朱雀大路は、県道長浜太宰府線となっていますが、途中から西に折れて福岡方面へ向かっています。南北に真っ直ぐに延びていた朱雀大路をイメージさせる整備を市街地整備の中でも考慮していきます。

○緑地の保全と活用

- ・榎社及びその周辺緑地は市街地内の貴重な緑地であるため、保全と活用を図ります。

●観世音寺周辺のまちづくり方針

○中心市街地の形成

- ・太宰府市の「商業・業務・文化」の核となる中心市街地を形成します。
- ・市役所や公共施設が集積しており、また、いきいき情報センター(太宰府東ゾーン)を含めて、今後もその機能の充実と強化を図ります。
- ・現在でも市の中心的な業務・文化地区であり、今後もその機能の充実とともに、各種の文化・コミュニティ・行政サービス機能の充実を図ります。

- ・市内から公共施設への交通網の整備等を含めた利便性の向上や文化の中心地としての市街地形成を図ります。
- ・西鉄五条駅周辺の商業・業務機能の形態は、地元商工会や地域住民の参加と協力を得ながら、五条らしい個性ある商業・業務空間の形成と魅力ある地域コミュニティの場としての整備を図ります。

○低層住宅地の環境保全

- ・観世音寺土地区画整理事業の完了に伴い、良好な低層住宅地を形成しており、魅力ある住環境の保全と創出を図るために、建築協定や緑地協定等、市民によるまちづくりのルールづくりを推進し、緑豊かで良好な住宅地の形成を図ります。

○朱雀大路の景観整備

- ・朱雀大路から見た大宰府跡は、古都大宰府の歴史的雰囲気を保っており、この景観を保全するため、美観地区の拡大を検討します。
- ・大宰府跡等の歴史景観や朱雀大路のスケール感を演出するために、朱雀大路の軸線を強調した景観整備を図ります。

○政庁通りの景観保全

- ・政庁通りは、地域のシンボルとなる道路であると同時に市の代表的な通りであるため、沿道の史跡や建物を含めた街並み景観の保全を検討します。

○交通渋滞の改善

- ・年末年始から梅の時期までの交通渋滞に対応するため、交通規制情報や駐車場までのアクセス、駐車状況を把握できる案内システム導入の検討や、案内マップの作成、配布による理解と協力を求めています。
- ・鉄道、路線バス等既存の交通機関の利用を幅広く呼びかけ、自動車の総量規制を図るため、増便などを関係機関に要請していきます。

●西鉄都府楼前駅周辺のまちづくり方針

○活気ある近隣商業地域の形成

- ・西鉄都府楼前駅周辺は、近隣商業地域に指定されており、地域の商業活動の中心地であるため、活気ある商業地域の整備、育成を図ります。

○新規生活軸の整備

- ・東西方向の道路を整備し、地域間の生活軸として位置付けます。その際、通過交通の進入による、生活環境の悪化につながらないように計画的配慮を行います。

○公園の適正配置

- ・坂本地区は、都市公園の配置上、公園の少ない地域があるため、公園の適正配置や利用層に合わせた施設内容の検討を行います。

○国分台通りの景観整備

- ・国分台通りは、地域のシンボルとなる通りであるため、景観上魅力ある通りとして整備、検討を行います。

○桁下空間の有効利用

- ・国道3号の桁下空間は、駐輪場や駐車場、バス停等、有効に利用できるように、関係機関に要請していきます。

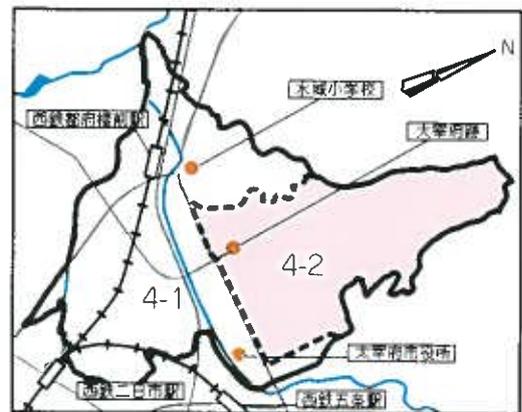
4-2ゾーン

【坂本、観世音寺】一市街化調整区域一

●まちづくり方針

○「歴史・観光」核の形成

- ・特別史跡大宰府跡や大野城跡、史跡大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡等の史跡が集中しており、古都大宰府を象徴する空間であるため、歴史や観光の核として位置付け、整備・充実を図ります。
- ・大宰府跡等は、歴史、観光拠点としての重要性はもちろん、地域の野外レクリエーション地としての価値も高いことから、都市公園としての位置付けの検討を行います。



○歴史的資源の保全

- ・坂本八幡宮、日吉神社等は地域のシンボルであり、重要な歴史的資源であるため、保全と活用を図ります。

○緑地の保全と活用

- ・四王寺山は特別史跡大野城跡として指定されていますが、太宰府県立自然公園にも指定されている重要な緑地であるため、市固有の自然・文化的遺産として継続的な公有化を進め、緑地の永続的な保全と活用を図ります。

5 . 国分小学校ゾーン

5. 国分小学校ゾーン

(1) 地域の概況

本地区の約6割が山麓部で占められており、数多くの史跡が残されています。地理的に本市より大野城市との関連性が深い地域です。また、太宰府IC周辺は市内で唯一の準工業地域となっています。

地域の面積は376.8ha、人口は8,267人（平成7年4月末現在、住民基本台帳）で、人口密度は2,194.0人/km²となっており、市内で5番目となっています。居住者の年齢層は、40歳未満の割合は最も高く、市外への通勤者が多くみられます。

広域道路交通の便は良いですが、バス等の公共交通機関の便は悪く、その他交通渋滞等、交通に関する課題があります。



太宰府インターチェンジ



国指定特別史跡水城跡



太宰府少年スポーツ公園



緑豊かな住宅地

(2) 主な課題

国分小学校ゾーンの現況と主な課題をまとめると、次のようになります。

項目	現況と主な課題
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> 面積の6割が史跡地や山麓で占められている。 地理的に大野城市との関連性が大きい。 若年齢層から40歳未満の割合が市内で最も高い。 太宰府ICがある等、交通要地となっている。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府IC周辺は、市内で唯一の準工業地域で、20m絶対高度制限地区がかかっていない。 準工業地域と住宅地が混在している地区がある。
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 県道福岡日田線沿いは築25年以上の木造家屋が多い。 太宰府IC南側には建ぺい率60%以上の建物が多く、密集している。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域道路が狭く、歩道のない通学路が目立つ。 街区公園は10ヶ所整備されているが、配置に偏りがある。 水城跡周辺等に下水道未整備区域がある。 保健、医療、福祉施設、コミュニティ施設が少ない。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府ICから太宰府天満宮までの交通渋滞が課題となっている。 歴史の散歩道が整備されている。 広域道路の便は良いが公共施設（五条方面）へのアクセスが悪い。
自然環境緑地	<ul style="list-style-type: none"> 北部には山林がある。 市街地内に農地が点在しており、ため池も多い。 水城跡は良好な緑地となっている。 地域の西端を御笠川が流れている。
防災、生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 一次避難所は公民館が2ヶ所、共同利用施設が2ヶ所で、二次避難所は国分小学校となっている。 九州自動車道に一部防音壁がないため、騒音が激しい地区がある。 山際の開発により、急傾斜地等が多く見られる。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> 水城跡周辺の農地は景観上重要である。 大野城跡や水城跡、国分寺跡等の史跡が多く、歴史的な雰囲気を感じるものの、太宰府ICや工場等も立地しているため、全体としてややまとまりのない景観となっている。

(3) まちづくりの方針

5-1ゾーン

[水域] 一市街化区域一

●まちづくり方針

○水域跡周辺の農地の保全

・特別史跡水域跡周辺の農地については、史跡指定範囲の拡大を段階的に進めており、追加指定された地区については線引きの見直しを行います。

○準工業地域のまちづくり

・太宰府IC付近は、流通、加工系を主体とした工業地区となっており、また周辺には住宅地も存在するため、両者のより良い関係を保ちつつ、環境に調和した工業地区の形成を図ります。

・太宰府IC付近の道路植栽は良く行われていますが、排気ガス、騒音、振動等の公害を防止し、よりよい生活環境を創造するために、防音壁や緑化の推進等を関係機関に要請していきます。

○新規生活軸の整備

・西鉄下大利駅から東への道路を整備し、地域間の新しい生活軸として位置付け、バス網の検討を行います。

○交通渋滞の改善

・年末年始から梅の時期までの交通渋滞に対応するため、交通規制情報や駐車場までのアクセス、駐車状況を把握できる案内システム導入の検討や、案内マップの作成、配布による理解と協力を求めています。

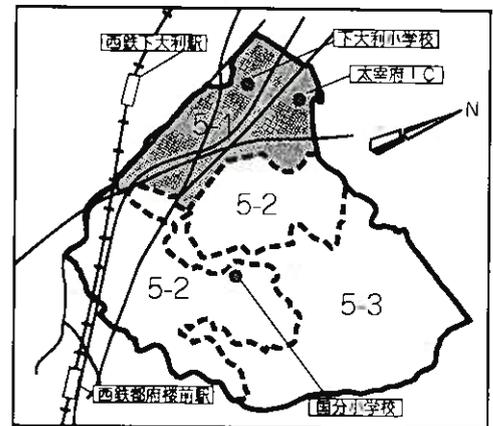
・鉄道、路線バス等既存の交通機関の利用を幅広く呼びかけ、自動車の総量規制を図るため、増便などを関係機関に要請していきます。

○公園の適正配置

・現況の都市公園の配置上、公園の少ない地域があるため、公園の適正配置を行います。また、利用しにくい場所にある公園もあるため、公園の再整備や再配置等についても検討します。

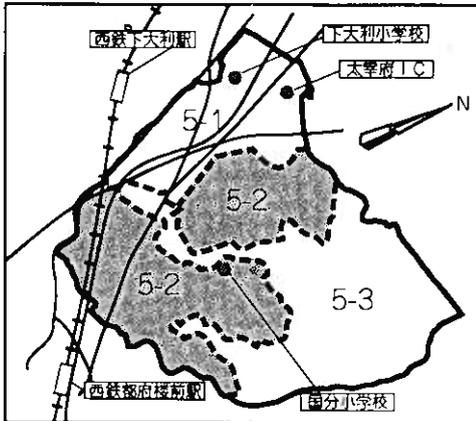
○緑地の保全と活用

・老松神社及びその周辺樹林地は、地域のシンボルとなっているため、保全と活用を図ります。



5-2ゾーン

[水城台、水城ヶ丘、国分] 一市街化区域一



●水城台、水城ヶ丘のまちづくり方針

○新規生活軸の整備

・東西方向の道路を整備し、地域間の生活軸として位置付けます。その際、通過交通の進入による、生活環境の悪化につながらないように計画的配慮を行います。

○水城ヶ丘通りの景観整備

・水城ヶ丘通りは、地域のシンボルとなる道路であるため、景観上魅力ある道路として整備、検討を行います。

・水城ヶ丘通りの北側を並流する四柄川沿いの遊歩道を整備し、緑と水のあふれる通りとして整備、検討します。

○コミュニティバス網の整備、充実

・このゾーンは自動車の利便性は高いものの、公共交通機関の便が悪いため、コミュニティバス網の整備により、市の中心部や鉄道駅までの利便性を高めます。

○低層住宅地の環境保全

・既に、良好な低層住宅地を形成しており、魅力ある住環境の保全と創出を図るために、建築協定や緑地協定等、市民によるまちづくりのルールづくりを推進し、緑豊かで良好な住宅地の形成を図ります。

●国分のまちづくり方針

○水城跡周辺の農地の保全

・特別史跡水城跡周辺の農地については、史跡指定範囲の拡大を段階的に進めており、追加指定された地区については線引きの見直しを行います。

○国分寺通り、国分台通りの景観整備

・国分寺通り、国分台通りは、地域のシンボルとなる通りであるため、景観上魅力ある通りとして整備、検討を行います。

○低層住宅地の環境保全

- ・既に、良好な低層住宅地を形成しており、魅力ある住環境の保全と創出を図るために、建築協定や緑地協定等、市民によるまちづくりのルールづくりを推進し、緑豊かで良好な住宅地の形成を図ります。
- ・県道福岡日田線沿いに、工場等が立地しているため、住居系用途地域に応じた土地利用誘導を図ります。

○国分寺跡周辺の環境整備

- ・地域のシンボルである国分寺跡や歴史の散歩道、文化ふれあい館等の歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ・狭あいな道路が多く建物が密集している地区があり、防災面や生活環境面からもその改善策を図ります。

○公園の適正配置

- ・現況の公園配置上、公園の少ない地区があるため公園の適正配置を行います。

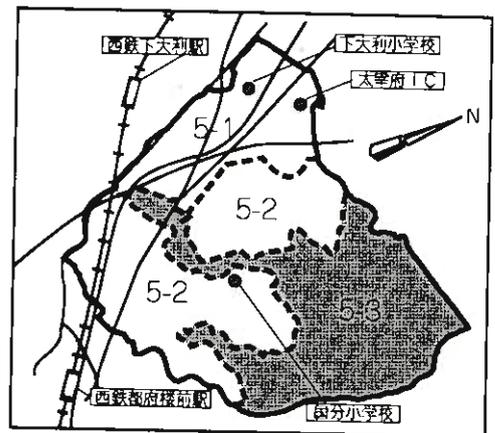
5-3ゾーン

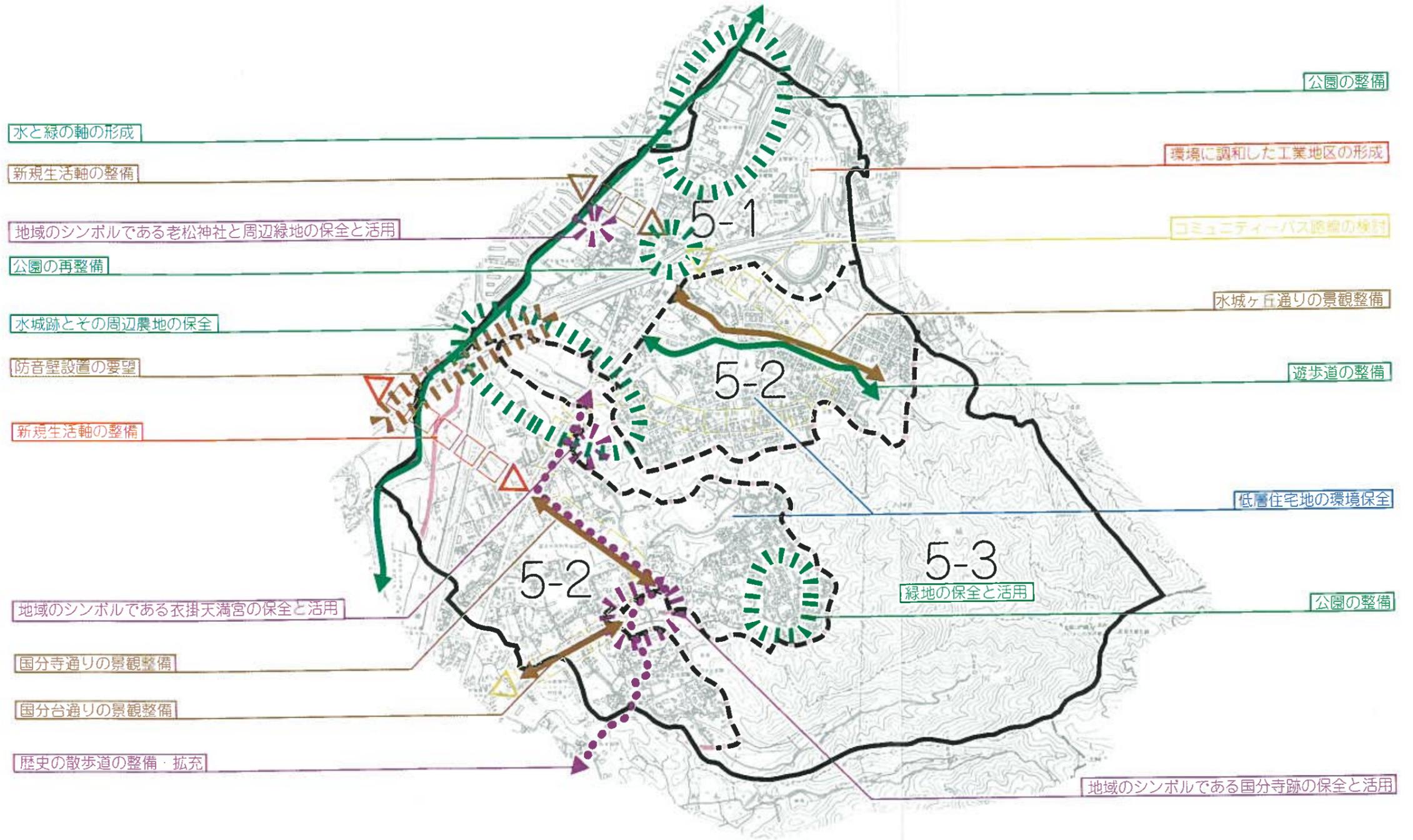
[国分] 一市街化調整区域一

●まちづくり方針

○史跡地の保全と活用

- ・ほとんどが史跡指定地であるため、その永続的な保全を図ります。
- ・史跡指定の境界と市街化区域の線引きがほぼ同一であるため、現在境界ぎりぎりまで開発が行われています。防災上の視点からも、緑地の保全を積極的に推進します。
- ・衣掛天満宮や国分寺跡は地域のシンボルであり、その保全と活用を図ります。





水と緑の軸の形成

新規生活軸の整備

地域のシンボルである老松神社と周辺緑地の保全と活用

公園の再整備

水城跡とその周辺農地の保全

防音壁設置の要望

新規生活軸の整備

地域のシンボルである衣掛天満宮の保全と活用

国分寺通りの景観整備

国分台通りの景観整備

歴史の散歩道の整備・拡充

公園の整備

環境に調和した工業地区の形成

コミュニティーバス路線の検討

水城ヶ丘通りの景観整備

遊歩道の整備

低層住宅地の環境保全

緑地の保全と活用

公園の整備

地域のシンボルである国分寺跡の保全と活用

凡 例			
赤	将来都市構造に関わる項目	——	市境界及び地域区分界
青	面的な整備に関わる項目	細区分界
茶	道路・交通整備に関わる項目	——	市街化区域
黄	交通機関の整備に関わる項目		
緑	自然環境の整備や保全に関わる項目		
紫	地域のシンボルに関わる項目		



図5-5 国分小学校ゾーンの整備方針
太宰府市都市計画のマスタープラン

6 . 水城西小学校ゾーン

6. 水城西小学校ゾーン

(1) 地域の概況

住宅地と農地が同じ割合を占めていますが、営農環境は悪化し、年々農地は減少しています。

地域の面積は164.4ha、人口は6,359人（平成7年4月末現在、住民基本台帳）です。人口密度は3,868.0人/km²で、市内で2番目に高くなっています。過去5カ年の人口増加率は14.6%と高くなっています。

居住者は市外への通勤者が主体で、年齢層も比較的若い層が住んでいます。

筑紫野市との行政界が複雑に入り組み、九州自動車道、県道、JR等の交通網も貫通し地域を分断しています。



県道福岡筑紫野線



JR 都府楼南駅前



史跡水辺公園



宝満神社

(2) 主な課題

水城西小学校ゾーンの現況と主な課題をまとめると、次のようになります。

項目	現況と主な課題
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> 人口密度が高く増加率も大きい。また、若年齢層が多い。 地理的に大野城市との関連性が大きい。 道路、鉄道、行政区画により地域が東西に分断されている。 JR太宰府駅の新設に伴い核が形成されれば、地域のまとまりが期待できる。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 営農環境の悪化により、農地が減少している。 都府楼地区と向佐野地区の旧市街地、農地と公共施設の多い佐野東地区に分けられる。 広域道路沿線に商業地と郊外型店舗がある。
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 佐野東地区の土地区画整理事業及びJR太宰府駅の新設が計画されている。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路塔原太宰府線が未整備である。 向佐野、大佐野地区に下水道未整備区域がある。 保健医療施設が少ない。 県道長浜太宰府線が整備中である。 街区公園が9ヶ所整備されているが、配置に偏りがある。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> 最寄りの鉄道駅はJR水城駅、西鉄下大利駅である。 JR水城駅前には交通渋滞や歩行者の安全性の確保等が課題である。
自然環境緑地	<ul style="list-style-type: none"> 水城跡は良好な緑地として残されている。 比較的まとまった農地があるが、JR太宰府駅の新設及び佐野東地区の土地区画整理事業に伴い、土地利用転換される予定である。 鷺田川と大佐野川が流れている。
防災、生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 一次避難所は公民館が1ヶ所、共同利用施設が4ヶ所、水城西小学校、太宰府西小学校で、二次避難所は水城西小学校となっている。 新旧建物が混在しており、火災時の延焼の心配もある。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> 九州自動車道東側にまとまった農地があるが、佐野東地区の土地区画整理事業が予定されており、かなりの景観変化が予想される。 水城跡周辺の農地は景観上重要である。

(3) まちづくりの方針

6-1ゾーン

〔都府楼、通古賀〕—市街化区域—

●都府楼団地のまちづくり方針

○低層住宅地の環境保全

・既に、良好な低層住宅地を形成しており、魅力ある住環境の保全と創出を図るために、建築協定や緑地協定等、市民によるまちづくりのルールづくりを推進し、緑豊かで良好な住宅地の形成を図ります。

○JR都府楼南駅前の整備活用

・JR都府楼南駅前は自転車置き場が飽和状態にあり、駐輪場や駅前広場の整備を含めた、地域の生活拠点として有効な整備を検討します。

○都市計画道路の整備

・都市計画道路塔原太宰府線の整備を図ります。



6-2ゾーン

〔向佐野、大佐野、吉松〕—市街化区域—

●まちづくり方針

○沿道商業の活性化

・県道福岡筑紫野線沿線には、大型郊外店や外食産業等が集積しているため、後背住宅地との共生を図りつつ、魅力ある沿道サービスの充実を図ります。

○新規生活軸の整備

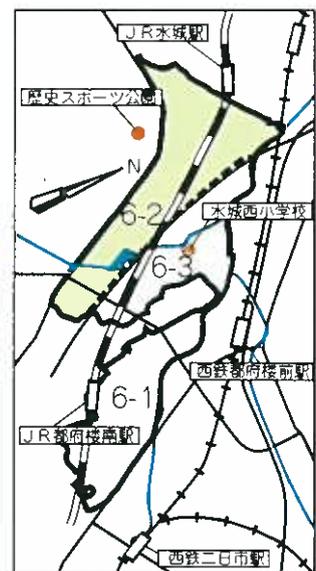
・東西方向の道路を整備し、地域間の生活軸として位置付けます。その際、通過交通の進入による、生活環境の悪化につながらないように計画的配慮を行います。

○JR水城駅周辺の整備活用

・JR水城駅周辺は、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保のために、道路の拡幅や歩道の確保等、国指定特別史跡水城跡との調和を図りつつ、駅周辺の整備を検討します。

○住宅地の環境創造

・木造家屋が密集している地区があり、近年ではマンション等の建設も行われています。密集地の狭い道路を改善し、よりよい居住環境を創造していきます。



○水城跡周辺の農地の保全

- ・特別史跡水城跡周辺の農地については、史跡指定範囲の拡大を段階的に進めており、追加指定された地区については線引きの見直しを行います。

○土地区画整理事業の推進

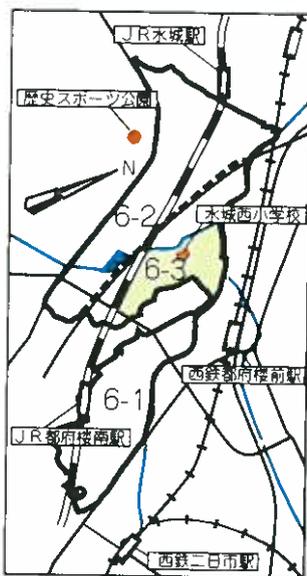
- ・佐野土地区画整理事業の推進を図ります。

○公園の適正配置

- ・現況の公園配置上、公園の少ない地区があるため、公園の適正配置を行います。

6-3ゾーン

〔向佐野、大佐野、吉松〕一市街化調整区域一

●新しいまちづくり方針○新市街地の形成

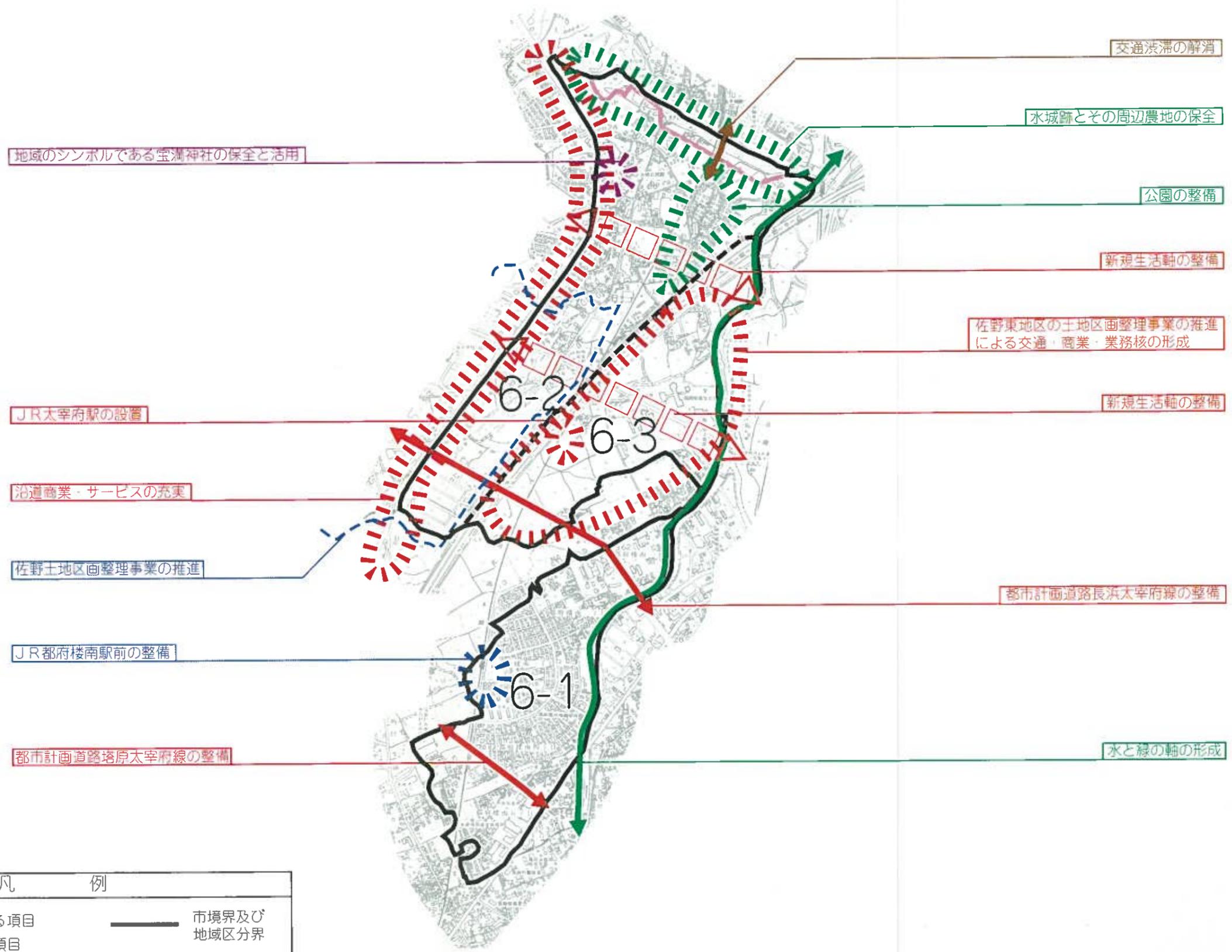
- ・このゾーンは大部分が佐野東地区の土地区画整理事業予定地であり、JR太宰府駅の新設と併せて一体的に進めるものとします。また、行政区域が複雑に入り組んでいるため、筑紫野市や関係機関と協議しながら進めます。
- ・新市街地は、「交通・商業・業務」の核として位置付け、市西部の中心的拠点とします。
- ・交通核としては、JR太宰府駅を拠点として、市内へのバス交通網の整備、乗り換えのための駅前広場の整備、駐車場、駐輪場の整備等を検討します。
- ・商業、業務拠点としては、市西部の核となるよう土地利用の誘導を図ります。また、西鉄都府楼前駅周辺の近隣商業地域との機能分担についても十分考慮しながら検討を行います。

○新規生活軸の整備

- ・東西方向の道路を整備し、地域間の生活軸として位置付けます。その際、通過交通の進入による、生活環境の悪化につながらないように計画的配慮を行います。

○都市計画道路の整備

- ・都市計画道路長浜太宰府線の整備を図ります。



凡 例			
赤	将来都市構造に関わる項目	——	市境界及び地域区分界
青	面的な整備に関わる項目	-----	細区分界
茶	道路・交通整備に関わる項目	——	市街化区域
黄	交通機関の整備に関わる項目		
緑	自然環境の整備や保全に関わる項目		
紫	地域のシンボルに関わる項目		



図5-6 水城西小学校ゾーンの整備方針

太宰府市都市計画のマスタープラン

7. 太宰府西小学校ゾーン

7. 太宰府西小学校ゾーン

(1) 地域の概況

太宰府市の西南端に位置し、北部は住宅地、南部は市街化調整区域で水源となる緑が豊かです。

地域の面積は410.7ha人口は7,951人（平成7年4月末現在、住民基本台帳）で、人口密度は市内6番目となる1,936.0人/km²となっています。人口は、過去5ヶ年で0.9%減少しています。

典型的な住宅団地で、核家族化が進行しています。

主要交通機関として、西鉄下大利駅を起点としたバス路線が利用されています。



県道福岡筑紫野線



緑豊かな住宅地



太宰府歴史スポーツ公園



大佐野貯水池

(2) 主な課題

太宰府西小学校ゾーンの現況と主な課題をまとめると、次のようになります。

項目	現況と主な課題
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ・北部は住宅地、南部は山林が広がっている。 ・大野城市に隣接し、西鉄下大利駅への便も良いため大野城市との関連性が大きい。 ・核家族化が進んだ地域である。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・県道福岡筑紫野線沿線に商業地がある。 ・大佐野地区の山林には墓園等がある。 ・青葉台、長浦台、ひまわり台地区等は低層住宅地となっている。
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野土地区画整理事業が実施中である。 ・青葉台、長浦台、ひまわり台地区等は住宅団地として整備済である。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉台通りは、歩道が狭く、歩きにくい。 ・住宅地内には歩道のない通学路が多い。 ・ひまわり台やつつじヶ丘地区は危険な交差点がある。 ・太宰府歴史スポーツ公園と街区公園が20ヶ所整備されているが、小規模な街区公園が多く、また配置に偏りがある。 ・大佐野、大佐野台地区等は下水道未整備区域がある。 ・保健、医療施設が少ない。
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関はバスのみである。
自然環境緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・大佐野地区は水源地となる山林があるが、農地は少ない。
防災、生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・一次避難所は公民館が3ヶ所、共同利用施設が5ヶ所、太宰府西小学校で、二次避難所は太宰府西小学校、太宰府西中学校となっている。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野土地区画整理事業が進行中で、造成による地形変化とそれに伴う景観変化が予想される。

(3) まちづくりの方針

7-1ゾーン

[大佐野、大佐野台、向佐野、長浦台、青葉台、つつじヶ丘、ひまわり台、吉松] 一市街化区域一

●まちづくり方針

○低層住宅地の環境保全

・既に、良好な低層住宅地を形成しており、魅力ある住環境の保全と創出を図るために、建築協定や緑地協定等、市民によるまちづくりのルールづくりを推進し、緑豊かで良好な住宅地の形成を図ります。

○沿道商業の活性化

・県道福岡筑紫野線沿線には、大型郊外店や外食産業等が集積しているため、後背住宅地との共生を図りつつ、魅力ある沿道サービスの充実を図ります。

○シンボルロードの景観整備

・青葉台通り、長浦台通り、ひまわり通り、西校通り等は、地域のシンボルとなる通りであるため、快適で魅力ある通りとして整備を検討します。

・青葉台通りや長浦台通りは、歩道が狭く歩きにくいいため、道路構造の見直し等を含めた検討を行います。

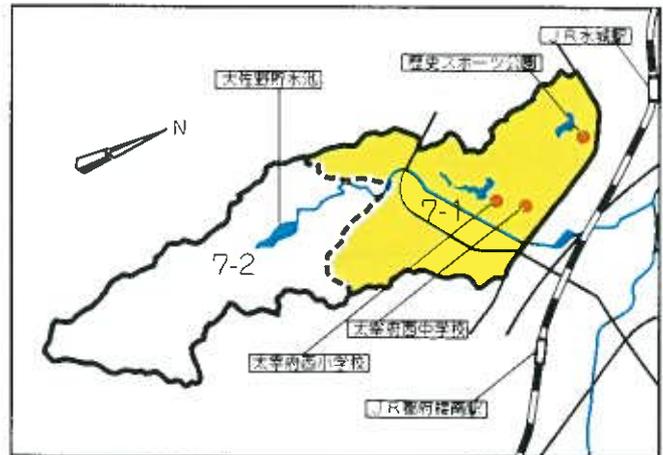
・ひまわり通りは緑豊かで、シンボルロードとしての魅力は高いが、地形勾配や道路線形の関係で、交通安全上改良の必要な交差点があります。また、片側歩道やバス停の位置等で考慮すべき場所があり、交通安全のための整備、検討を行います。

○公園の適正配置

・現況の都市公園の配置上、公園の少ない地域があるため、公園の適正配置を行います。また、開発残地の小規模な公園等がみられるため、公園の再整備等についても検討します。

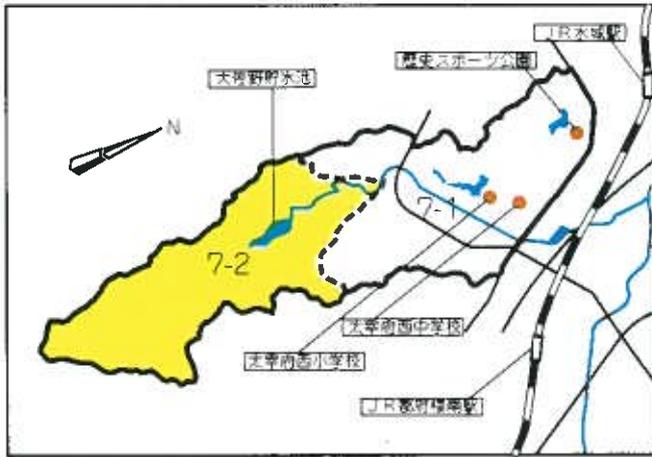
○土地区画整理事業等の推進

・佐野土地区画整理事業及び都市計画道路大佐野向佐野線、原口宮ノ本線の整備、推進を図ります。



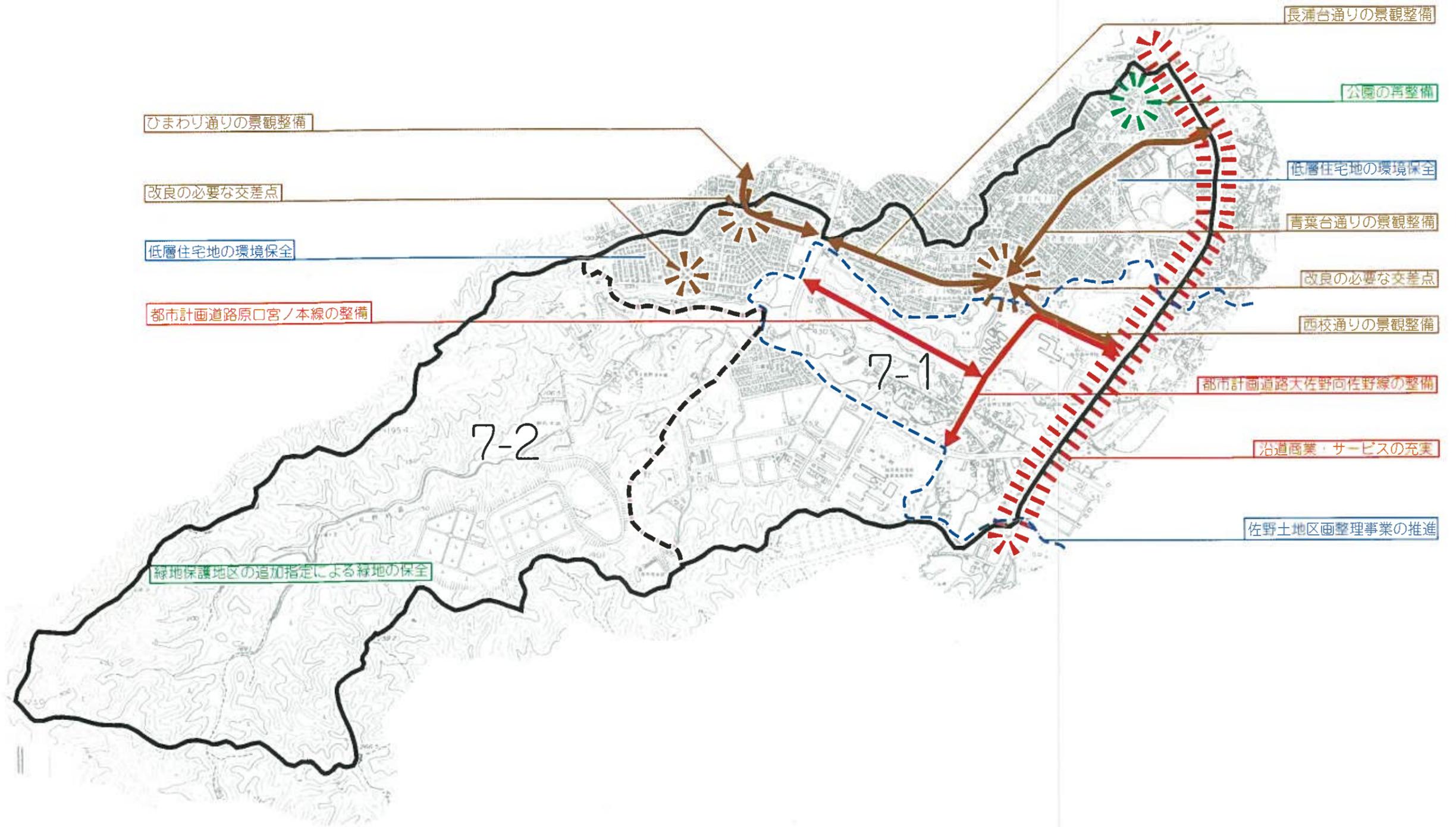
7-2ゾーン

【大佐野】一市街化調整区域



●まちづくり方針

- ・大佐野地区の山林は、一部緑地保護地区に指定され、年次計画をもって公有化が進められています。今後、緑地保護地区の追加指定と公有化による緑地の保全を図ります。



凡 例			
赤	将来都市構造に関わる項目	——	市境界及び地域区分界
青	面的な整備に関わる項目	-----	細区分界
茶	道路・交通整備に関わる項目	——	市街化区域
黄	交通機関の整備に関わる項目		
緑	自然環境の整備や保全に関わる項目		
紫	地域のシンボルに関わる項目		

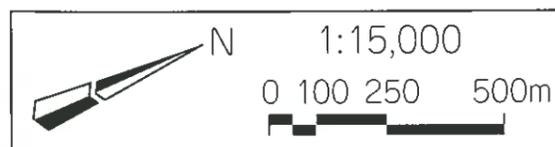


図5-7 太宰府西小学校ゾーンの整備方針

太宰府市都市計画のマスタープラン



第6章
実現に向けて

第6章 実現に向けて

1. まちづくりの進め方

都市計画のマスタープランを実現するためには、市民の理解や協力、行政の支援と努力が必要です。そして、何よりも必要なことは、太宰府市を愛し、育て、良くしていこうとする意識でしょう。

そのためには、市民や一市民としての企業、そして行政等が、それぞれの役割を十分に認識し、目標の実現に向けて活動していく必要があります。

2. 実現への役割分担

都市計画のマスタープランの実現に向けて、市民、企業、行政等は連携をとりながらまちづくりを進めていくため、その役割分担を、以下に示します。

主 体		主 な 役 割
市 民		<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに対する自主的な参加と活動を行う。 ・まちづくりに対する多様な視点を理解し、合意形成を図るよう努力する。 ・まちづくりのためのルールづくりを行う。 ・行政のまちづくりの施策を理解し、協力を行う。
企 業		<ul style="list-style-type: none"> ・一市民としての地域における企業活動を通して、市民との協力のもとに社会的役割を果たす。 ・まちづくりのためのルールづくりを行う。 ・行政のまちづくりの施策を理解し、協力を行う。
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ・大学や研究所等の学術機関は、一市民としての地域活動を通して、市民や企業との協力のもとに社会的役割を果たす。 ・まちづくりのためのルールづくりを行う。 ・行政のまちづくりの施策を理解し、協力を行う。
行政	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、企業等に対し、都市計画のマスタープランの内容を周知する。 ・関係各課との連携、調整を図る。 ・市民主体のまちづくりを推進できる体制づくりを行う。 ・まちづくりのための支援施策を充実する。 ・都市計画に関する施策の展開を図る。
	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画のマスタープランの内容を熟知し、関連施策について連絡、協議を行う。 ・まちづくりに対する市民意識の把握を行う。 ・関係施策の展開を図る。
都市計画審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定に関する市長の諮問に応じ、審議し、市長に答申する。

3. 市民主体のまちづくり

これまでのまちづくりは行政主体と言われてきました。しかし、これからのまちづくりの主役は「市民」であり、全国的にも市民主体のまちづくりが盛んになってきています。

太宰府市においても、市民主体のまちづくりに取り組んでいく必要がありますが、行政も市民も不慣れな点が多々あるため、本市の特性や計画の質、熟度に応じて、段階的に進めていくことが重要であると思われます。

従って、本市における市民主体のまちづくりは、(1) まちづくり情報の公開、(2) 参加のシステムづくり、と順序立てて進めていきます。

(1) まちづくり情報の公開

1) 都市計画のマスタープランの「公開」

都市計画のマスタープランの内容を市民に理解してもらうためのパンフレットの配布や説明会等による啓発を行い、まちづくりに関する関心や機運を高めていくためのしかけづくりを行います。

2) まちづくりの進め方に関する「情報交換」

まちづくりとは何か、またどのようにしてまちづくりを進めていくべきなのかというようなことについて、市民に理解してもらうために、わかりやすい説明会や学識経験者等を交えたシンポジウムの開催、コンサルタントの派遣等を行い、行政と市民の情報交換を行います。

3) まちづくりの「成果の公開」

市民参加のまちづくりの成果については、市民に周知し、参加レベルの向上を図ります。

周知に際しては、従来の公報や回覧板等の手法に加え、様々なメディアによる情報公開、収集、意見交換等ができる場の整備、活用を図ります。

(2) 参加のシステムづくり

まちづくりの目標に向かって、行政と市民が共に参加してまちづくりを行うためのシステムの確立を図ります。

1) 持続的な参加

まちづくりは、例えば一つの事業が終われば完了するものではなく、常に新たな課題が生まれてくるため、一時的な参加ではなく持続的な参加のあり方を検討していきます。

2) 市民ひとりひとりができることから始める参加

市民のまちづくりへの関心や理解の度合は多種多様であり、一部の市民の声だけではなく、市民すべての層の参加のあり方を検討していきます。

3) 自主的な活動による参加

市民の自発的なまちづくり活動やボランティア活動等については、それらの活動を支える制度等を整備・充実し、支援を行います。

4) ルールづくりとひとづくり

まちづくりは、法の規制だけでなく、市民によるまちづくりのための協定等、ルールづくりとそのルールを守るひとづくりによって実現できるため、これを支援していきます。

4. まちづくり推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の整備・強化

都市計画のマスタープランの実現には、市内部の組織体制づくりが必要です。所管の都市計画課を中心に、関係各課の職員の理解が重要であるため、横の連携を密にしながらか総合的視野に立ったまちづくりの推進を行います。

(2) 市職員の育成

市職員と市民が共に参加してまちづくりを行っていくためには、内部体制の強化とともに職員の育成が必要です。先進地の視察やヒアリング、実地体験等の研修の充実により、熱意と知識を持った職員の育成を図ります。

(3) 条例等の制定の検討

太宰府市固有のまちづくりを行うためには、景観条例やまちづくり条例等の条例の制定や市民の合意に基づいた地区計画の活用等の規制や誘導の手法等について検討していきます。

(4) 社会情勢に応じた見直し

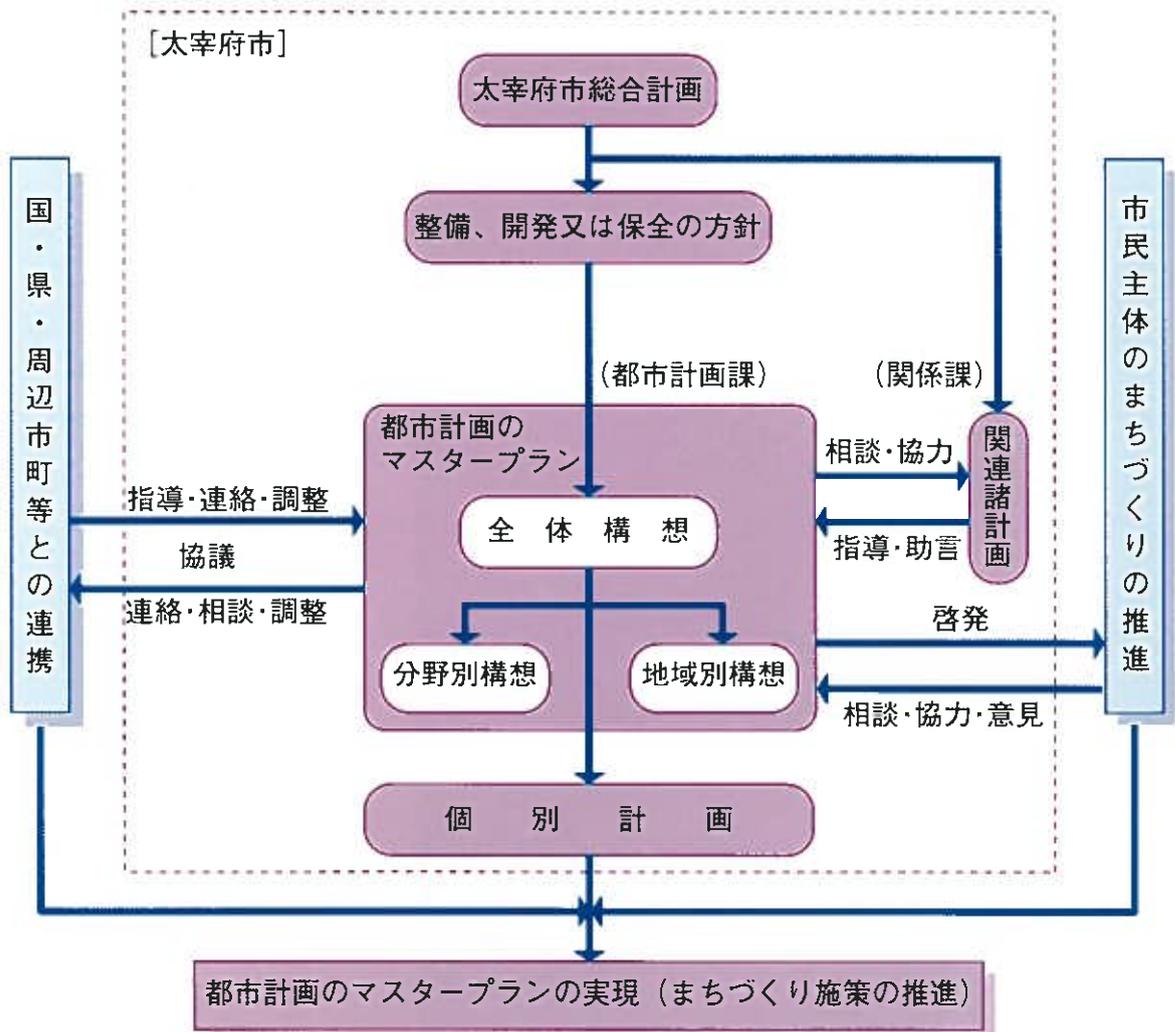
近年の社会情勢はめまぐるしく変化しており、市政を取りまく状況もまた同じであるため、都市計画のマスタープランは社会情勢の変化や上位計画の見直し、市民ニーズの変化等に応じて柔軟に対応し、見直しや充実を図っていくものとします。

(5) まちづくり財源の確保

まちづくりには莫大な財源を必要とし、また短期的に完了するものや超長期的に続くものまで、多種多様であるため、永続的かつ安定的な財源の確保に努めていきます。

(6) 広域的連携

まちづくりの実現において、太宰府市単独では実現することのできない土地・住宅問題、防災対策、道路・交通対策等の広域的な課題については、国、県、隣接市町、その他関係機関等との連絡や調整を図り、連携のとれたまちづくりを推進します。



付属資料

太宰府市都市計画のマスタープラン策定の経緯

平成7年度

- 平成8年 1月 1日 認知マップ調査「わがまちウォッチング」まちかどレポーターを広報にて募集
応募締切 1月20日
- 1月22日 市民アンケート調査発送 2月5日締切り
対象1,000人(住民基本台帳より無作為抽出)
回答473人 回収率47.3%
- 2月14日 認知マップ調査説明会及び資料配付
- 3月15日 認知マップ調査締切 45名 回収率100%

平成8年度

- 平成8年 5月31日 第1回 策定委員会
(都市計画のマスタープランの意義、策定方法、進捗状況等について協議)
- 6月 6日 第1回 策定幹事会
(都市計画のマスタープランの意義、策定方法、進捗状況等について協議)
- 7月18日 第1回 都市計画審議会
(委嘱、都市計画のマスタープランの意義、策定方法、進捗状況等について協議)
- 8月 1日 市民アンケート調査及び認知マップ調査結果を広報に掲載
- 10月 1日 第2回 策定幹事会
(地域区分、解析評価と課題の整理、都市像の検討について協議)
- 10月 8日 第2回 策定委員会
(地域区分、解析評価と課題の整理、都市像の検討について協議)
- 10月15日 第2回 都市計画審議会
(地域区分、解析評価と課題の整理、都市像の検討について協議)
- 平成9年 2月10日 個別幹事会 企画課、区画整理課
- 2月12日 個別幹事会 建設課、困博対策室、厚生課
- 2月13日 個別幹事会 環境課
- 3月 6日 第3回 策定幹事会
(フレーム、将来都市構造・分野別方針案について協議)
- 3月19日 第3回 策定委員会
(フレーム、将来都市構造・分野別方針案について協議)

平成9年度

- 平成9年 6月 2日 第3回 都市計画審議会
(フレーム、将来都市構造・分野別方針について協議)
- 8月 1日 フレーム、将来都市構造・分野別方針などまちづくりの方向性を広報に掲載
- 9月30日 個別幹事会 維持課、建設課、福祉課
- 10月 7日 個別幹事会 企画課
- 11月21日 第4回 策定幹事会
(地域別構想について協議)
- 11月26日 第4回 策定委員会
(地域別構想について協議)
- 12月22日 第4回 都市計画審議会
(地域別構想について協議)
- 平成10年 2月 9日 第5回 都市計画審議会
(素案 総括協議)
- 3月 9日 第6回 都市計画審議会
(計画案について諮問)
- 3月25日 第7回 都市計画審議会
(答申について協議)
- 3月26日 計画案について答申

太宰府市都市計画に関する基本的な方針策定委員会規程 (平成8年5月31日)

委員会等組織構成

委員 各部長6名 関係課長10名 (委員長 都市整備部長)

幹事 関係係長12名他に代表幹事都市計画課長計 13名

都市計画審議会 (平成8年4月1日～平成10年3月31日)

委員構成 議会5、学識5、行政2

(委員長、九州芸術工科大学環境設計学科助教授 岡 道也 氏)

太宰府市都市計画審議会条例

(昭和57年3月20日)
条例第18号

太宰府市都市計画審議会条例(昭和44年条例第275号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営をはかるため、太宰府市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市画面上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるものの内から市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 7人以内
- (2) 市議会の議員 7人以内
- (3) 市の議員(市長を除く。) 3人以内

- 2 前項第1号につき任命される委員の任期は、2年とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に係りのある臨時委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に係りのある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

太宰府市都市計画審議会委員名簿

氏名	所属団体等
小川米藏	太宰府市区長協議会
武藤吉毅	太宰府市農業委員会会長
陶山俊一	太宰府市商工会長
岡道也	九州芸術工科大学助教授
大坂志保子	一級建築士 (大坂環境デザイン事務所)
佐伯修	太宰府市議会議員
齋藤安雄	太宰府市議会議員
土師忠雄	太宰府市議会議員
青柳幸宏	太宰府市議会議員
田川武茂	太宰府市議会議員
今村覺	助役
井上保廣	総務部長

太宰府市都市計画に関する基本的な方針策定委員会規程

(平成8年5月31日)
(訓例第17号)

改正 平成9年3月31日訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、太宰府市都市計画に関する基本的な方針策定委員会（以下「委員会」という。）を置き、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づいて今後の都市計画行政の基本となる「都市計画に関する基本的な方針」を策定することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、太宰府市都市計画に関する基本的な方針の策定に関する事項について必要な資料の収集、調査及び研究を行い、太宰府市都市計画に関する基本的な方針の素案を作成する。

(組織)

第3条 委員会の組織は、別表第1に掲げる職にあるもので構成し、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は都市整備部長とし、副委員長は都市計画課長をもって充てる。
- 3 委員長は会議を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成9訓令1・一部改正)

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の事務を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会に代表幹事を置き、都市計画課長をもって充てる。
- 3 幹事会は、代表幹事及び別表第2に掲げる職にある者で構成し、別に辞令を用いることなく幹事に命じられたものとする。
- 4 幹事会は、委員会から指定された事項について協議する。
- 5 幹事会の会議は、必要に応じて代表幹事が招集し、会議の議長となる。
- 6 代表幹事は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は、意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会における会議の内容を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(平9訓令1・一部改正)

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成9年訓令第1号)抄

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)(平9訓令1・一部改正)

委員名簿

所 属	委 員
総務部	部長 企画課長 文化振興課長
市民部	部長 環境課長
福祉部	部長 高齢・保健課長 福祉課長
都市整備部	部長 維持課長 都市計画課長 区画整理課長 産業・観光課長
上下水道部	部長 企業管理課長
教育部	部長 生涯学習課長 文化財課長

別表第2(第6条関係)(平9訓令1・一部改正)

幹事名簿

所 属	幹 事
企画課	企画調整係長
文化振興課	文化振興係長
環境課	環境管理係長
高齢・保健課	高齢福祉係長
福祉課	社会労働係長
維持課	管理係長
都市計画課	課長 都市計画係長 開発指導係長
区画整理課	換地係長
産業・観光課	農政係長
企業管理課	企業管理係長
生涯学習課	スポーツ振興係長
文化財課	文化財保護係長

9 太都第 3 1 5 号
平成 1 0 年 3 月 9 日

太宰府市都市計画審議会
会長 岡 道也 様

太宰府市長 佐 藤 善 郎

都市計画に関する基本的な方針について（諮問）

太宰府市都市計画審議会条例（昭和 5 7 年条例第 1 8 号）第 2 条の規定により、
下記のとおり諮問します。

記

1. 太宰府市都市計画に関する基本的な方針（案）

平成10年3月26日

太宰府市長 佐藤善郎様

太宰府市都市計画審議会
会長 岡道也

都市計画に関する基本的な方針について（答申）

平成10年3月9日9太都第315号で諮問のあった、都市計画に関する基本的な方針（太宰府市都市計画のマスタープラン）案について、太宰府市都市計画審議会条例（昭和57年条例第18号）第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、方針案は、広く市民参加のもとに組み上げたまちづくりの指針であり、方針の遂行にあたっては、まちづくりの主体である市民の積極的な参加を求めて、着実に事業を推進されることを要望します。

記

1. 総括事項

- (1) 本方針案の目標年次は、2017年（平成29年）までの20年間であるが、財政的社会的変化等により計画の補正を必要とするときは、的確にこれに対応するなど適切な措置を講じられたい。
- (2) 目標人口79,000人の設定は、第3次太宰府市総合計画の人口予測（平成12年70,000人）に基づいて推計しているため、上水道の給水緩和等により、将来において目標人口を上回る事態を生じた場合は、その人口に対応できるよう総合的な見地から計画の見直しを検討されたい。

(3) 市全体の総合的な土地利用等から、都市計画区域外の区域編入について検討されたい。

2. 計画書

(1) 福岡県における太宰府市の広域的位置づけに関することや、隣接市町と密接に関係する事業計画にあたっては、関係機関や隣接市町との調整、整合を十分に図られ推進されたい。

(2) 太宰府市は、優れた歴史的・文化的遺産と豊かな自然を保有しており、それらを保全することはもとより、都市計画においても市街地を含む調和のとれた景観形成に十分配慮する必要がある。そのため、景観条例、景観形成基本計画等を策定し、施策の展開を図られたい。

(3) 地域別方針（小学校ゾーン）の事業推進にあたっては、事業進捗が地域によって偏りのないよう配慮されたい。

その他

(1) 文言や図面等の表現については、市民に理解されやすいように配慮されたい。

太宰府市都市計画のマスタープラン

発行日 平成10年3月

編集・発行 太宰府市都市整備部都市計画課
〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

TEL 092-921-2121

FAX 092-921-1601

編集協力 財団法人九州環境管理協会

本書は再生紙を
使用しています。

